

座間市

地下水保全基本計画

みらい
将来へつなぐ ざまの地下水



令和8年3月
座間市

はじめに

本市では、相模原台地に育まれた地下水を、古くから生活用水として利用するとともに、地域の貴重な資源として活かしてきました。豊かな地下水は市内の各所から湧き出て、市民の憩いの場としても大切にされています。一方で、地下水は一度汚染や枯渇が生じると、その回復には長い年月と多大な労力を要します。高度経済成長期以降の都市化や気候変動など、地下水を取り巻く環境は大きく変化しており、それらを踏まえた計画的で総合的な保全対策が求められてきました。



そこで本市ではこうした状況を踏まえ、地下水の量と質の両面を確保するために「座間市地下水保全基本計画」を平成15年に策定し、これまで地下水位や水質の継続的な監視、汚染防止対策の実施、保全活動の推進など、様々な保全施策を実施してきました。

近年では、「地下水の適正な保全及び利用」が水循環基本法の基本的施策に追加され、同法に基づいて策定される水循環基本計画でも、「非常時における地下水等の代替水源としての有効活用」が明記されるなどしています。また、令和4年度から調査を行っている有機フッ素化合物など、新たに関心が高まってきている分野もあります。こうした変化に対応し、次世代に健全な地下水環境を引き継いでいくためには、従来の取組を検証するとともに、時代の要請に即した施策に改善し、着実に進めていく必要があります。

このたび改定しました「座間市地下水保全基本計画」では、地下水を市民共有の貴重な資源として保全するという目的はそのままに、従来の「地下水量の保全」「地下水質の保全」「水環境の保全」「保全活動・利活用の推進」の四つに「地下水の利活用」を加えた五つの基本方針を柱としています。

地下水は、本市の将来にわたる発展と市民生活の安全・安心を支える基盤のひとつです。一人ひとりが地下水の価値を理解し、日ごろから保全に取り組んでいただくことが、何より重要です。今後も、市民、事業者、関係機関の皆様と力を合わせ、健全で持続可能な水循環の実現に努めてまいります。

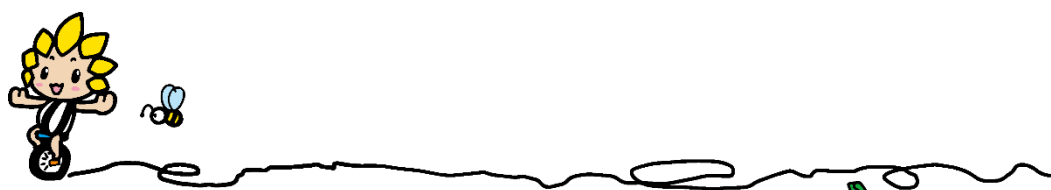
結びに、本計画の改定に当たり、貴重な御意見をいただいた地下水保全連絡協議会の委員の皆様、専門的な学識に基づき数々の御助言をいただいた地下水採取審査委員会の委員の皆様、アンケートに御協力いただいた多くの市民・事業者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和8年3月

座間市長 佐藤弥斗

目次 Contents

第1章 はじめに	1
1. 座間市の地下水環境	2
2. 座間市地下水保全基本計画改定の目的	4
第2章 これまでの取組と課題	5
1. これまでの取組の概要	6
2. 旧基本計画（平成28年）の進捗と検証	8
3. 基本計画改定に当たっての課題.....	28
第3章 地下水保全の基本的な考え方	29
1. 基本理念.....	30
2. 基本方針.....	31
3. 座間市が目指す将来像	32
第4章 地下水保全のための事業内容	34
1. 取組方針と目標	35
2. 事業内容.....	38
第5章 地下水保全基本計画の推進	57
1. 計画の位置づけ	58
2. 推進体制の構築と地下水マネジメント.....	59
3. 実施スケジュールと推進プロセス	60
4. 新たな地下水保全基本計画推進体系.....	61
資料編	62



第1章 はじめに

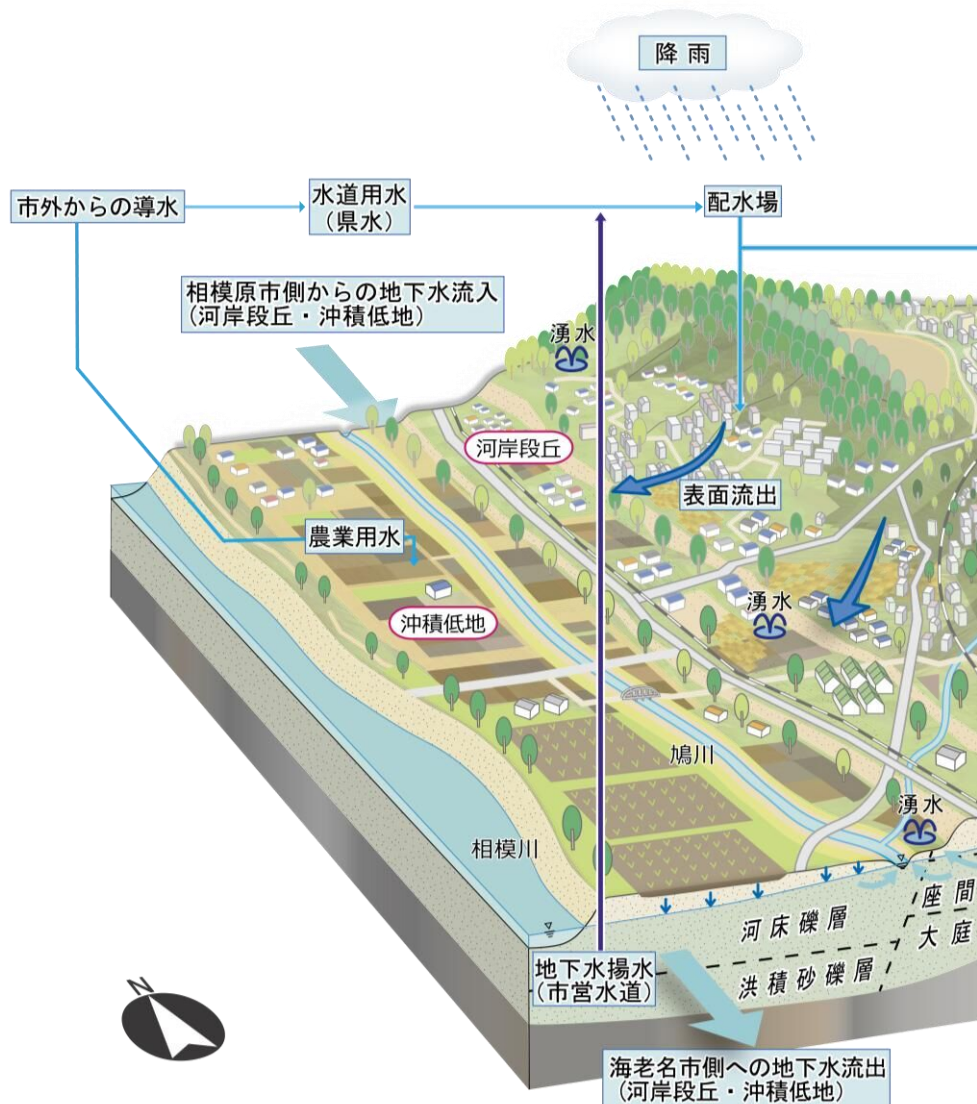
1. 座間市の地下水環境
2. 座間市地下水保全基本計画改定の目的

1. 座間市の地下水環境

雨はゆっくりと地下にしみ込んでいき、砂や砂礫^{されき}等の水を通しやすい地層で地下水となります。地下水は非常にゆっくりと水を通しやすい地層を移動し、その一部は谷や崖、窪地等で湧き出します。これを水循環^{*}とよび、下図に本市の水循環の模式図を示します。

本市は、下図に示すとおり市の中央付近を南北に連なる座間丘陵^{ざまきゅうりょう}とその東側に広がる相模原台地、座間丘陵の西側に広がる相模川沿いの河岸段丘^{かがんだんきゅう}と沖積低地^{ちゅうせきていち}からなります。相模原台地には、相模川が数十万年前に堆積した水を通しやすい地層である相模野礫層^{さがみのれきそう}、下庭層^{しもにわそう}、大庭砂礫層^{おおばされきそう}が厚く分布しているため、地下水を豊富に汲み上げることができます。そのため、本市では地下水が水道水や工業用水等の貴重な水源となっています。

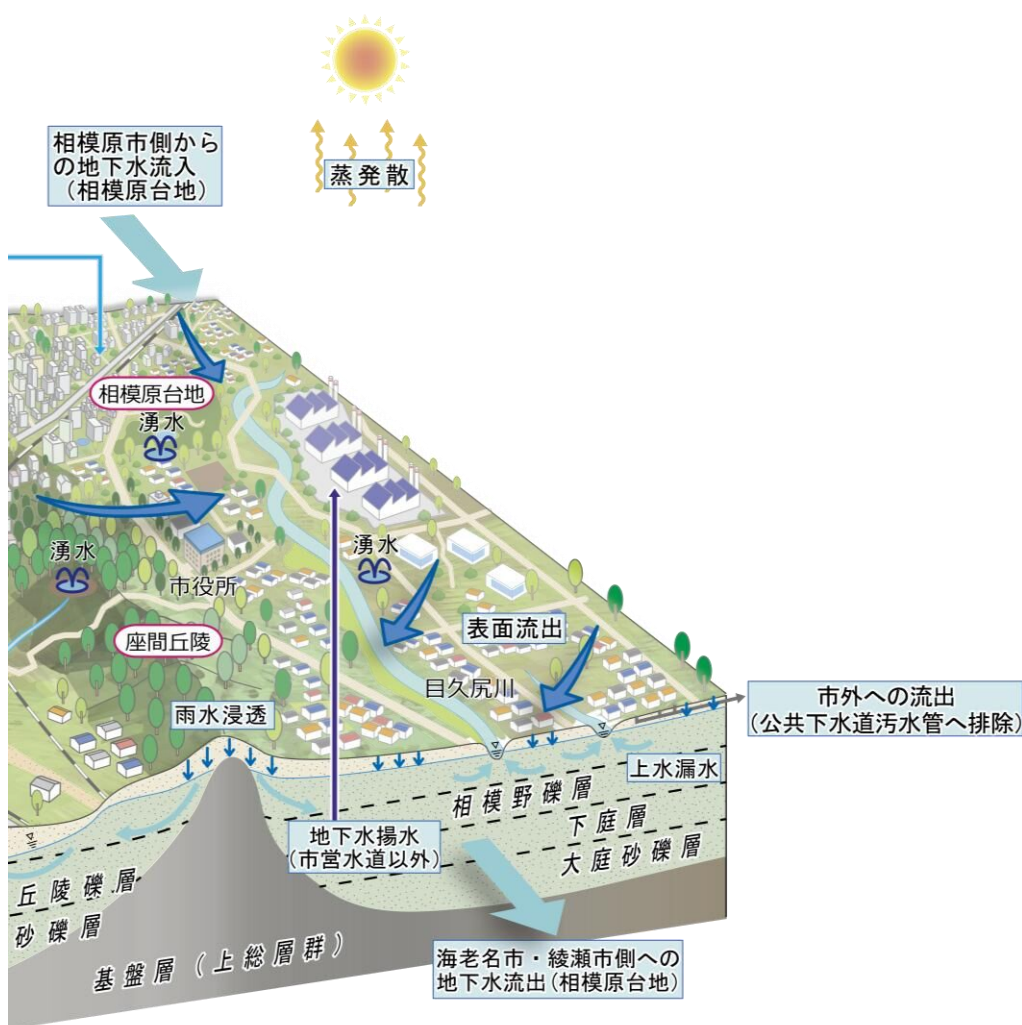
■ 本市の水循環の模式図



地下水の一部は、相模原台地では目久尻川の谷で、^{ざま きゅうりょう}座間丘陵と^{かがんだんきゅう*}河岸段丘では^{ざま}座間丘陵の^{きゅうりょう}谷戸や^{かがんだんきゅう}河岸段丘の^{だんきゅうがい*}段丘崖で湧き出し湧水となり、その湧水の周辺は市民の憩いの場となっています。

昭和50年代頃からの急速な都市化や近年の再開発等により雨が地下へしみ込みにくくなり、地下水の水量に影響をもたらすことが懸念されています。水道事業等と関わりのある地下水や市民の憩いの場となる湧水周辺の環境を守るには、地下水を保全していく必要があります。

そのため、平成15年（2003年）2月に初版の座間市地下水保全基本計画、平成28年（2016年）3月に改定版の座間市地下水保全基本計画を策定し、地下水保全を推進しています。



2. 座間市地下水保全基本計画改定の目的

本市では、平成15年（2003年）2月に座間市地下水保全基本計画を策定し、地下水保全を推進してきました。その後、平成26年（2014年）7月に施行された水循環基本法^{*}、平成27年（2015年）7月に閣議決定された水循環基本計画^{*}等に対応するため、平成28年（2016年）3月に座間市地下水保全基本計画（以下、「旧基本計画（平成28年）」といいます。）の改定を行い、「地下水量の保全」、「地下水質の保全」、「水環境の保全」、「保全活動の推進」の4つの基本方針の下、地域の実情に応じた地下水マネジメント^{*}に取り組んできました。

旧基本計画（平成28年）策定後、国においては令和3年（2021年）に水循環基本法の一部改正が行われ、流域マネジメント^{*}の一環として「地下水の適正な保全及び利用」が規定されました。

水循環基本法の基本的施策

- 貯留・涵養^{かん}機能の維持及び向上
- 水の適正かつ有効な利用の促進等
- 流域連携の推進等
- 地下水の適正な保全及び利用 ※令和3年(2021年)追加
- 健全な水循環に関する教育の推進等
- 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 水循環施策の策定に必要な調査の実施
- 科学技術の振興
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

水循環基本法に基づき策定されている水循環基本計画は令和2・4・6年（2020・2022・2024年）に見直しが行われました。特に、令和6年（2024年）の見直しでは「非常時における地下水等の代替水源としての有効活用」が明記されました。

また、本市においては近年、市内の地下水・河川において健康への影響が懸念されている有機フッ素化合物^{*}が検出されたことにより、継続的に水質調査を実施しています。

このような法改正や水質問題等、本市の地下水を取り巻く状況の変化に対応するため、令和8年（2026年）3月に座間市地下水保全基本計画（以下、「本基本計画」といいます。）の改定を行いました。

第2章 これまでの取組と課題

1. これまでの取組の概要
2. 旧基本計画（平成28年）の進捗と検証
3. 基本計画改定に当たっての課題

1. これまでの取組の概要

本市における上水道は、昭和30年（1955年）の水道事業開始当初から良好な水質で水量豊富である地下水を水源としていました。昭和53年（1978年）からは、人口急増期の水需要に対応するため神奈川県企業庁と協定を結び、受水を開始しています。本市の地下水等に関する年表は下表のとおりです。

■本市の地下水等に関する年表

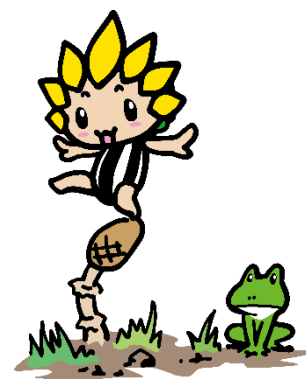
和暦	西暦	主体	出来事	参考情報
昭和30年	1955年	座間町	座間町営水道の事業開始	地下水を水源としていた
昭和31年	1956年	国	工業用水法 施行	地盤沈下の著しい地域で地下水採取規制（本市は対象外）
昭和46年	1971年	国	水質汚濁防止法 [*] 施行	特定事業場からの公共用水域への排出、地下水への浸透 [*] を規制
昭和53年	1978年	座間市	宮ヶ瀬ダム計画に係る座間市の配分量の取扱いに関する基本協定 締結	増加する水需要への対応のため、水道の一部として神奈川県企業庁からの受水開始
平成10年	1998年	座間市	座間市の地下水を保全する条例 施行	地下水採取の規制、水質保全、地下水かん養 [*] 等について定める
平成11年	1999年	座間市	地下水保全連絡協議会 設置	地下水の保全、その他関連する事項について協議
平成15年	2003年	座間市	座間市の地下水を保全する条例 改正	座間市地下水採取審査委員会を設置
平成15年	2003年	座間市	地下水採取審査委員会 設置	地下水揚水量等に関する事項について審査
平成15年	2003年	座間市	座間市地下水保全基本計画 策定	条例に基づいた7つの事業を実施
平成26年	2014年	国	水循環基本法 [*] 施行	水循環 [*] に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために制定
平成27年	2015年	国	水循環基本計画 [*] 閣議決定	水循環基本法に基づき定められる、水循環に関する基本的な計画
平成28年	2016年	座間市	座間市地下水保全基本計画 改定	旧基本計画（平成28年）
令和2年	2020年	国	水循環基本計画 見直し	貯留・かん養機能の維持・向上として、持続可能な地下水の保全と利用を推進することを明記
令和3年	2021年	国	水循環基本法 改正	「地下水の適正な保全及び利用」が規定
令和4年	2022年	国	水循環基本計画 一部見直し	「地下水の適正な保全及び利用」を流域マネジメントの一環として重点的に取り組む内容に位置付け
令和6年	2024年	国	水循環基本計画 見直し	非常時における地下水等の代替水源としての有効活用を明記
令和8年	2026年	座間市	座間市地下水保全基本計画 改定	今回の改定

上表では、工業用水法及び水質汚濁防止法については改正の履歴を省略しています。

本市の地下水保全に当たり、地下水採取事業者からの協力金を原資とする地下水保全対策基金を用いた事業を実施してきました。地下水保全対策基金による事業は下表に示すとおりです。

■地下水保全対策基金による事業

和暦	西暦	事業の内容
平成 19 年度	2007 年度	湧水*案内看板作成
平成 20 年度	2008 年度	湧水ざまップビデオ・DVD版作成（「座間の宝 湧水の秘密」）
平成 26 年度、 平成 27 年度	2014 年度、 2015 年度	地下水保全基本計画改定
平成 29 年度、 平成 30 年度	2017 年度、 2018 年度	地下水水位常時観測システム修繕
令和 2 年度	2020 年度	湧水ざまップの増刷
令和 4 年度	2022 年度	地下水保全基本計画中間検証
令和 5 年度	2023 年度	地下水・湧水中の有害物質分析及びダイオキシン類*実態調査
令和 5 年度	2023 年度	湧水量調査
令和 6 年度	2024 年度	湧水ざまップの改訂
令和 6 年度	2024 年度	地下水・湧水中の有害物質分析及びダイオキシン類実態調査
令和 6 年度、 令和 7 年度	2024 年度、 2025 年度	地下水保全基本計画改定

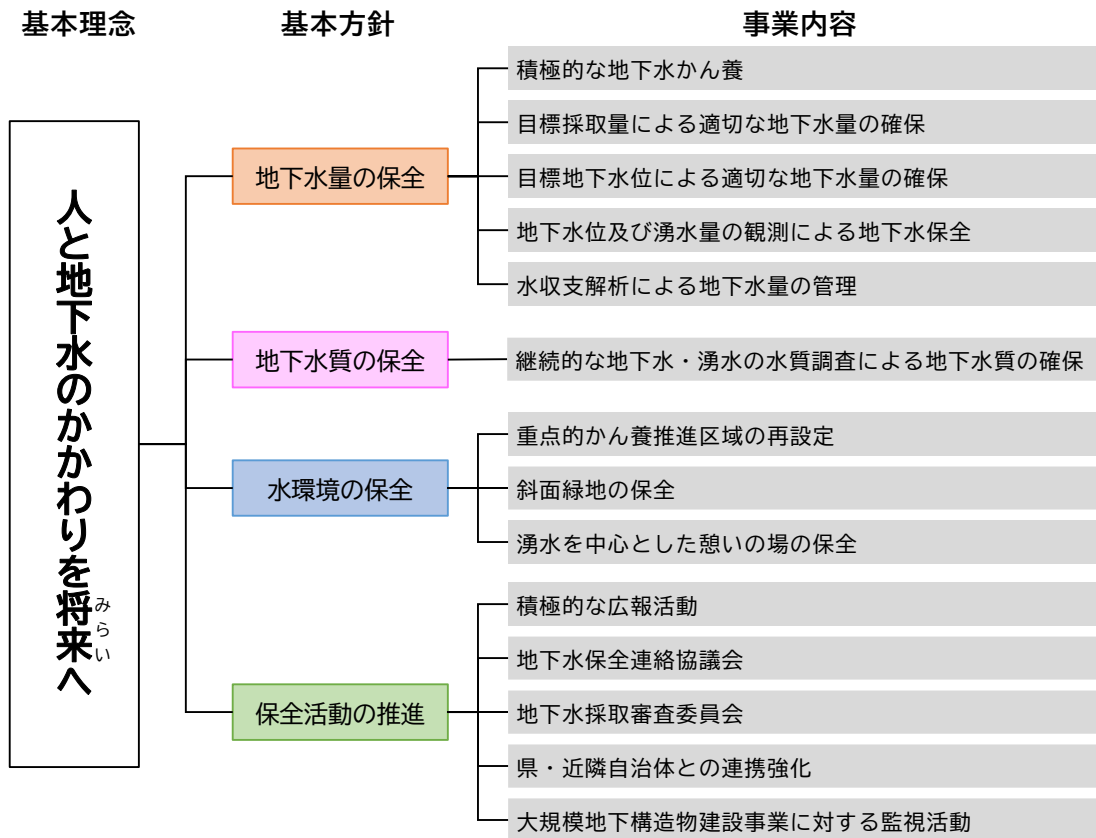


2. 旧基本計画（平成28年）の進捗と検証

本市では、旧基本計画（平成28年）で示されている、「地下水量の保全」、「地下水質の保全」、「水環境の保全」、「保全活動の推進」の4つの基本方針から、地下水保全の取組を行ってきました（下図参照）。

また、4つの基本方針ごとに地下水保全の取組方針を示すとともに、座間市の地下水を保全する条例に基づき、以下の事業を実施してきました。

■座間市地下水保全基本計画推進体系図（旧基本計画（平成28年））



以降で旧基本計画（平成28年）における事業内容を振り返ります。

(1) 地下水量の保全

地下水量の保全については、以下に示す事業に取り組んできました。それぞれの事業内容の実施状況を振り返ります。

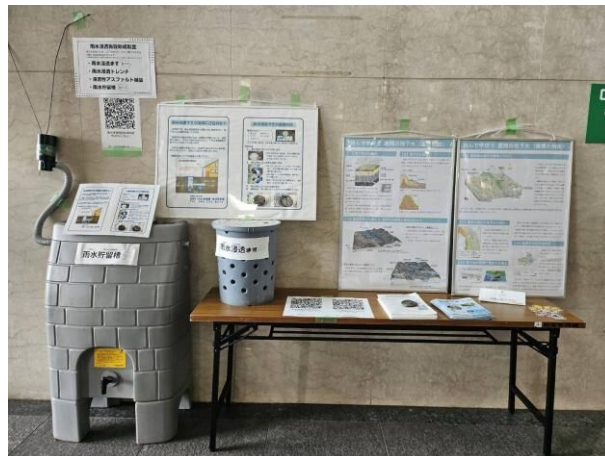
- 積極的な地下水かん養
- 目標採取量による適切な地下水量の確保
- 目標地下水位による適切な地下水量の確保
- 地下水位及び湧水量の観測による地下水保全
- 水収支解析による地下水量の管理

ア 積極的な地下水かん養

(ア) 相模原台地、座間丘陵、河岸段丘、沖積低地のかん養策

雨水浸透施設^{*}等の設置を促すため、広報ざまや市ホームページにおいて雨水浸透施設等設置助成制度の周知を行うとともに、本市主催のイベントや住宅展示場等にて雨水浸透施設等設置助成制度のリーフレット配布や、雨水浸透施設等の展示等を実施しました。

■ 雨水浸透施設等の展示状況



森林整備による水源かん養地の確保・整備として、樹林地の管理を行いました。また、NPO 法人と協働し、仲よし小道の維持管理を行うとともに、開発等事業指導要綱に基づく緑化指導を行いました。

地域別の雨水浸透施設^{*}等設置助成金交付実績と、重点的かん養推進区域^{*}及びその他区域における雨水浸透施設等設置助成金交付実績は下表のとおりです。雨水浸透施設等の設置数が増加していることが確認できます。

■ 地域別の雨水浸透施設等設置助成金交付実績件数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成28年度～令和6年度計
相模原台地	5	2	2	3	3	1	4	2	1	23
座間丘陵・河岸段丘 [*]	2	0	0	2	2	1	0	2	2	11
沖積低地 [*]	2	2	0	1	1	2	0	1	0	9
計	9	4	2	6	6	4	4	5	3	43

■ 重点的かん養推進区域及びその他区域における雨水浸透施設等設置助成金交付実績件数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成28年度～令和6年度計
重点的かん養推進区域	5	0	1	3	3	1	1	3	2	19
その他区域	4	4	1	3	3	3	3	2	1	24
計	9	4	2	6	6	4	4	5	3	43

(イ) 水源保護地域行為届

水源保護地域^{*}を守るため、座間市の地下水を保全する条例第26条に基づき、水源保護に影響を及ぼすおそれがある行為の届出を求め、その届出数を把握しました。水源保護地域行為届の届出数は下表のとおりです。水源保護地域に影響を及ぼすおそれがある行為を把握し、地下水への影響がないことを確認しています。

■ 水源保護地域行為届の届出数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成28年度～令和6年度計
水源保護地域行為届	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2

また、広報ざまや市ホームページにおいて、水源保護地域行為届について周知を行いました。

(ウ) 雨水浸透施設の清掃促進

雨水浸透ます^{*}の清掃は雨水の浸透能力^{*}の回復に大きな効果があるため、広報ざまや市ホームページ等で清掃を促しました。

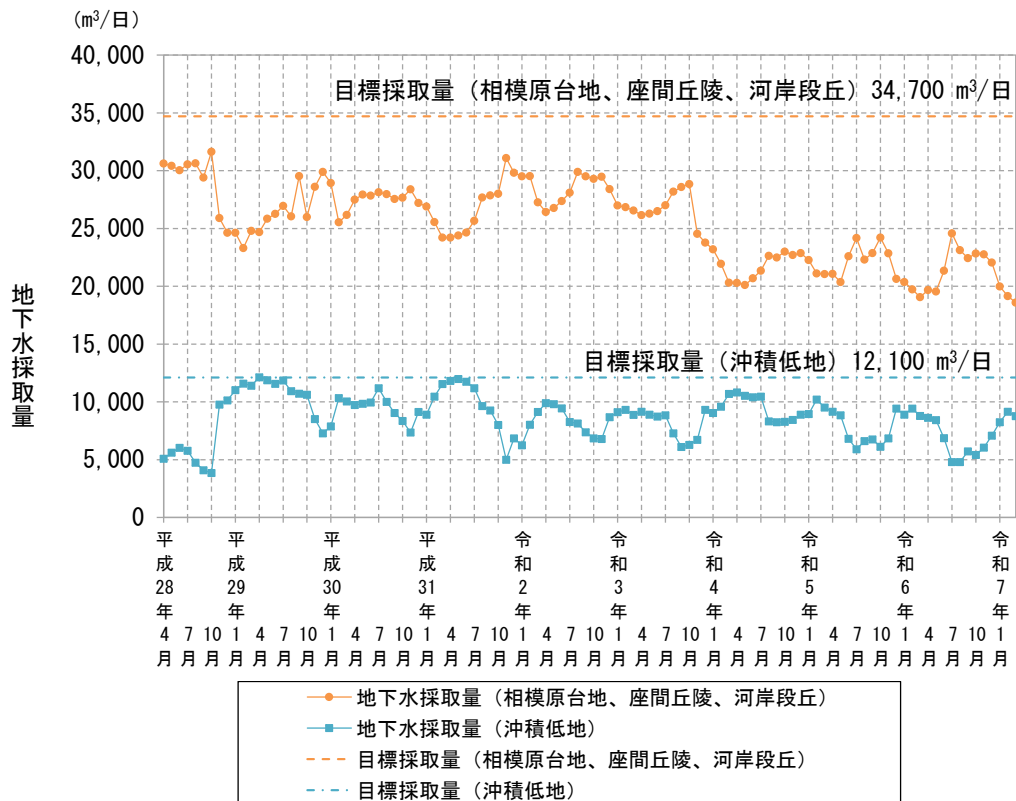
イ 目標採取量による適切な地下水量の確保

地下水量の管理を行うため、座間市の地下水を保全する条例第20条に基づき、地下水採取事業者から年2回の地下水採取量報告を受け、採取量の経年変化を把握しました。整理した地下水の採取量の推移は下図のとおりです。

地下水採取量の上限として目標採取量を設定し、適切な地下水量の確保を行っています。地下水の目標採取量は平成21年度地下水総合調査において、現状の採取量や将来予測から設定しました。

その結果、安定供給に影響を及ぼす場合等を除き、全ての地域・区分において地下水採取量は継続して目標を達成しました。

■ 地下水採取量の推移



ウ 目標地下水位による適切な地下水量の確保

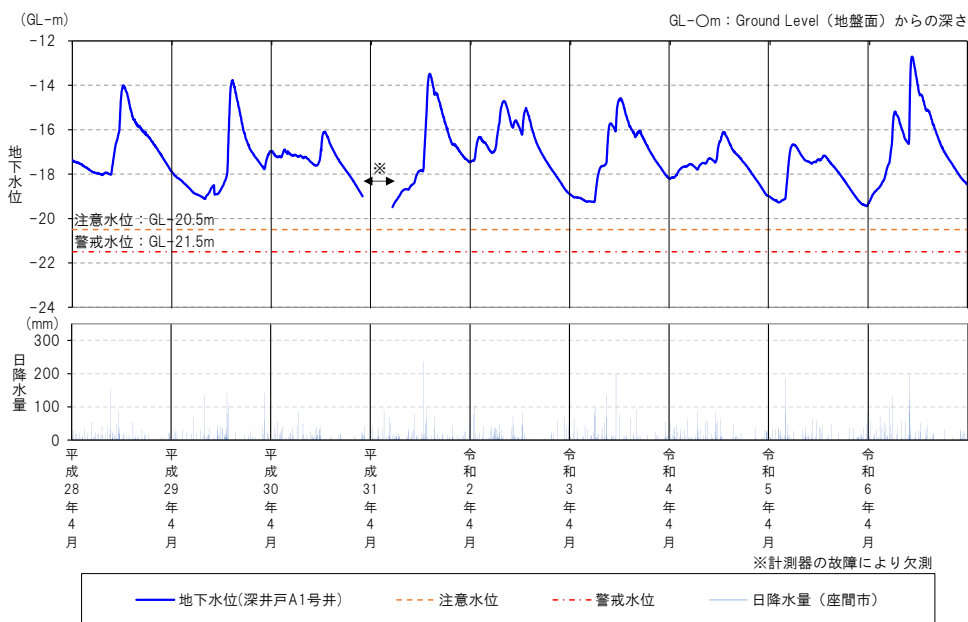
地下水位を監視するため、地下水位常時観測事業及び座間市地下水総合調査事業において、地下水位を観測しました。基準水位を設定した深井戸 A1号井の位置及び地下水位の推移は下図のとおりです。

その結果、深井戸 A1号井の地下水位の実測値は、注意水位（第一段階）、警戒水位（第二段階）を下回りませんでした。

■ 地下水観測地点と地下水取水地点（水道事業者）



■ 深井戸 A1号井における地下水位の推移



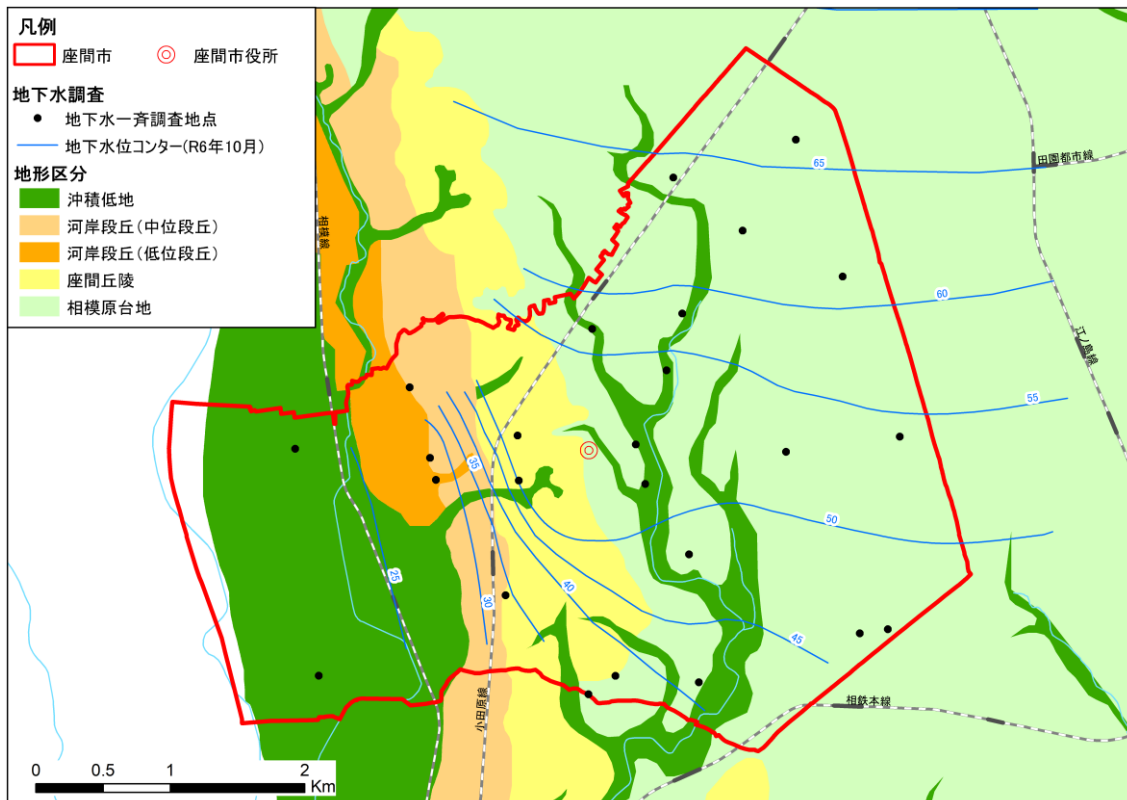
エ 地下水位及び湧水量の観測による地下水保全

(ア) 地下水位・湧水量の監視

地下水位を監視するため、座間市地下水総合調査事業、座間市地下水保全基本計画改定業務及び地下水位常時観測事業において、地下水位を観測しました。

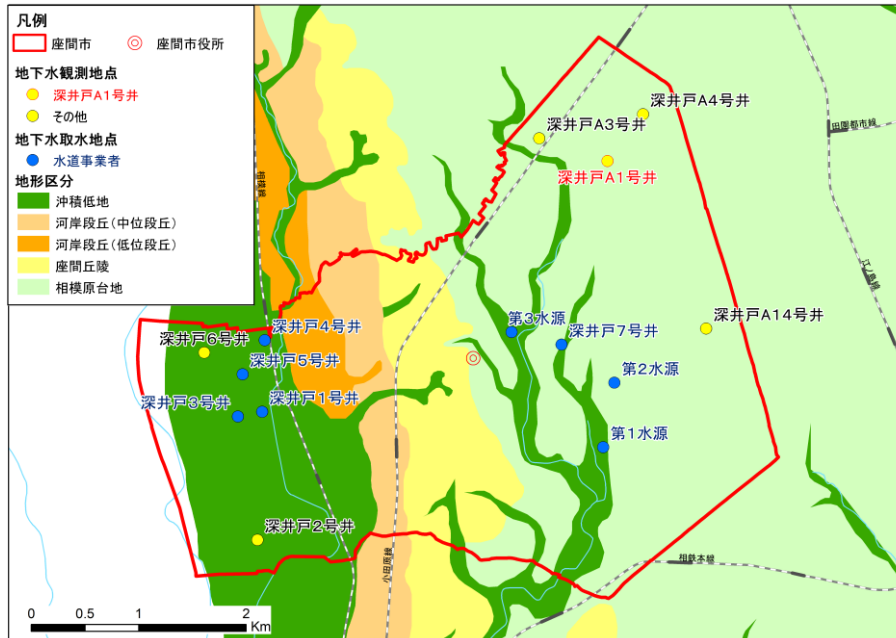
座間市地下水保全基本計画改定業務において地下水一斉調査を実施し作成した地下水位コンター*は下図のとおりです。本市の帯水層*については資料編（p.67、68）で解説しています。

■ 本市の地下水位（令和6年（2024年）10月測定）

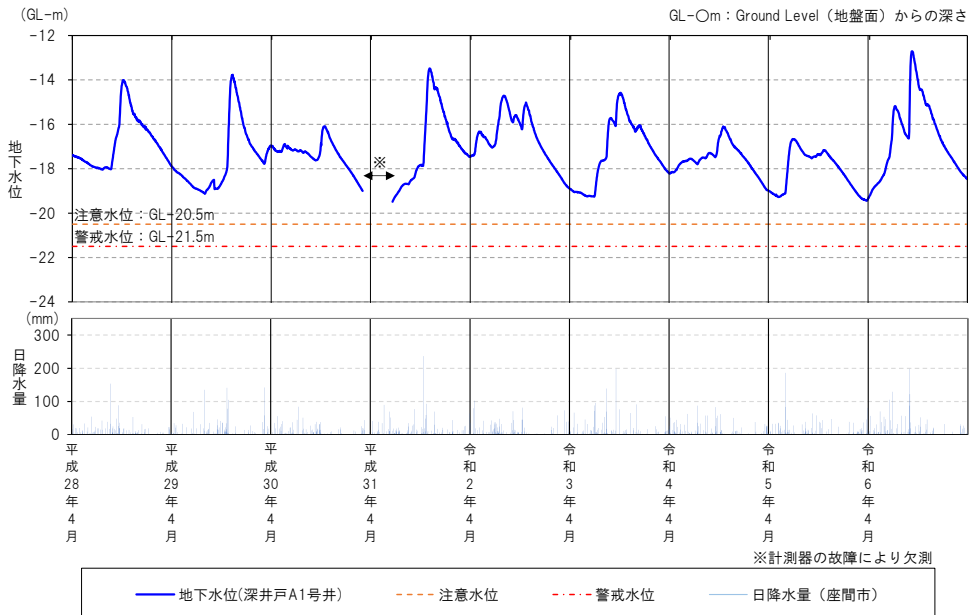


また、地下水位常時観測事業で観測した深井戸 A1号井の位置図及び地下水位の推移は下図のとおりです。

■ 地下水観測地点と地下水取水地点（水道事業者）（再掲）



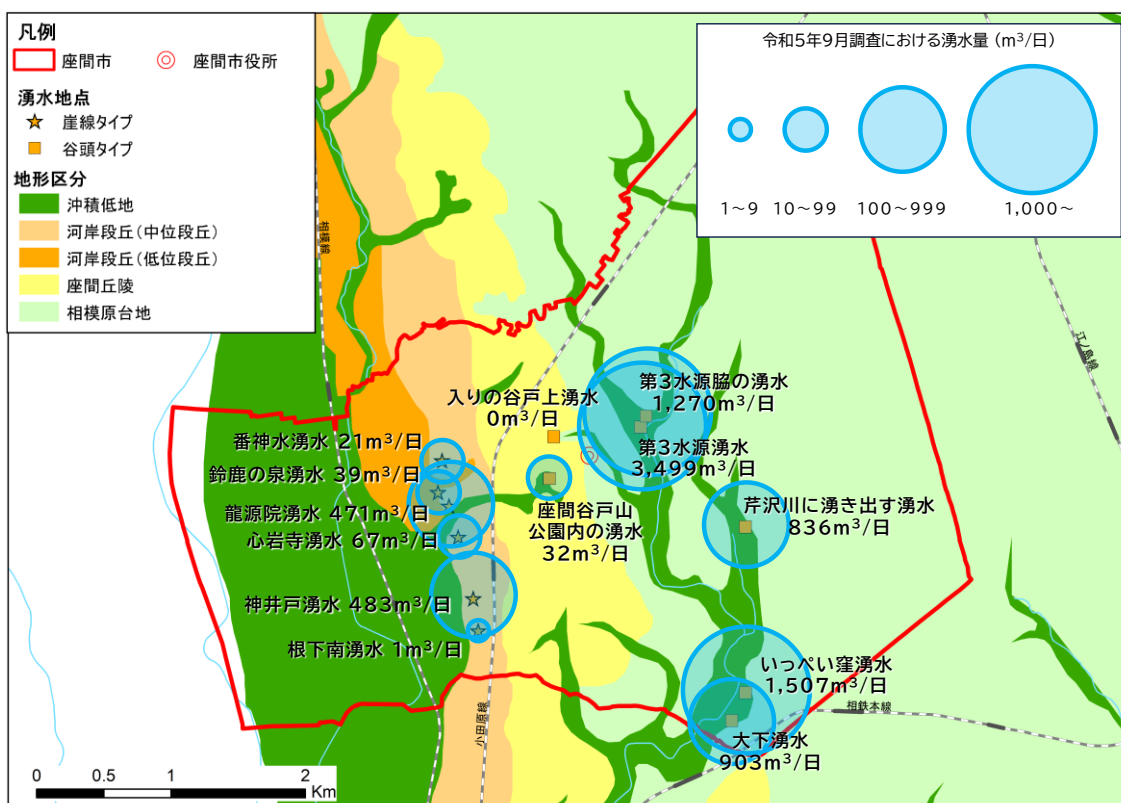
■ 深井戸 A1号井における地下水位の推移（再掲）



湧水量を監視するため、座間市地下水総合調査事業及び令和5年度座間市湧水量調査において湧水量等を観測し、これまでの結果と比較して大きく変化していないことを確認しました。

令和5年（2023年）9月の調査における湧水量は下図のとおりです。また、その他の湧水調査の詳細については資料編 p.74、75に掲載しています。

■ 湧水地点及び湧水量（主要な湧水抜粋）



* 資料編 用語集 (p.124～) 参照

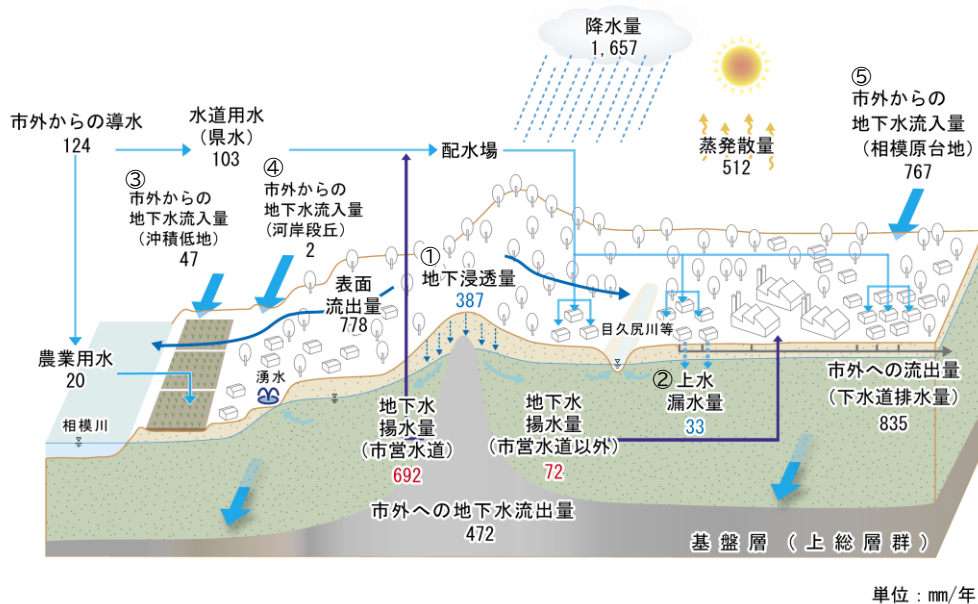
オ 水収支解析による地下水量の管理

現在の本市における地下水等の出入りを把握するため、座間市地下水保全基本計画改定業務において水収支解析^{*}を実施し、本市の水収支^{*}の検証を行いました。その結果、過去の水収支解析と比較して地下水揚水量が減少傾向にあることから、地下水かん養^{*}量と地下水揚水量の差分が減少する傾向であることがわかりました。水収支解析結果は下図のとおりで、詳細は資料編 p.80～82に掲載しています。

◆水収支解析結果の概要（令和2年（2020年））

- ・ 年降水量の約23%である387mm/年（①）が地下に浸透^{*}
- ・ 上水道からは上水漏水量として33mm/年（②）が地下に浸透
- ・ 市外からは816mm/年（③+④+⑤）の地下水が市内に流入
- ・ 年間1,236mm/年（①+②+③+④+⑤）の水が本市の地下水に流入

■水収支解析結果（令和2年（2020年））



- ※上記の数値は、単位面積あたりの値（水量を本市の面積17.6km²で除した値）。
- ※市外への地下水流出量は、市内の地下水湧出量を含む。
- ※市外からの地下水流入量および市外への地下水流出量は、地下水位の変化に伴う地下水貯留量の変化を含む。
- ※土地利用状況として、国土数値情報（令和3年（2021年））のデータを使用した。
- ※降水量は、直近5年間のうち、過去20年間の平均並みの降水量に最も近い令和2年（2020年）の値を用いた。
- ※四捨五入しているため、各項目とその合計は必ずしも一致しない。

（2）地下水質の保全

地下水質の保全については、以下に示す事業に取り組んできました。それぞれの事業内容の実施状況を振り返ります。

- 継続的な地下水・湧水の水質調査による地下水質の確保

ア 継続的な地下水・湧水の水質調査による地下水質の確保

（ア）有害物質の適正な管理の推進

地下水質を悪化させないため、汚染源となり得る有害物質を扱う事業所を把握する必要があります。そのような観点から有害物質を適正に管理するため、座間市の地下水を保全する条例第7条に基づき、有害物質使用事業場設置の届出を求めた結果、各年度で下表に示す件数の届出がありました。また、各年度の基準日における有害物質使用事業場数についても適切に把握しました（下表参照）。

■ 有害物質使用事業場設置の届出件数及び
有害物質使用事業場数（基準日：各年度3月31日）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平成28年度～令和6年度計
届出件数	1	1	0	1	1	1	0	0	0	5
事業場数	44	44	37	35	35	32	27	25	24	-

(イ) 地下水・湧水の水質調査

神奈川県では、公共用水域及び地下水の水質測定計画に基づいて有機塩素系化合物^{*}を含む有害物質等を調査しています。本市では、その補完として毎年度継続して有機塩素系化合物をはじめとした有害物質等を対象に地下水、湧水^{*}の水質調査を行い、その結果を公表しています。

平成10年（1998年）頃はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物が環境基準^{*}を超過している地点が多く見受けられ、旧基本計画（平成28年）の期間には複数回にわたりテトラクロロエチレンの環境基準を超過している地点（地下水及び湧水）が確認されました。その後継続的な調査を行い、環境基準超過は確認されませんでした。また、令和4年（2022年）以降、有機フッ素化合物^{*}を対象とした調査を実施する等、水質調査を継続してその結果を公表しています。

水質調査の詳細を資料編 p.76、77に掲載するとともに、有機フッ素化合物の各種法令における規制の状況等について資料編 p.105に掲載しています。

（3）水環境の保全

水環境の保全については、以下に示す事業に取り組んできました。それぞれの事業内容の実施状況を振り返ります。

- 重点的かん養推進区域の再設定
- 斜面緑地の保全
- 湧水を中心とした憩いの場の保全

ア 重点的かん養推進区域の再設定

湧水^{*}量を確保する事業内容のとおり、相模原台地と座間丘陵^{ごま きゅうりょう}、河岸段丘^{かがんだんきゅう}に重点的かん養推進区域^{*}を再設定し、重点的かん養推進区域では雨水浸透ます^{*}の助成金額を優遇する等、湧水の保全に取り組みました。

重点的かん養推進区域及びその他区域における雨水浸透施設^{*}等設置助成金交付実績は下表のとおりで、地下水量の確保に向けた対策が進んでいることが確認できました。

■ 重点的かん養推進区域及びその他区域における
雨水浸透施設等設置助成金交付実績件数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
重点的かん養推進区域	5	0	1	3	3	1	1	3	2
その他区域	4	4	1	3	3	3	3	2	1
計	9	4	2	6	6	4	4	5	3

イ 斜面緑地の保全

斜面緑地^{*}を保全するため、令和6年度（2024年度）現在、10.3haの土地を特別緑地保全地区^{*}に指定しており、斜面緑地の保全活動として面積や所在地に応じて一定額を奨励金として支払っています。

伐採・剪定等による維持管理を行うことで、斜面緑地を保全していることを確認しました。

ウ 湧水を中心とした憩いの場の保全

湧水^{*} 周辺の環境を保全するため以下の活動を行いました。

- ・ 湧水ツアーの開催
- ・ 地下水保全連絡協議会委員からの意見聴取

■ 湧水ツアーの開催状況



（４） 保全活動の推進

保全活動の推進については、以下に示す事業に取り組んできました。それぞれの事業内容の実施状況を振り返ります。

- 積極的な広報活動
- 地下水保全連絡協議会
- 地下水採取審査委員会
- 県・近隣自治体との連携強化
- 大規模地下構造物建設事業に対する監視活動

ア 積極的な広報活動

（ア）ホームページ等を利用した積極的な広報活動

地下水への理解を促進するため、市ホームページにおいて、令和7年度（2025年度）時点で以下の情報を配信しています。

■市ホームページにおける情報発信

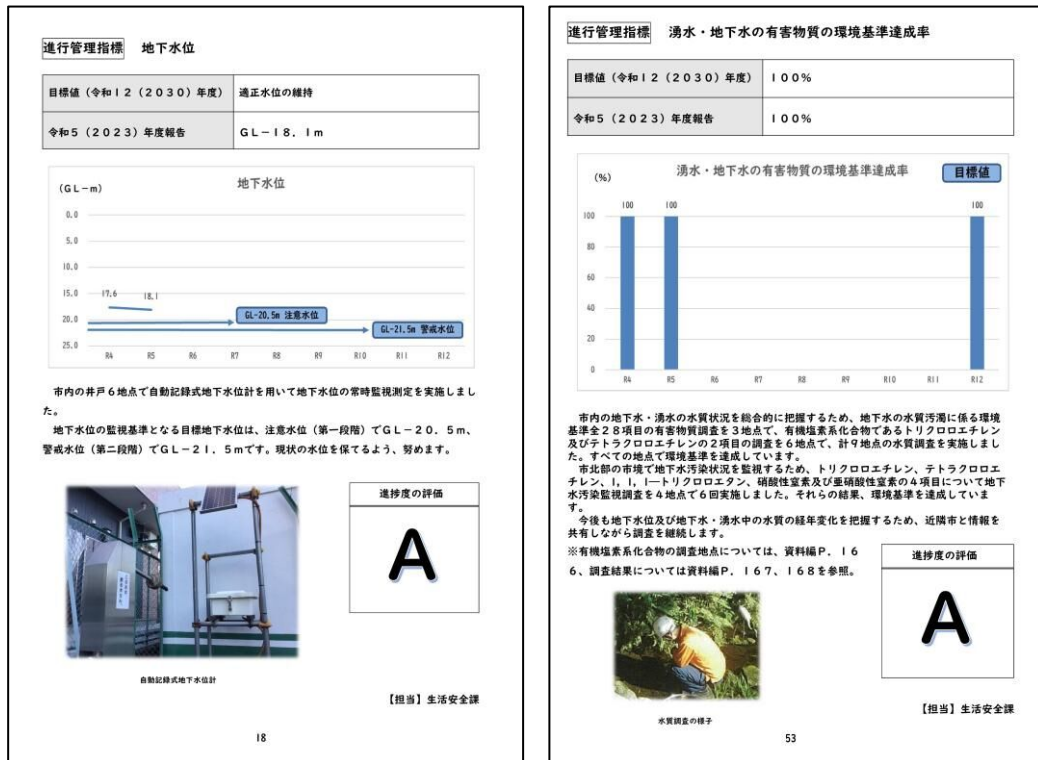
分類	掲載内容
湧水	<ul style="list-style-type: none">・ 湧水ざまップ・ 座間市湧水ツアー実施・ DVD「座間の宝 湧水の秘密」の貸し出し
地下水の保全	<ul style="list-style-type: none">・ 座間市地下水総合調査事業 概要・ 水道事業等における PFOS および PFOA への対応・ 市内の有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）分析結果・ リニア中央新幹線建設に係る本市の地下水への影響・ 飲用井戸を利用する皆さんへ・ 水質事故防止にご協力を・ 水源保護地域行為届出書・ 地下水採取量報告書・ 有害物質使用事業場の届出書



(イ) 地下水位、湧水量及び水質等の調査結果を公開することによる地下水への理解の促進

地下水への理解を促進するため、座間市環境基本計画年次報告書において、地下水位及び水質等の調査結果を公開しています。

■ 座間市環境基本計画年次報告書（抜粋）



(ウ) 保全活動・情報発信の中心的位置づけとする公共施設

地下水への理解を促進するため、公共施設において湧水ざまップ、雨水浸透施設^{*}等設置助成制度のリーフレット配布や、雨水浸透施設等の展示等を実施しました。また、ごま生涯学習宅配便での出前授業、ふるさとまつりでの啓発ブース出展、湧水ツアー、庁内モニターでの啓発等を実施しました。

* 資料編 用語集 (p.124～) 参照

イ 地下水保全連絡協議会

市民・事業者との協働により地下水保全を推進するため、地下水保全連絡協議会を開催し、座間市の地下水を保全する条例第31条に基づき、地下水に関する事項を協議しました。各年度の開催状況は下表のとおりです。

■ 地下水保全連絡協議会の開催回数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	3	3	2	2	2	2	3	3	3

ウ 地下水採取審査委員会

学識経験者等からなる地下水採取審査委員会を開催し、地下水揚水量等に関する事項について審査しました。各年度の開催状況は下表のとおりです。

■ 地下水採取審査委員会の開催回数

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	1	1	1	0	0	2	3	3	3

エ 県・近隣自治体との連携強化

県・近隣自治体と連携した地下水マネジメント^{*}を実施するため、県央地域地下水保全ブロック会議へ参画し、健全な水循環^{*}系の構築に向けて県、近隣自治体と連携を図りました。なお、令和4年度（2022年度）に県央地域地下水ブロック会議は終了しましたが、現在も情報共有は継続しています。

各年度の開催状況は下表のとおりです。

■ 県央地域地下水保全ブロック会議の実施状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	1	1	1	1	1	1	-※	-※	-※

※メールでの情報共有

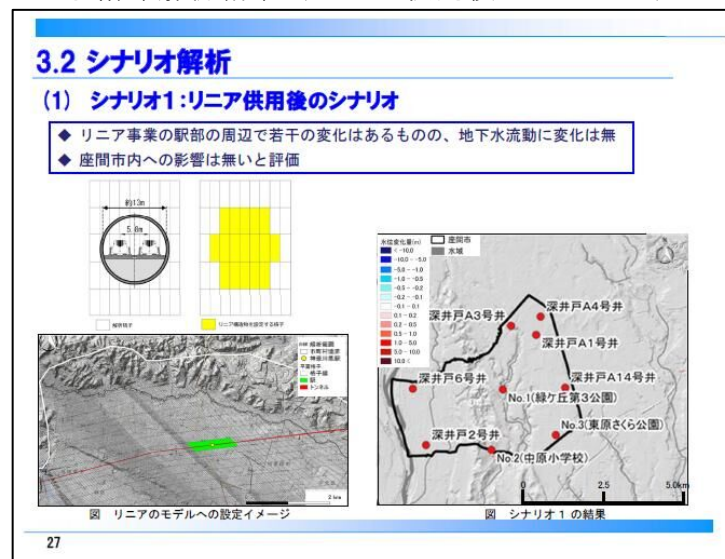
オ 大規模地下構造物建設事業に対する監視活動

リニア中央新幹線建設等の地下水への影響を監視するため、リニア中央新幹線に関して大きな動きがある際や工事の進捗ごとに、事業者である東海旅客鉄道（株）から説明を受けることになっています。また、リニア中央新幹線建設等の大規模地下構造物建設事業の工事に当たっては、引き続き事業者に必要な地下水位等の観測を行うよう要望するとともに、その他の大規模地下構造物建設事業が計画された場合は、必要に応じて資料の提供を求めています。

一方、本市では水循環基本法^{*}の理念を考慮し、地下水・地表水を一体的に検討することができる三次元水循環解析モデル^{*}を構築しました。このモデルを用いて本市が今後直面する複数のシナリオを想定した水循環解析^{*}を実施し、その中でリニア中央新幹線供用後の本市における地下水変動の検証を行いました。水循環解析結果（リニア供用後のシナリオ）の概要は下図のとおりです。その結果、リニア中央新幹線建設事業の駅部の周辺で若干の変化はあるものの、地下水流動に変化はなく、本市への影響はないと評価しました。

以上のとおり、リニア中央新幹線建設等による地下水への影響を監視する活動を行っています。

■ 水循環解析結果（リニア供用後のシナリオ）



（座間市地下水総合調査事業概要）

（5）アンケート調査

基本計画改定に向け、市民や市内の事業者に向けたアンケート調査を実施しました。

■ 市民・事業者アンケート概要

対象	手法	実施時期	回答
市民	座間市 LINE 公式アカウント	令和6年(2024年) 8～9月	7,171件 友達登録アカウント数：約99,000
市内事業者 (井戸設置者)	郵送	令和6年(2024年) 8～9月	26件 郵送数：48件
市内事業者 (井戸設置者以外)	郵送	令和6年(2024年) 8～9月	40件 郵送数：152件

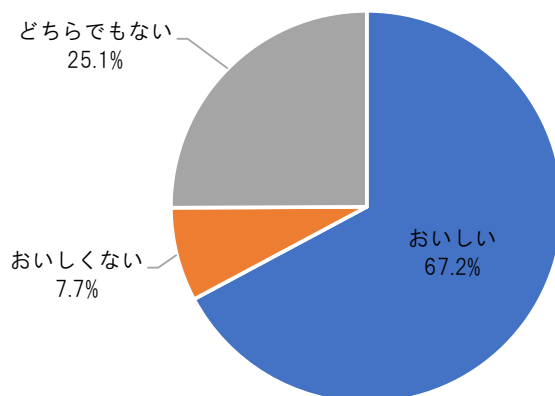
アンケート調査から、旧基本計画（平成28年）や座間市の地下水を保全する条例を知らない市民・事業者が多いことが分かりました。そのため、より効果的な広報活動と教育活動を行い、市民・事業者の地下水保全に対する意識の醸成を図る必要があります。その一方で、有機フッ素化合物^{*}の検出の経緯もあり、市民及び事業者の中で地下水質に関する関心が大きいことが確認されました。下表及び次頁にアンケート調査の結果を抜粋して掲載しています。その他、アンケート調査結果の詳細を資料編 p.83～92に掲載しています。

■ 市民・事業者アンケート結果の抜粋

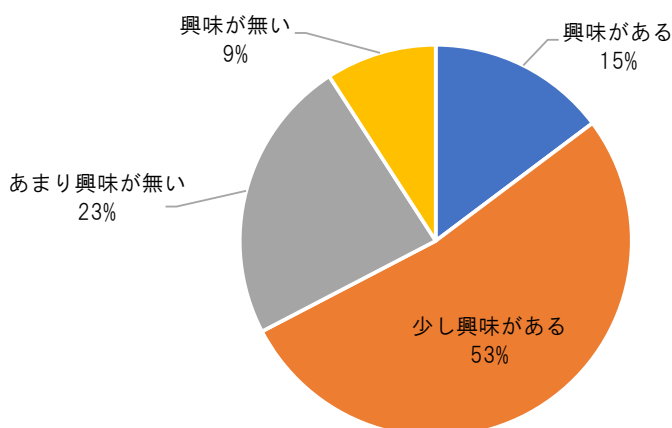
主な設問	回答概要	
「座間市の地下水を保全する条例」を知っているか	市民	前回アンケートから知っている割合減少（37%→29%） ※中でも、10～40代の認知度が特に低い。
	事業者	前回アンケートから知っている割合増加（53%→60%）
「座間市地下水保全基本計画」を知っているか	市民	前回アンケートから知っている割合減少（26%→19%） ※中でも、10～40代の認知度が特に低い。
	事業者	前回アンケートから知っている割合維持（40%→40%）
地下水を守る取組のうち、重要だと思う取組	市民	1位 地下水の水質測定
		2位 水辺付近の緑地や樹木を保護
		3位 地下水位のモニタリング
地下水に関することで不安や心配に思っていること	市民	1位 地下水質が悪化しているのではないかと
		2位 建設工事等による地下水への影響
	事業者	1位 地下水質が悪化しているのではないかと
		2位 地下水を汲み上げることによる地下水の減少
地下水に関する意見・要望	市民	・水質（有機フッ素化合物等）への不安等 ・保全活動、情報発信、教育、市民の意識の醸成
	事業者	・水質（有機フッ素化合物等）への不安等 ・水源地近くの土地が開発されることへの不安

■ 市民アンケート結果の抜粋（グラフ）

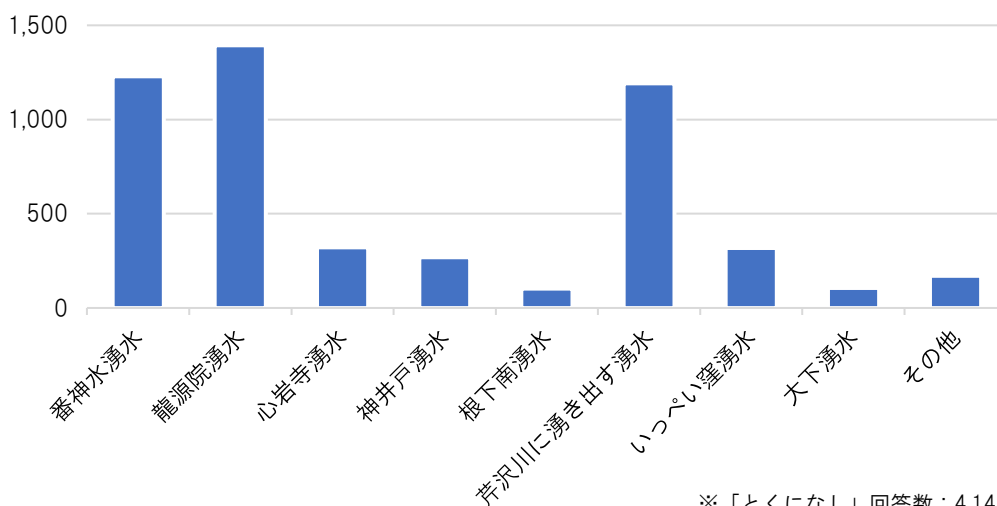
地下水を主な水源とする座間の水道水をおいしいと感じますか？



湧水巡りなどの湧水保全に関わるイベントがあれば参加しますか？



(回答数) 座間市にある湧水のうち、どの湧水がお気に入りですか？（複数回答可）



※「とくになし」回答数：4,146

3. 基本計画改定に当たっての課題

本市を取り巻く情勢や旧基本計画（平成28年）の進捗と検証を踏まえ、基本計画改定に当たっての課題を整理しました（下表参照）。

「第1章2.座間市地下水保全基本計画改定の目的」で示したとおり、水循環基本法^{*}の一部改正で流域マネジメント^{*}の一環として「地下水の適正な保全及び利用」が規定されるとともに、水循環基本計画^{*}の令和6年（2024年）の見直しでは、「非常時における地下水等の代替水源としての有効活用」が明記されました。本市では災害時協力井戸登録制度を運用しておりますが、国の動向を踏まえ、地下水の保全に加えて**災害時を含めた非常時における地下水の利活用を一層進める必要があります。**

地下水質の保全のためには、**有害物質等の適切な管理**が重要です。有機フッ素化合物^{*}検出等の実情を踏まえ、**継続的な地下水質の把握**も必要です。

市民や地下水採取事業者の代表からなる「**地下水保全連絡協議会**」で地下水の保全やその他関連する事項について協議することや、専門的知見を有する学識経験者等からなる「**地下水採取審査委員会**」で地下水揚水量等に関する事項について審査することを継続し、基本計画に基づいた地下水の保全・利活用を進めることが重要です。

「第2章2.旧基本計画（平成28年）の進捗と検証」で示したとおり、市民や市内の事業者に向けたアンケート調査の結果では旧基本計画（平成28年）の認知度が低いため、**効果的な周知活動・教育活動を進める必要があります。**

基本計画改定に当たっての課題
● 地下水・湧水 [*] の保全に加え、平常時・非常時の地下水・湧水の利活用を一層進める必要があります。
● 継続的な地下水質の把握とともに、健康への影響が懸念されている有機フッ素化合物等の適切な管理が必要です。
● 「地下水保全連絡協議会」と「地下水採取審査委員会」を活用・継続し地下水・湧水を適切に保全し利活用できるよう努める必要があります。
● 効果的な周知活動・教育活動を行い、市民や事業者の地下水・湧水に対する意識の醸成を図る必要があります。

第3章 地下水保全の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本方針
3. 座間市が目指す将来像

1. 基本理念

座間市の地下水を保全する条例に基づき、「地下水が市民共有の貴重な資源であること」を念頭に本基本計画の基本理念や基本方針を定めました。

座間市の地下水を保全する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地下水が市民共有の貴重な資源であることにかんがみ、その保全を図ることにより市民生活に必要な水を確保し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

本市では、豊富な湧水^{*}を農業用水や生活用水として利用し、地下水を水道水や工業用水等として利用してきました。また、湧水の周辺は市民の憩いの場となっています。

一方、旧基本計画（平成28年）では、地下水を保全するための効果的な取組が示され、「第2章2.旧基本計画（平成28年）の進捗と検証」のとおり地下水保全のための事業が実施されてきました。

本基本計画では、本市の地下水や地下水に対する取組を将来に残すとともに、現在の地下水環境を取り巻く課題（「第2章3.基本計画改定に当たっての課題」参照）を解決するために、市民と地下水採取事業者の代表からなる地下水保全連絡協議会での協議を経て、基本理念を以下のとおり定めました。

基本理念

みらい

将来へつなぐ ざまの地下水



2. 基本方針

(1) 基本方針の考え方

旧基本計画（平成28年）においては、「地下水量の保全」「地下水質の保全」「水環境の保全」「保全活動の推進」の4つの基本方針の下、地下水保全の取組を行ってきました。

本基本計画においては、水循環基本法^{*}の一部改正で「地下水の適正な保全及び利用」が規定されたことを踏まえ、新たに「**地下水の利活用**」を基本方針として追加します。

「**地下水の利活用**」の基本方針追加に伴い、旧基本計画（平成28年）の基本方針「保全活動の推進」を「**保全活動・利活用の推進**」に改めます。

以上を踏まえ、新たに整理した基本方針に基づく取組方針を下表に示します。

■今後の地下水保全に関する取組方針

基本方針	取組方針	旧基本計画 (平成28年) からの更新
1 地下水量の保全	積極的な地下水かん養 [*] を行うとともに、地下水位及び水量の適切な管理により、地下水量を保全します。	継続
2 地下水質の保全	継続的に地下水・湧水 [*] の水質調査を行い変化を把握するとともに、有害物質等の適切な管理等を進めることで、地下水質を保全します。	継続
3 水環境の保全	斜面緑地 [*] の保全、湧水周辺の水環境を保全することで、人と地下水の関わりを将来にわたり維持します。	継続
4 地下水の利活用	地下水を湧水周辺の水環境や環境用水 [*] ・地下水特産品として活用するとともに、災害時に活用できる地下水及び湧水の情報の集約・公開の仕組みを構築しています。	新規
5 保全活動・利活用の推進	広報活動・教育活動を効果的に行うとともに、県、近隣自治体との連携等、地下水保全活動・利活用を推進します。	更新

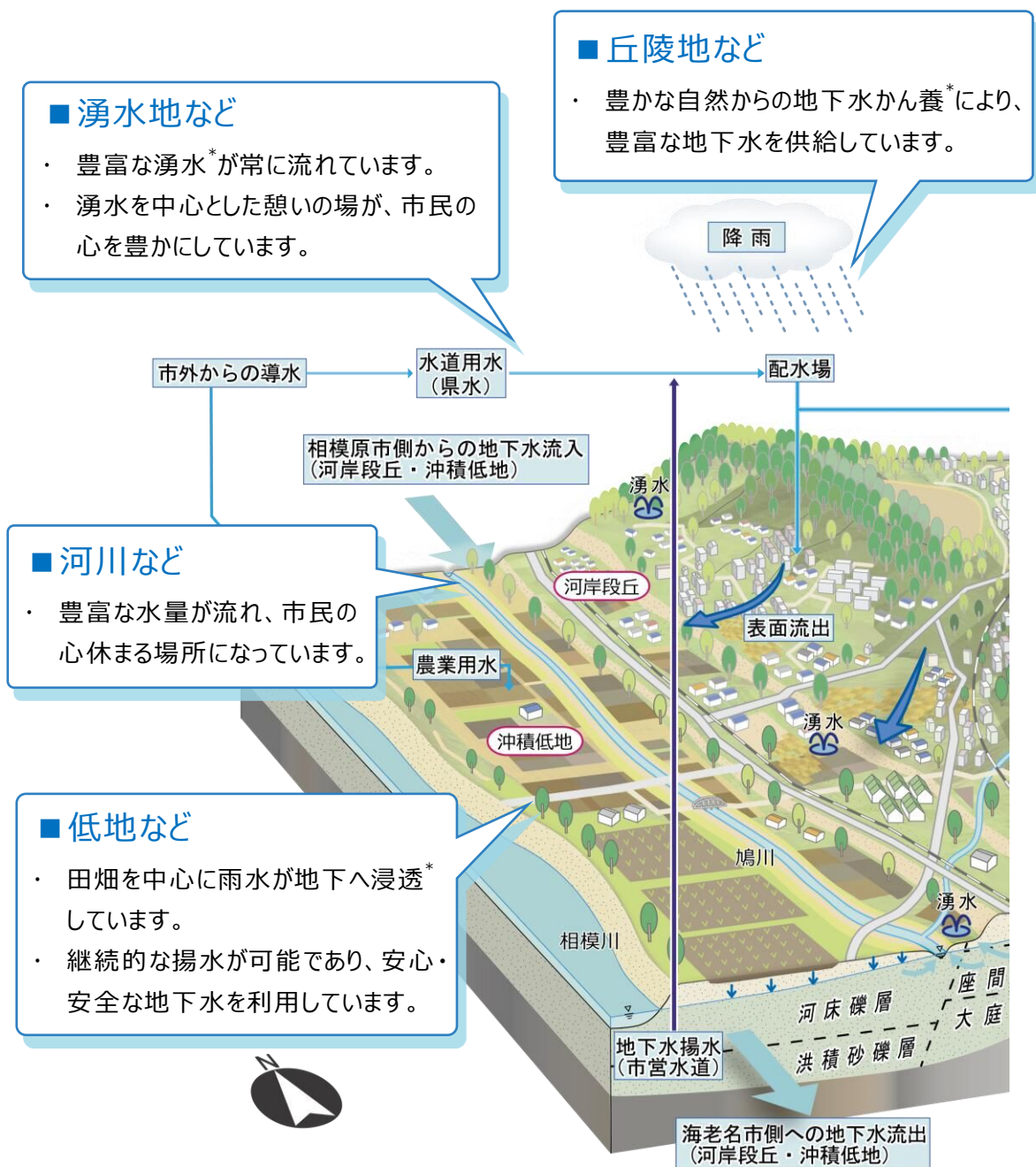
(2) 本基本計画の対象範囲について

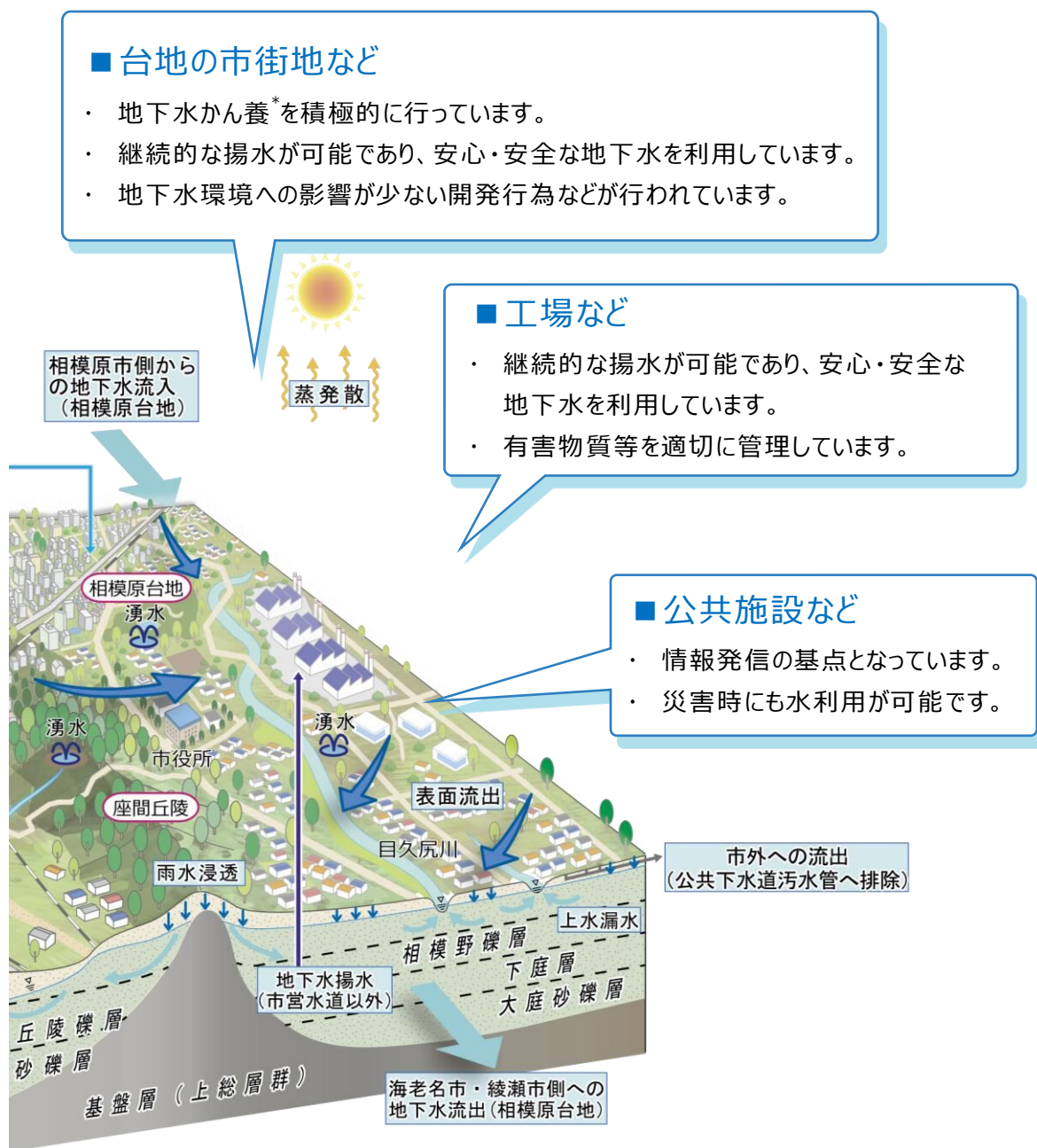
本基本計画が対象とする範囲は、本市全域とします。ただし、水循環^{*}の検討については、本市全域に加えて相模原台地全体（市外を含む）を対象範囲とします。

3. 座間市が目指す将来像

基本方針に基づき地下水保全のための事業を行うことで、本市が目指す将来像は、市・市民・事業者が地下水保全に自発的に取り組んでおり、下図のように将来にわたって良好な水環境が保たれている状況です。

■ 座間市が目指す将来像





* 資料編 用語集 (p.124~) 参照

第4章 地下水保全のための事業内容

1. 取組方針と目標
2. 事業内容

1. 取組方針と目標

本市の水環境を保全し、本市を取り巻く課題を解決するために、新たに設定した基本理念を踏まえて、取組方針・目標・事業内容を5つの基本方針ごとに掲げます。

1 地下水量の保全

取組方針

積極的な地下水かん養^{*}を行うとともに、地下水位及び水量の適切な管理により、地下水量を保全します。

目標

豊富な地下水量の維持

事業内容

- 積極的な地下水かん養
- 地下水採取量の把握・管理
- 目標地下水位による適切な地下水量の確保
- 地下水位及び湧水量の観測による地下水保全
- 水収支解析による地下水量の管理
- 大規模な開発行為等に対する監視活動

2 地下水質の保全

取組方針

継続的に地下水・湧水^{*}の水質調査を行い変化を把握するとともに、有害物質等の適切な管理等を進めることで、地下水質を保全します。

目標

安心・安全な地下水質の確保

事業内容

- 継続的な地下水・湧水の水質調査による地下水質の確保
- 有害物質等の適切な管理等による地下水質の確保
- 大規模な開発行為等に対する監視活動

3 水環境の保全

取組方針

斜面緑地^{*}の保全、湧水^{*}周辺の水環境を保全することで、人と地下水の関わりを将来にわたり維持します。

目標

市民にとって身近な水環境の創出

事業内容

- 積極的な地下水かん養
- 大規模な開発行為等に対する監視活動
- 湧水を中心とした水環境の保全・活用

4 地下水の利活用

取組方針

地下水を湧水周辺の水環境や環境用水^{*}・地下水特産品として活用するとともに、災害時に活用できる地下水及び湧水の情報の集約・公開の仕組みを構築しています。

目標

地下水の恵みの最大化

事業内容

- 地下水採取量の把握・管理
- 湧水を中心とした水環境の保全・活用
- 環境用水・地下水特産品としての活用
- 災害時の非常用水源としての活用
- 積極的な情報発信
- 地下水保全連絡協議会

5 保全活動・利活用の推進

取組方針

広報活動・教育活動を効果的に行うとともに、県、近隣自治体との連携等、地下水保全活動・利活用を推進します。

目標

地下水保全基本計画の確実な推進

事業内容

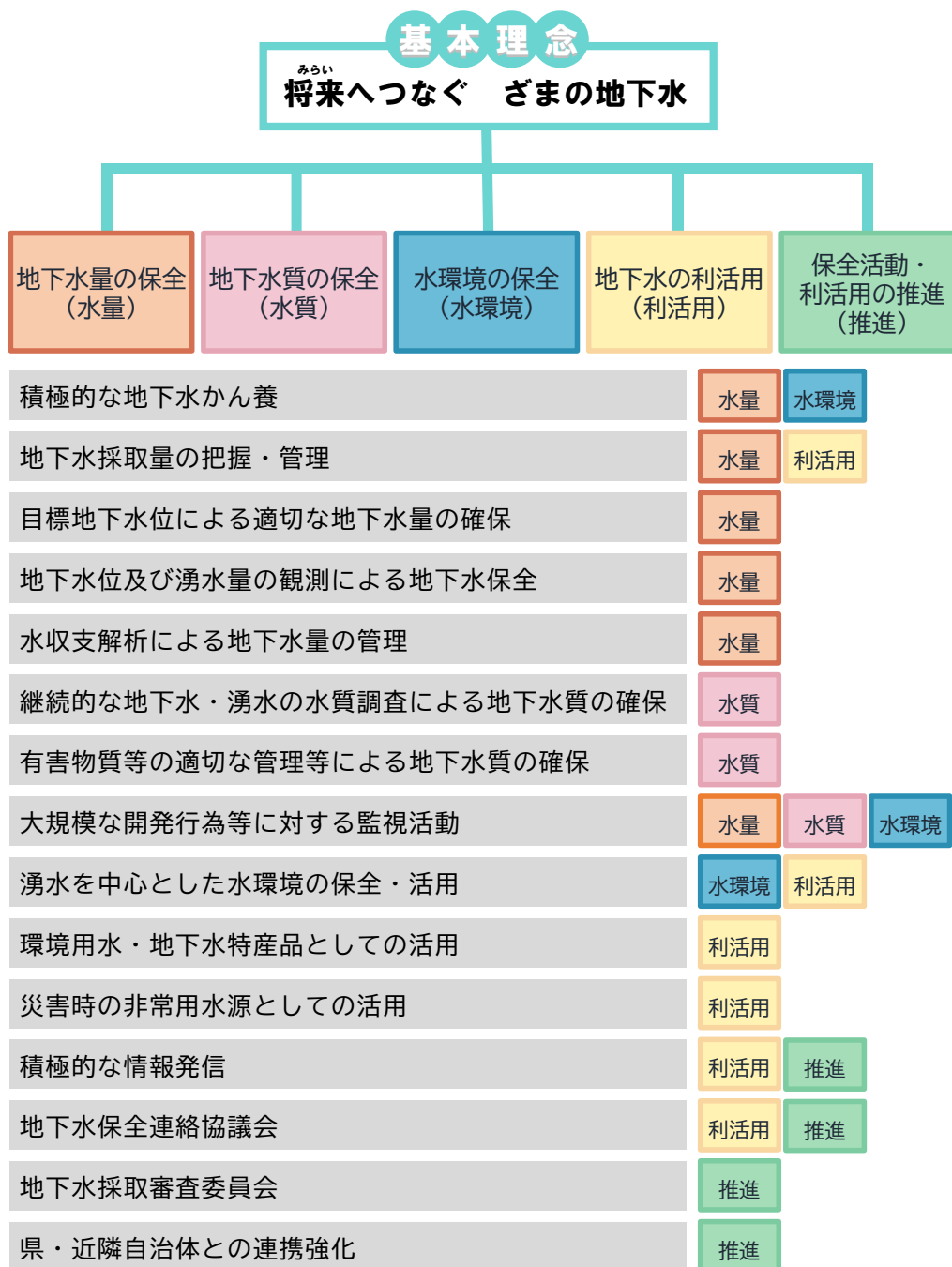
- 積極的な情報発信
- 地下水保全連絡協議会
- 地下水採取審査委員会
- 県・近隣自治体との連携強化



2. 事業内容

前述の基本方針に紐づいた事業内容を具体的に示します。なお、本市を取り巻く課題が多様化していることにより、各事業内容に複数の基本方針が関連する場合もあるため、下図のとおり関連する基本方針を明示した上で事業内容を整理しました。

■ 座間市地下水保全基本計画推進体系図



(1) 積極的な地下水かん養

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

地下水を効果的にかん養^{*}するためには、雨水浸透施設^{*}等の設置及び清掃をはじめ、地域特性に合わせてかん養策を進める必要があります。

相模原台地は都市化が進行し、住宅、工場、商業施設等が集積した市街地となっています。座間丘陵・河岸段丘^{ざまきゅうりょう かがんだんきゅう^{*}}は県立座間谷戸山公園等が緑地として保全されている一方、開発による都市化が進行しています。沖積低地^{ちゅうせきていち^{*}}は農地が広がっており、一部に低層住宅地があります。また、本市の地形の特徴として、河岸段丘^{かがんだんきゅう}や目久尻川沿い等の斜面に連続する緑が残されており（次頁）、斜面緑地^{*}は地下水の重要なかん養域です。

雨水浸透施設等の設置推進

- ・ 雨水浸透施設等の設置を推進します。
- ・ 雨水浸透施設等（雨水浸透ます^{*}、雨水浸透トレンチ^{*}、浸透性アスファルト舗装^{*}、雨水貯留槽^{*}）に対する設置助成を行います。
- ・ 重点的かん養推進区域^{*}を設定（次頁）し、効果的に地下水・湧水^{*}の保全を図ります。重点的かん養推進区域では、雨水浸透ますの助成金額が増額となります。

雨水浸透施設の清掃推進

- ・ 雨水浸透ますの清掃が雨水の浸透^{*}能力の回復に大きな効果があることを周知し、清掃を促します。

地域に合わせたかん養策の推進

- ・ 相模原台地 市街地の緑化に努めます。
- ・ 座間丘陵・河岸段丘^{ざまきゅうりょう かがんだんきゅう} 周辺環境と調和の取れた緑化に努めます。
- ・ 沖積低地^{ちゅうせきていち} 農業施策を中心として、水田、畑等の保全に努めます。水田地帯は重要な地下水かん養域であることから、かん養機能の保全を推進します。

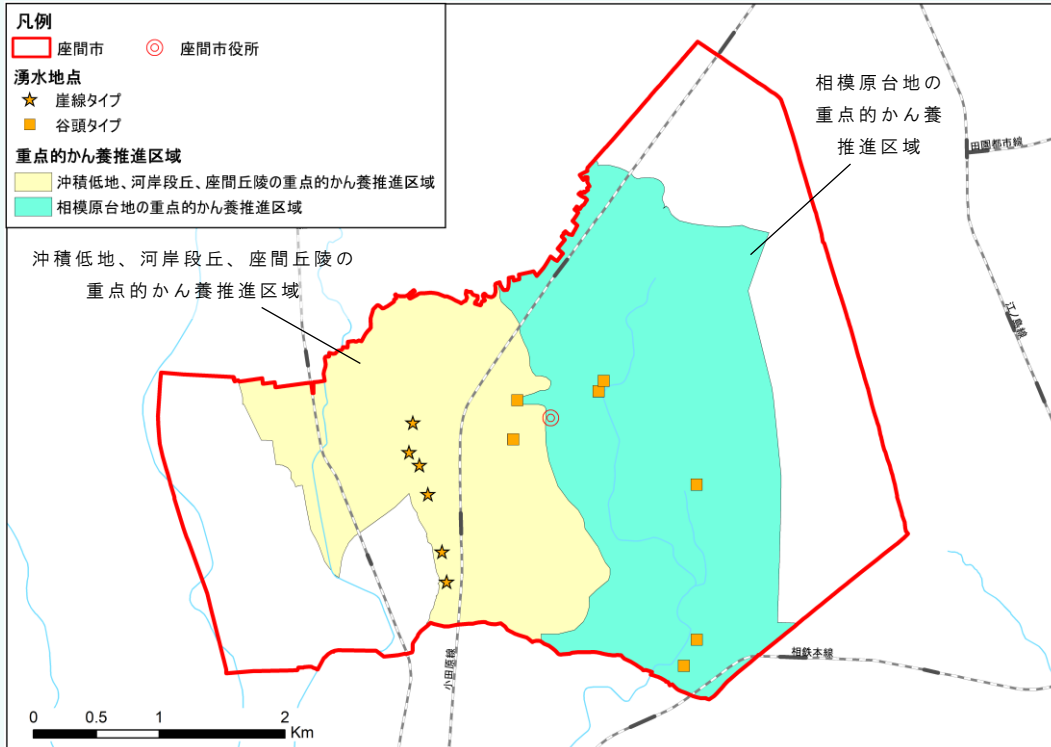
水源保護地域行為届

- ・ 座間市の地下水を保全する条例第26条に基づき、水源保護地域^{*}において水源保護に影響を及ぼすおそれがある行為の届出を求めます。

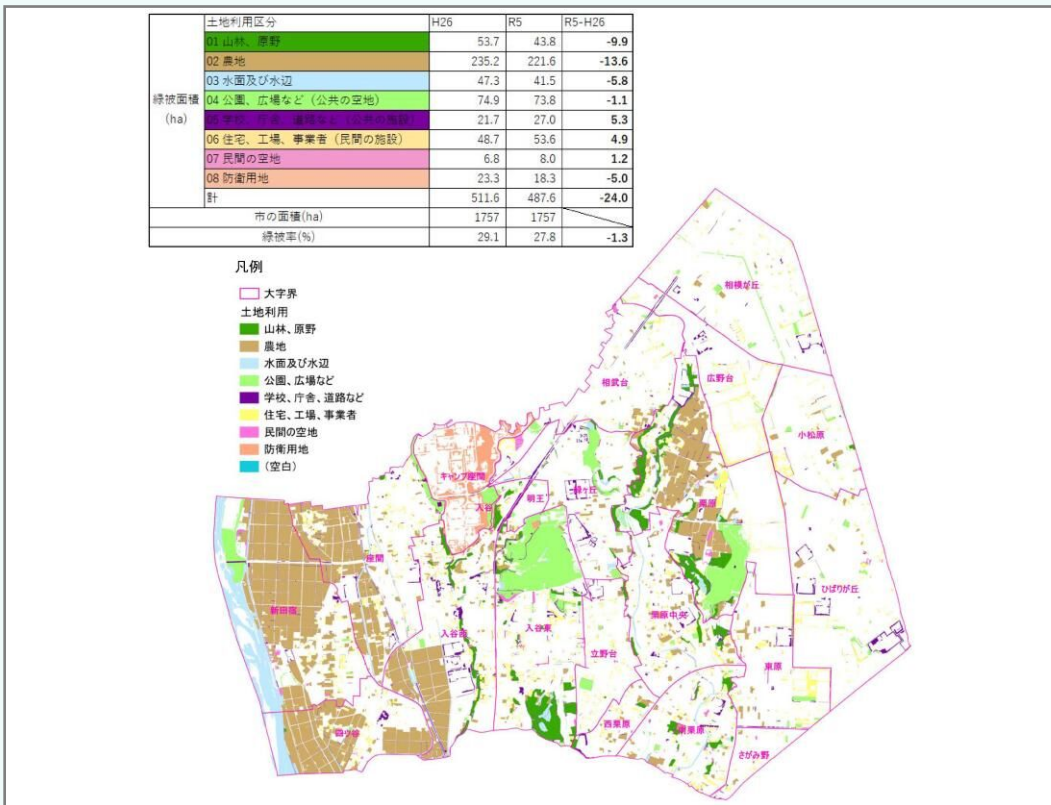
斜面緑地の保全

- ・ 河岸段丘^{かがんだんきゅう}の斜面緑地を特別緑地保全地区^{*}に指定し、保全します。
- ・ その他の斜面緑地についても、保全に努めます。

■ 重点的かん養推進区域（令和8年度（2026年度）に見直し）



■ 本市における緑被（座間市緑の基本計画）



(2) 地下水採取量の把握・管理

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

地下水量を確保するため、目標採取量を設定して地下水の管理を行います。

相模原台地、座間丘陵、河岸段丘及び沖積低地における地下水の目標採取量は、平成21年度地下水総合調査において現状の採取量や将来予測から設定しました。その後、令和6年度座間市地下水総合調査事業において三次元水循環解析モデル^{*}を用いたシナリオ解析を実施し、今後の目標採取量の妥当性を確認しました。

目標採取量による適切な地下水量の確保

- 地下水の目標採取量を下表のとおり定めます（次頁に水道事業者の地下水取水地点を掲載）。
- 目標採取量とは、地下水採取量の上限を目標として設定した数値です。
- 目標採取量は旧基本計画（平成28年）と変更ありません。

■ 地下水の目標採取量（単位：m³/日）

	区分	目標採取量	合計
相模原台地 座間丘陵 河岸段丘	水道事業者 [※]	25,100	34,700
	地下水採取事業者	9,600	
沖積低地	水道事業者 [※]	11,300	12,100
	地下水採取事業者	800	

※給水義務を考慮し、安定供給に影響を及ぼす場合と配水区域を変更する必要がある場合は除きます。

地下水採取量の把握

- 座間市の地下水を保全する条例第20条に基づき、地下水採取事業者から年2回の地下水採取量報告を受け、採取量の経年変化を把握します（次頁に地下水採取量の把握イメージ図を掲載）。

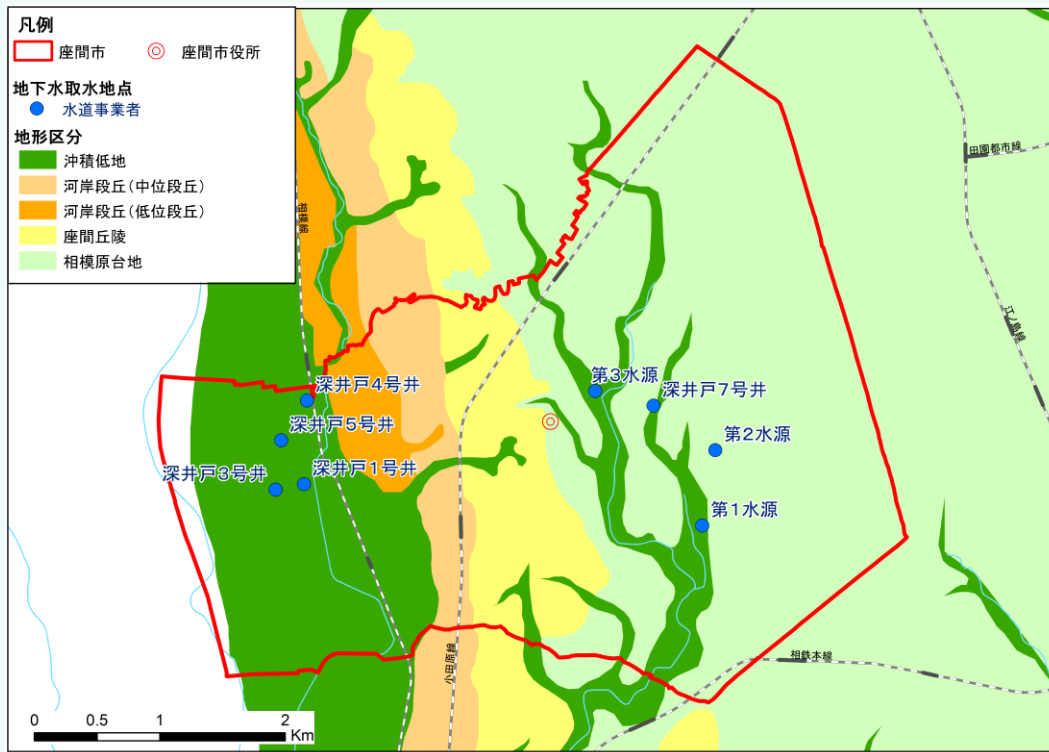
井戸設置の届出

- 座間市の地下水を保全する条例第16条に基づき、井戸を設置しようとする者に対して届出を求めます。

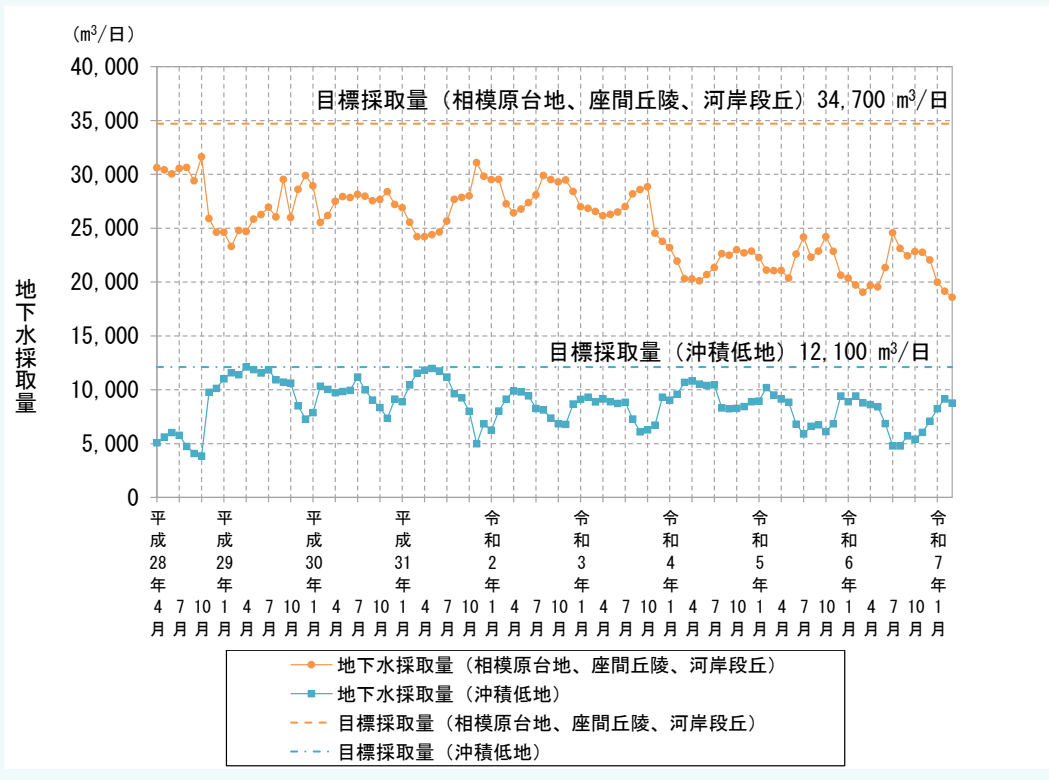
異常渇水時における対応

- 異常渇水等の緊急の場合においては、座間市の地下水を保全する条例第22条に基づき、地下水採取事業者に可能な限りの地下水採取量の削減の協力を求める場合があります。

■ 地下水取水地点（水道事業者）



■ 地下水採取量の推移（再掲）



(3) 目標地下水位による適切な地下水量の確保

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

地下水量を確保するため、目標地下水位を設定して地下水位の監視を行います。

地下水位の監視の基準となる目標地下水位は、平成21年度地下水総合調査において、市営水道の主要水源の取水への影響を考慮して設定しました。その後、令和4年度座間市地下水総合調査事業において三次元水循環解析モデル^{*}を用いたシナリオ解析を実施し、目標地下水位の妥当性を確認しました。

目標地下水位による適切な地下水量の確保

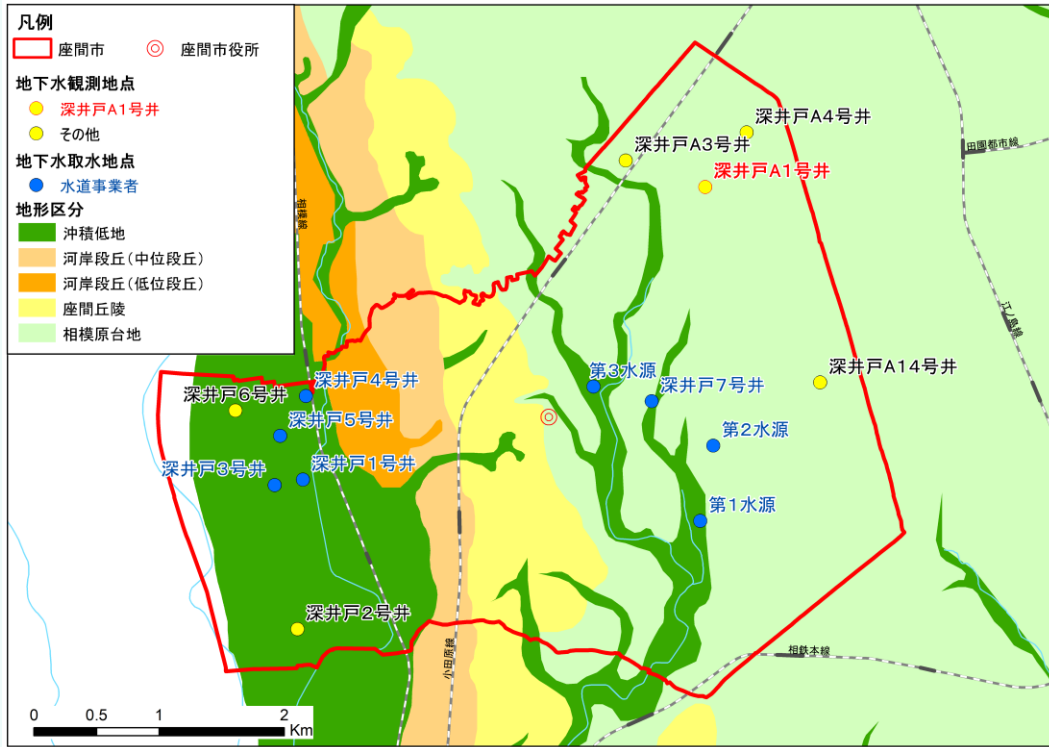
- 地下水位の監視地点を深井戸 A1号井に設定し、目標地下水位を下表のとおり定めます。

■ 目標地下水位（深井戸 A1号井）

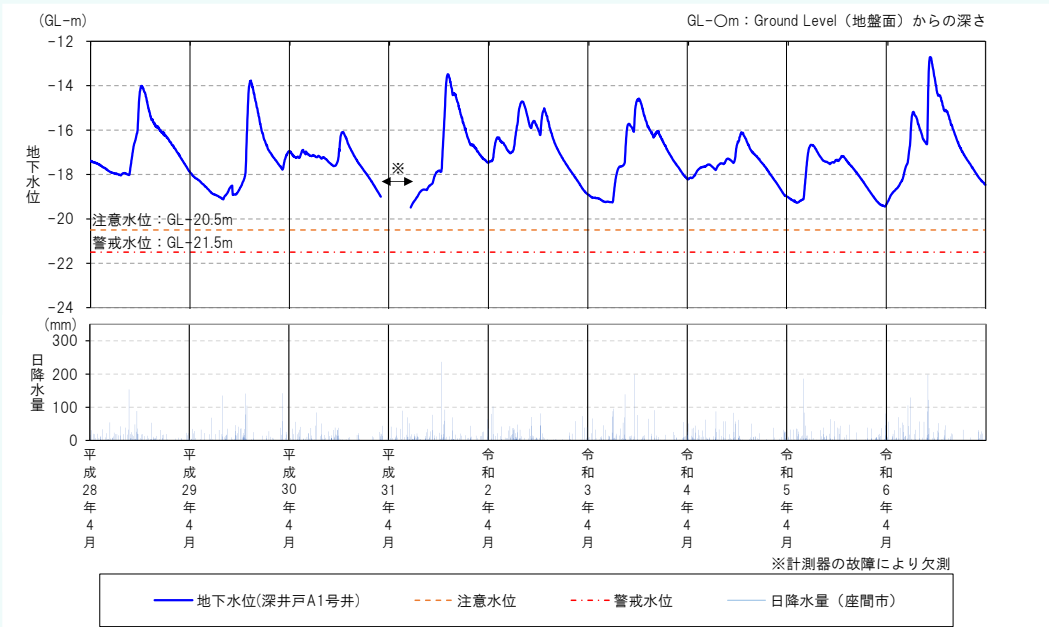
段階	地下水位
注意水位（第一段階）	GL-20.5m [※]
警戒水位（第二段階）	GL-21.5m

※井戸のある地点の地面から地下水面までの深さが20.5メートルであることを示します。

■ 地下水観測地点と地下水取水地点（水道事業者）（再掲）



■ 深井戸 A1号井における地下水位の推移（再掲）



(4) 地下水位及び湧水量の観測による地下水保全

関連する基本方針

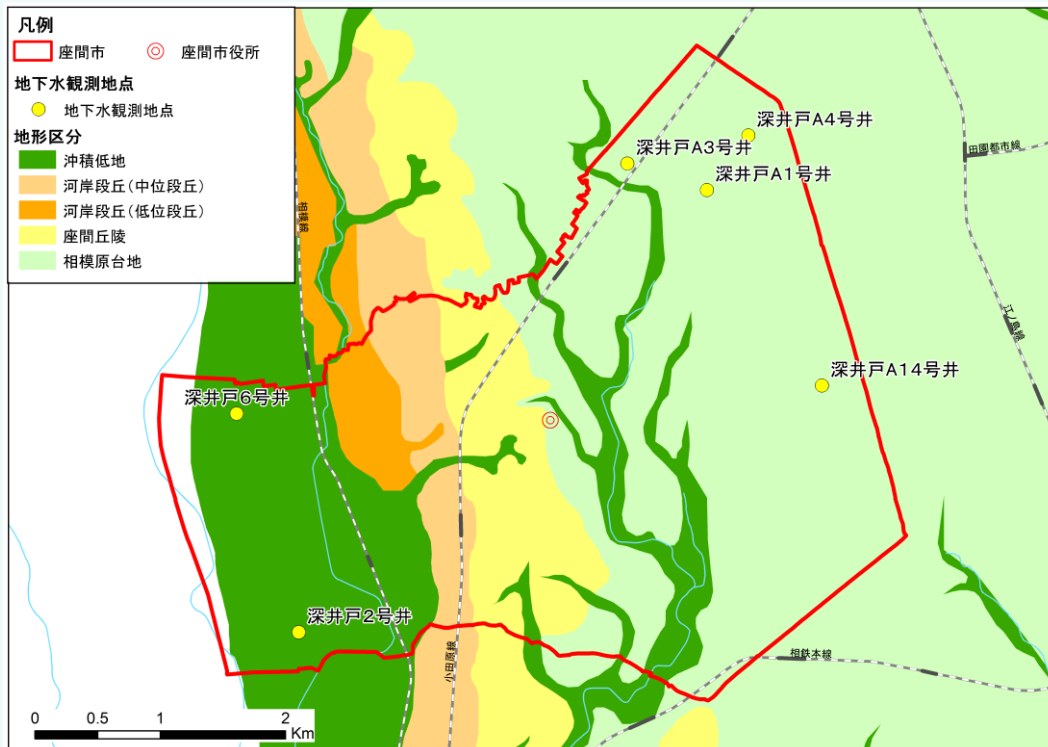
地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

地下水量の保全のためには、地下水位と湧水量^{*}の把握が重要となります。そのため、継続的に地下水位と湧水量について観測を行います。

地下水位の監視

- 適切な井戸を選定し、地下水位を観測します（下図参照）。

■ 地下水観測地点



* 資料編 用語集 (p.124～) 参照

湧水量の監視

- ・ 湧水*量の観測を行い、湧水量の変動を監視します（下図参照）。

■ 湧水地点（主要な湧水抜粋）



(5) 水収支解析による地下水量の管理

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

水収支解析^{*}を行うことにより、本市全体の地下水かん養^{*}量、地下水流入量、地下水流出量等が可視化され、地下水量の状況を把握することができます。水収支解析の結果を活用し、必要に応じて目標採取量と目標地下水位、事業内容の見直しを行います。

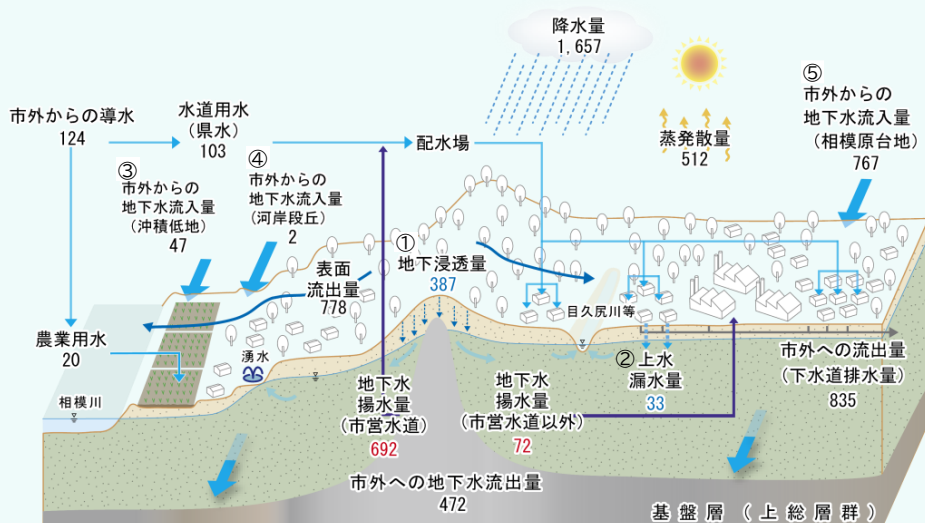
水収支解析による地下水量の管理

- 水収支解析を行い、地下水量の状況を把握します。

◆水収支解析結果の概要（令和2年（2020年））

- 年降水量の約23%である387mm/年（①）が地下に浸透^{*}
- 上水道からは上水漏水量として33mm/年（②）が地下に浸透
- 市外からは816mm/年（③+④+⑤）の地下水が市内に流入
- 年間1,236mm/年（①+②+③+④+⑤）の水が本市の地下水に流入

■水収支解析結果（令和2年（2020年））（再掲）



単位：mm/年

- ※上記の数値は、単位面積あたりの値（水量を本市の面積17.6km²で除した値）。
- ※市外への地下水流出量は、市内の地下水湧出量を含む。
- ※市外からの地下水流入量および市外への地下水流出量は、地下水位の変化に伴う地下水貯留量の変化を含む。
- ※土地利用状況として、国土数値情報（令和3年（2021年））のデータを使用した。
- ※降水量は、直近5年間のうち、過去20年間の年平均並みの降水量に最も近い令和2年（2020年）の値を用いた。

(6) 継続的な地下水・湧水の水質調査による地下水質の確保

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

本市では、地下水は水道の主水源や農業用水等として利用されていることから、地下水質の保全を図ります。

地下水・湧水^{*}の水質の現状を把握するために、継続的な水質調査を実施します。

また、本市においては近年、市内の地下水・河川において健康への影響が懸念されている有機フッ素化合物^{*}が検出されたことにより、継続的に有機フッ素化合物の調査・分析を実施しています。有機フッ素化合物の各種法令における規制の状況等について、資料編 p.105に掲載しています。

地下水の水質調査

- ・ 継続的な水質調査を実施し、結果を公表します。
- ・ 調査は、市内全域を対象に実施します。

湧水の水質調査

- ・ 継続的な水質調査を実施し、結果を公表します。
- ・ 調査は、市内全域を対象に実施します。

(7) 有害物質等の適切な管理等による地下水質の確保

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

本市では、地下水を水道の主水源としており、農業用水等としても利用されていることから、地下水質の保全を図ります。

地下水・湧水^{*}の水質を保全するために有害物質等を適切に管理し、地下水汚染を未然に防止する必要があります。

有害物質の適切な管理の推進

- ・ 座間市の地下水を保全する条例第7条に基づき、有害物質使用事業場で使用されている有害物質の種類、使用方法、保管方法等に関する届出を求めます。
- ・ 座間市の地下水を保全する条例第9条に基づき、有害物質使用事業場で使用されている有害物質の使用量の報告を求めます。

有機フッ素化合物への対応

- ・ 地下水、湧水、河川水及び水道水源に関して有機フッ素化合物^{*}の調査・分析を実施し、結果を公表します。
- ・ 地下水採取審査委員会において学識経験者等の意見を参考にしながら、国内における規制等の動きに合わせて柔軟に対応します。

(8) 大規模な開発行為等に対する監視活動

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

大規模な開発行為が実施される場合は、開発前と比較して地下水へのかん養^{*}機能が損なわれる懸念があります。そのため、座間市開発等事業指導要綱にて、一定規模以上の開発においては雨水浸透施設^{*}を活用して開発区域内で雨水を浸透させるよう定めています。

大規模な地下構造物建設事業を実施する場合は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、環境影響評価^{*}が行われます。例えば、現在開発が進められているリニア中央新幹線においても環境影響評価が実施され、地下水の水位への影響は小さいと予測されました。本市の意見、要望書に対する東海旅客鉄道（株）の回答文書には、事業による地下水への影響は地下駅のごく近傍に留まると予測・評価しており、計画路線から約10km離れた本市への影響はないと考えていること、継続的にモニタリングを実施すること、及びモニタリング結果を公表することが示されました。

大規模な開発行為への対応

- ・ 開発区域内の雨水について開発区域内で処理するよう指導します。
- ・ 大規模な開発行為が計画された場合は、必要に応じて資料の提供を求めます。

大規模な地下構造物建設事業への対応

- ・ リニア中央新幹線の事業者に必要な観測を行うよう要望しています。
- ・ その他大規模な地下構造物建設事業が計画された場合は、必要に応じて資料の提供を求めます。

(9) 湧水を中心とした水環境の保全・活用

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

本市の特徴である湧水^{*}は、市内の多くの場所で確認できます。地下水は市民共有の貴重な資源であり、市民が地下水や湧水とつながりを持てる場の一つとなります。

例えば芹沢川に湧き出す湧水は、芹沢川の上流部の護岸から湧き出す湧水で、現在の芹沢川の源となっています。このような貴重な湧水やその周辺の水辺環境の保全に努めます。

湧水を中心とした水環境の保全

- ・ 湧水周辺の水環境保全に努めます。

湧水地の活用

- ・ 「湧水ごまっぷ」を発行・公開し、それぞれの湧水の見所や市内の湧水を巡るコース等を紹介しています。
- ・ 湧水を中心とした水環境を活用し、湧水ツアー等、本市の地下水環境について関心が深まる活動を開催します。

■ 湧水ツアーの開催状況



(10) 環境用水・地下水特産品としての活用

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

本市の恵まれた地下水について、環境用水^{*}や特産品としての活用を進めます。

市民に水道水として親しまれている地下水をボトルウォーターとして販売したり、市内の湧水^{*}を紹介して地下水の流れと湧水の仕組み等を分かりやすく解説した湧水ざまマップを作成したりしています。

環境用水としての活用

- ・ 「湧水ざまマップ」を公開し、それぞれの湧水の見所や市内の湧水を巡るコース等を紹介しています。
- ・ 鈴鹿・長宿区域を鈴鹿・長宿特定景観計画地区^{*}に指定し、湧水を活かした水路や生垣等の街並みを保護しています。

地下水特産品としての活用

- ・ 本市の地下水をアルミボトル缶に詰めた「ざまみず」を特産品として製造し、市役所等で幅広く販売しています。

■ ざまみず



(11) 災害時の非常用水源としての活用

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

水循環基本計画^{*}の令和6年度（2024年度）の見直しでは、「非常時における地下水等の代替水源としての有効活用」が明記されました。これらを踏まえ、地下水の保全に加えて災害時を含めた非常時における地下水の利活用を一層進める必要があります。また、内閣官房水循環政策本部事務局では令和7年（2025年）4月に災害時地下水利用ガイドラインが公表され、災害用井戸や湧水^{*}の活用に向けた取組を始めようとしている自治体を対象に、取組の手順等についてまとめられています。

本市では、座間市災害時協力井戸登録制度^{*}や「湧水ざまっぴ」の公開により、災害時に活用できる地下水及び湧水の情報の集約・公開の仕組みを構築しています。

災害時の地下水利用

- ・ 座間市災害時協力井戸登録制度において、地震等の災害により上水道施設が被災した場合に、当該施設が復旧するまでの間、飲用の目的以外に使用する水（生活用水）として提供可能な井戸を登録しています。
- ・ 災害時協力井戸に登録された井戸は、災害時に井戸を開放し近隣住民の方々に井戸水を提供します。
- ・ 国等の動向に応じて、災害時の地下水利用に関する仕組みを検討していきます。

災害時の湧水利用

- ・ 「湧水ざまっぴ」を公開し、市内の湧水の位置を紹介しています。
※湧水は検査や処理が行われていませんので、生活用水（飲用目的以外に使用する水）として活用します。
- ・ 国等の動向に応じて、災害時の湧水利用に関する仕組みを検討していきます。

(12) 積極的な情報発信

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

市民・事業者の地下水保全に対する理解の促進のため、積極的かつ効果的な情報発信を続けていきます。

市 LINE 公式アカウント等を活用した広報活動を実施するとともに、市ホームページでは図表等を活用して調査結果等を分かりやすく公開し、市民・事業者の関心を高め、地下水保全に対する意識の醸成を図ります。なお、広報活動は、市 LINE 公式アカウントや市ホームページだけでなく、市民が集まる場所となる公共施設等も情報発信の場として活用します。

市 LINE 公式アカウント、市ホームページ等を利用した積極的な広報活動

- ・ 市 LINE 公式アカウント等を用いて地下水に関する情報発信を積極的に行います。
- ・ 市ホームページにおいては、本基本計画や座間市の地下水を保全する条例等の認知度等を高めるため、分かりやすい情報発信を心掛けます。
- ・ 公共施設や座間市民ふるさとまつりにおいて、地下水保全に関する情報を発信します。

地下水位、湧水量及び水質等の調査結果を公開することによる地下水保全に対する理解の促進

- ・ 地下水位、湧水量及び水質等の調査結果を積極的に公開します。
- ・ 公開の方法としては、市ホームページ等に加え、市公共施設への配架も活用します。

効果的な啓発活動

- ・ 湧水^{*}を中心とした水環境を活用し、湧水ツアー等、本市の地下水環境について関心が深まる活動を行います。
- ・ ぞま生涯学習宅配便では、本市の地下構造、地下水の流れ、地下水保全事業等についての講話を実施します。

(13) 地下水保全連絡協議会

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

本市と市民・事業者との相互理解により地下水保全を進めるため、「地下水保全連絡協議会」を開催します。

「地下水保全連絡協議会」は、地下水の保全その他関連する事項について協議することを目的に設置しています。本協議会を開催することにより、市民・事業者の意見を十分に本市の地下水保全事業に反映します。

地下水保全連絡協議会

- 座間市の地下水を保全する条例第31条に基づき、地下水保全に関する重要事項を協議します。
- 目的 地下水の保全その他関連する事項について協議すること
- 構成 公募市民、地下水採取事業者の代表

(14) 地下水採取審査委員会

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

「地下水採取審査委員会」は、地下水揚水量等に関する事項について審査することを目的に設置しています。地下水採取審査委員会を開催することにより、地下水採取等による地下水への影響を専門的見地から評価し、その結果を受けて市長が必要に応じて指導します。

地下水採取審査委員会

- 座間市の地下水を保全する条例第32条に基づき、地下水揚水量等に関する事項について審査します。
- 目的 地下水揚水量等に関する事項について審査すること
- 構成 学識経験者、座間市上下水道局

(15) 県・近隣自治体との連携強化

関連する基本方針

地下水量の保全	地下水質の保全	水環境の保全	地下水の利活用	保全活動・利活用の推進
---------	---------	--------	---------	-------------

相模原台地の関連自治体で、地下水質の監視等を目的に情報の共有を行っています。今後も、地下水マネジメント^{*}を念頭において、県・近隣自治体と連携を図ります。

近隣自治体との連携強化

- 地下水質等の情報を共有し、健全な水循環^{*}系の構築に向けて県、近隣自治体と連携を図ります。



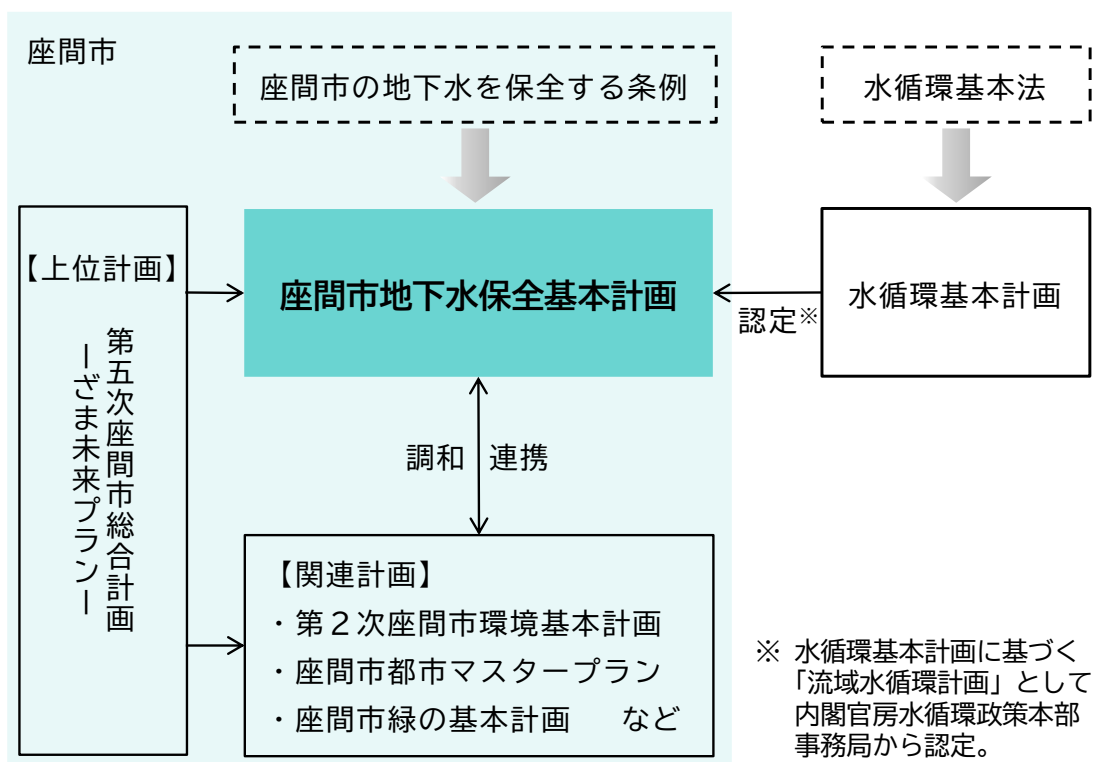
第5章 地下水保全基本計画の推進

1. 計画の位置づけ
2. 推進体制の構築と地下水マネジメント
3. 実施スケジュールと推進プロセス
4. 新たな地下水保全基本計画推進体系

1. 計画の位置づけ

本基本計画の位置づけは下図のとおりです。上位計画として令和5年度（2023年度）にスタートした第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－に基づき、将来にわたり、安心・安定した地下水を確保するために取り組んでいくものであり、第2次座間市環境基本計画や関連する様々な計画と調和、連携を図ります。

■ 本基本計画の位置づけ

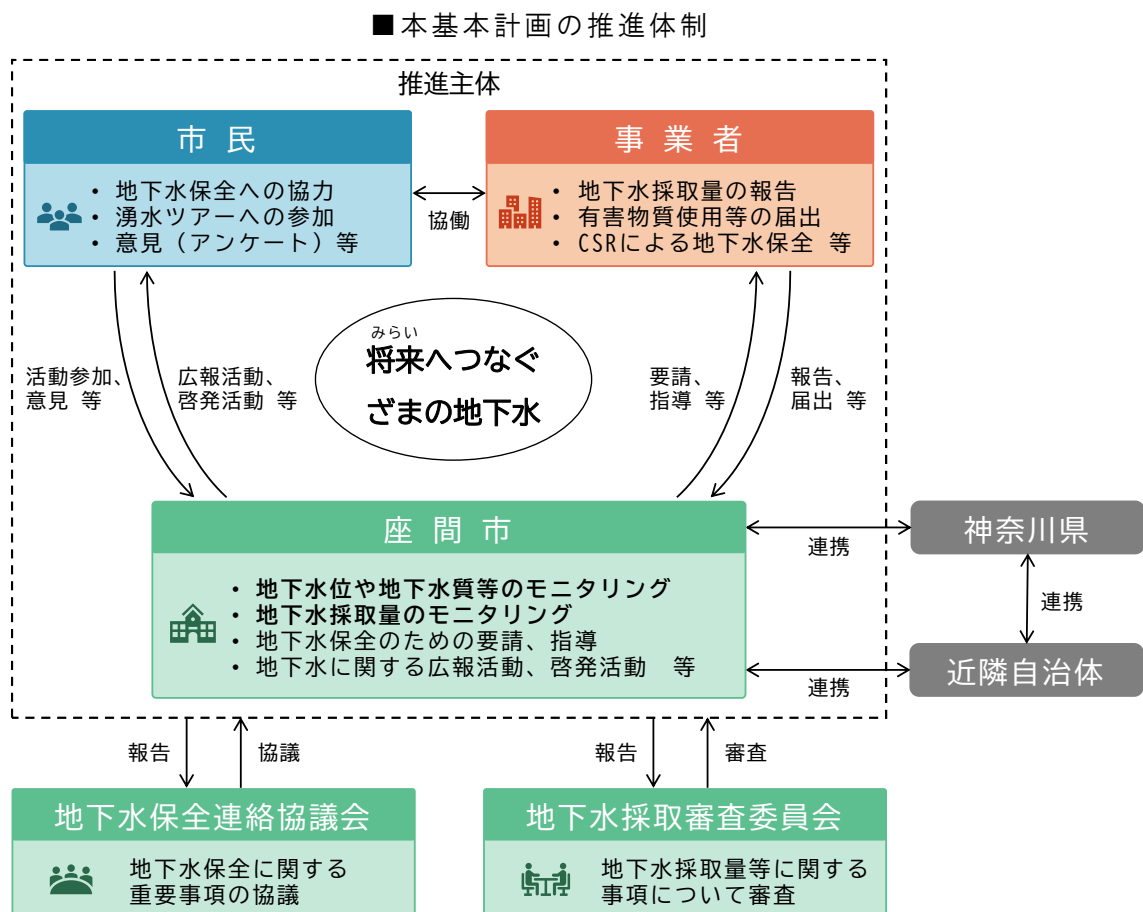


2. 推進体制の構築と地下水マネジメント

本基本計画を推進するためには、推進体制の構築（下図参照）が不可欠です。

本市の地下水マネジメント^{*}においては、庁内の連絡体制の充実を図るとともに、市民、事業者と協働・連携して各事業を進めていきます。市民とは、積極的な情報発信等を通じて意識の醸成を行い、市民による地下水保全への参画を促していきます。事業者とは、地下水採取量の把握・管理や有害物質等の適切な管理等を通じて地下水保全を共に推進する体制を築いていきます。また、神奈川県や近隣自治体との連携を強化します。

各事業を進める上では、座間市地下水保全連絡協議会において地下水保全に関する重要事項を協議するとともに、座間市地下水採取審査委員会において地下水揚水量等に関する事項について審査しながら事業を進めていきます。

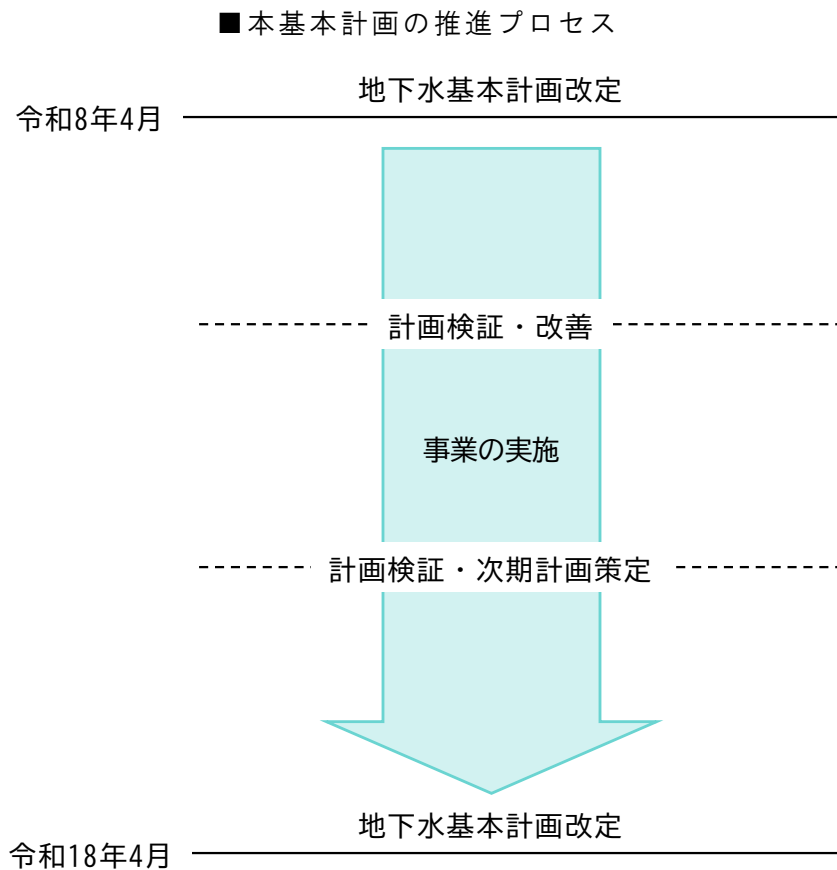


* 資料編 用語集 (p.124～) 参照

3. 実施スケジュールと推進プロセス

本基本計画が対象とする期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とし、定期的に「座間市地下水保全連絡協議会」において事業の報告を行います。

ただし、地下水に対する状況は常に変化することから、定期的に計画中の事業内容を検証して必要に応じた改善を行うとともに、次期計画の策定に繋がります。その結果については、市民・事業者にも周知し、地下水保全についての意識醸成を図ります。本基本計画の推進プロセスは下図のイメージです。



4. 新たな地下水保全基本計画推進体系

本基本計画では、基本理念「^{みらい}将来へつなぐ さまの地下水」の下、5つの基本方針を基軸に本基本計画を推進します。本基本計画の推進体系図は下図のイメージです。

■ 座間市地下水保全基本計画推進体系図（再掲）



資料編

1. 座間市の特徴
2. 意識調査（アンケート調査）
3. 三次元水循環解析モデルを活用した解析
4. 有機フッ素化合物について
5. 地下水保全基本計画の策定の経過
6. 地下水採取審査委員会の経過
7. 雨水浸透施設等に関する広報資料
8. 座間市の地下水を保全する条例
9. 座間市の地下水を保全する条例施行規則
10. 用語集

1. 座間市の特徴

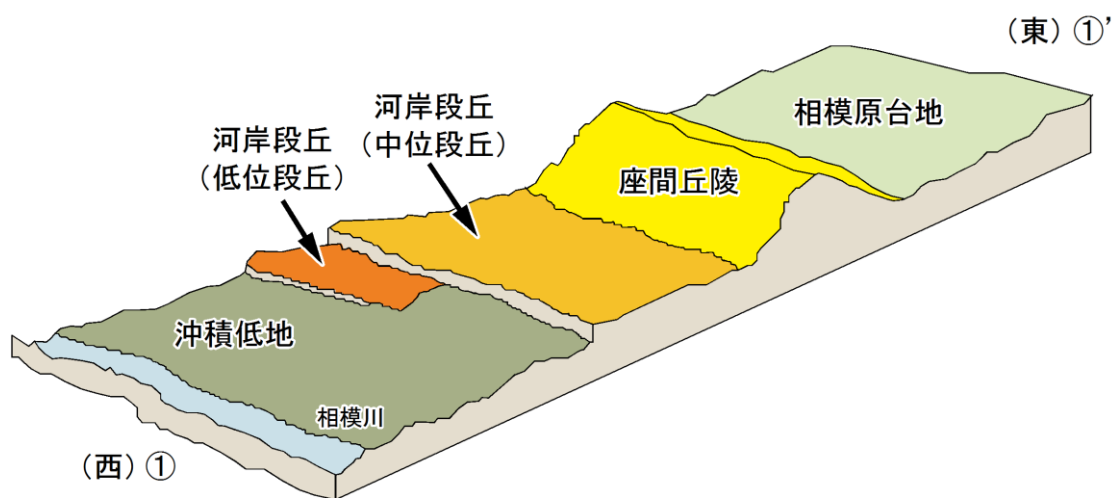
(1) 地形・地質

本市は、市の中央部を南北に連なる座間丘陵^{ざまきゅうりょう}を挟んで、東側の台地と西側の河岸段丘^{かがんだんきゅう*}・低地に分けられます。

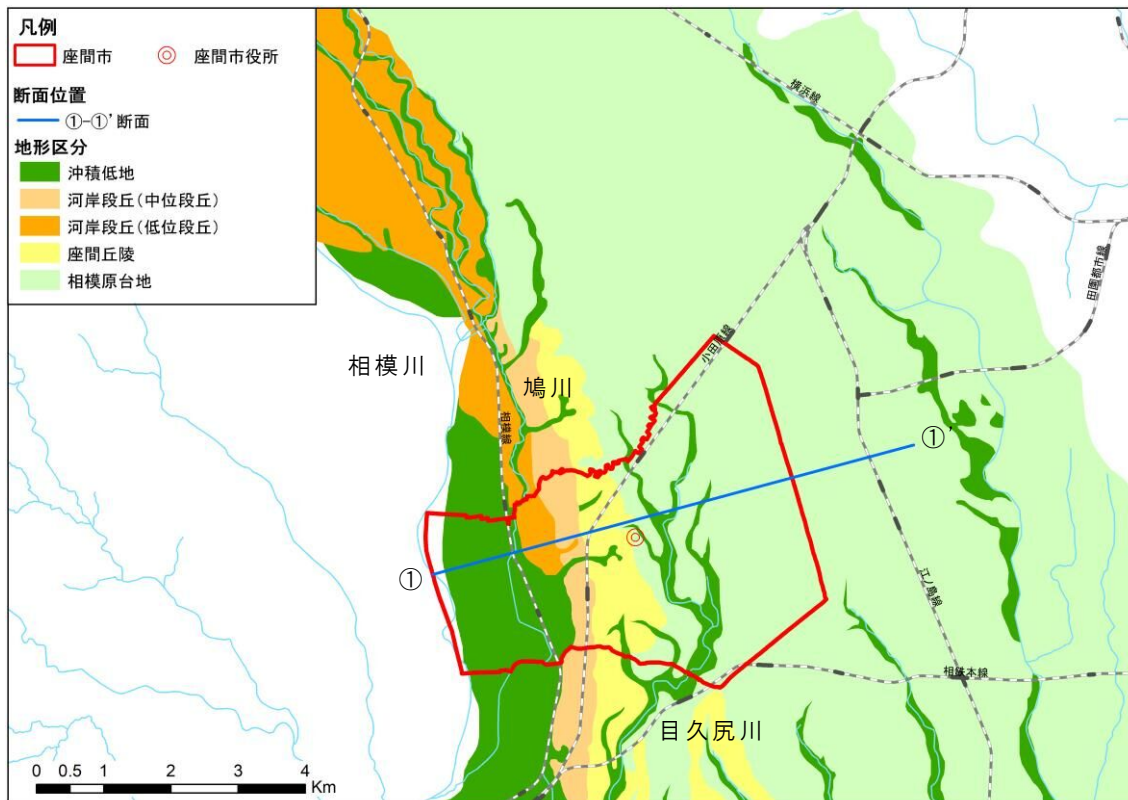
東側の台地は、相模原台地といい、北は相模原市のさらに北まで、南は藤沢市域にまで及んでいます。

西側の河岸段丘^{かがんだんきゅう}は、座間丘陵^{ざまきゅうりょう}の下から、中位段丘^{ちゅういだんきゅう*}と低位段丘^{ていいだんきゅう}の二つが存在します。また、低地^{かがんだんきゅう}は、河岸段丘^{ちゅういだんきゅう}（中位段丘^{ていいだんきゅう}、低位段丘^{ちゅうせきていち*}）の下に存在し、水田地帯が広がる沖積低地^{ちゅうせきていち*}が相模川まで広がっています。

■本市の地形概念図（次頁平面図の①-①'断面）



■ 本市周辺の地形区分図

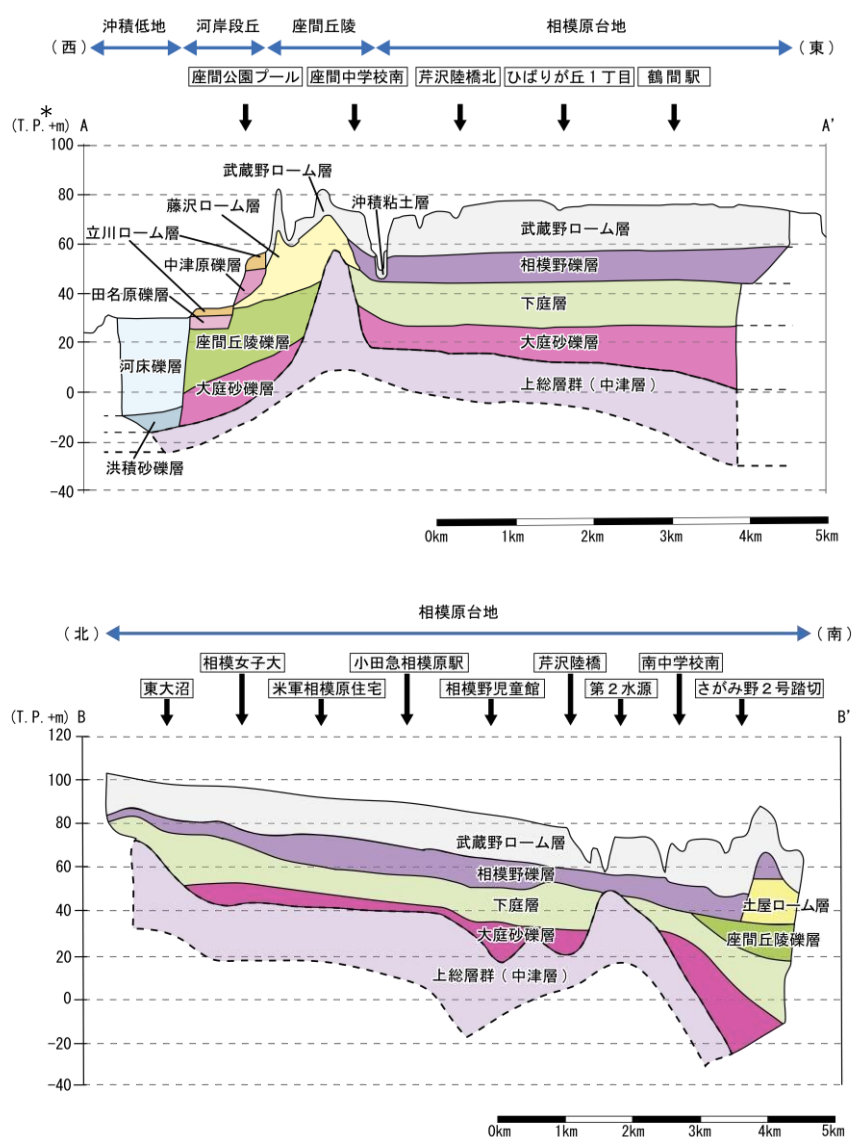


本市の地層には、約200万年前よりも古い時代に堆積した上総層群（中津層）と呼ばれる地層（岩盤）が分布しています。この地層の分布は凹凸に富んでおり、特に座間丘陵では地表近くにまで分布しています。

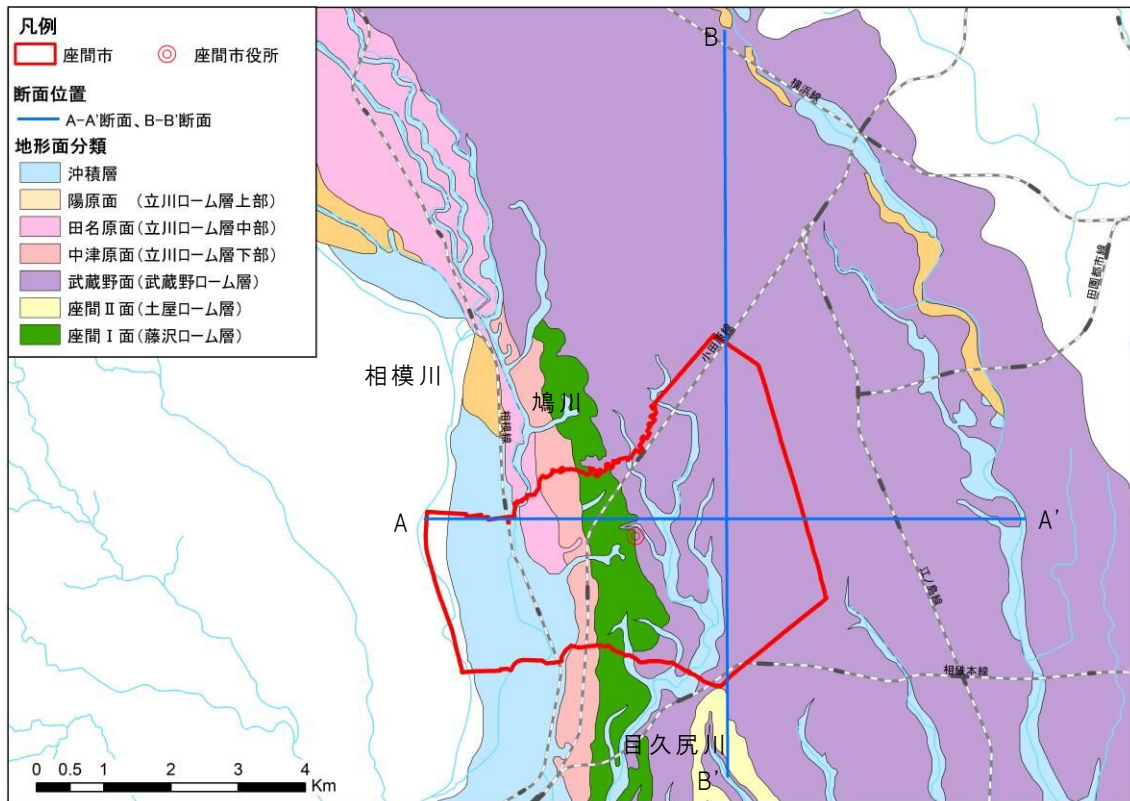
相模原台地では、上総層群の上に大庭砂礫層、下庭層、相模野礫層が分布し、地表付近には昔の火山噴火によってもたらされたローム層が分布します。この層は、形成した時代によって立川ローム層、武蔵野ローム層等に細分されます。

座間丘陵では上総層群の上にローム層が分布し、沖積低地^{ちゅうせきていち*}では上総層群の上に洪積砂礫層や河床礫層が分布しています。

■ 地質断面図（次頁図の A-A' 断面と B-B' 断面）



■本市周辺の地形面分類図



(2) 地下水が存在する地層

水を通しやすく、地下水が流動しやすい地層を帯水層^{*}といいます。本市における帯水層は、地形によって次のように区分されます。

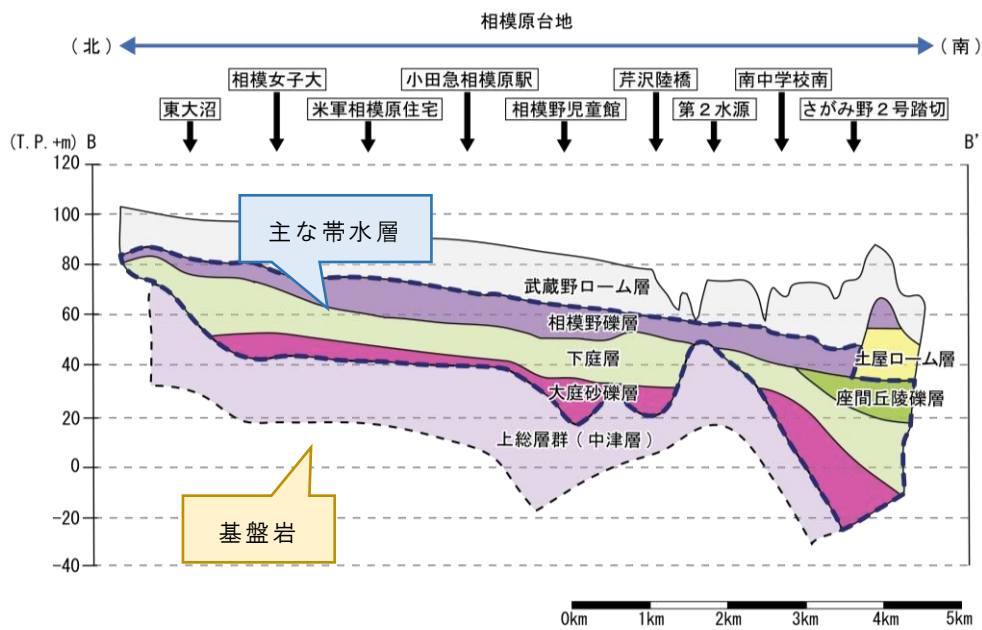
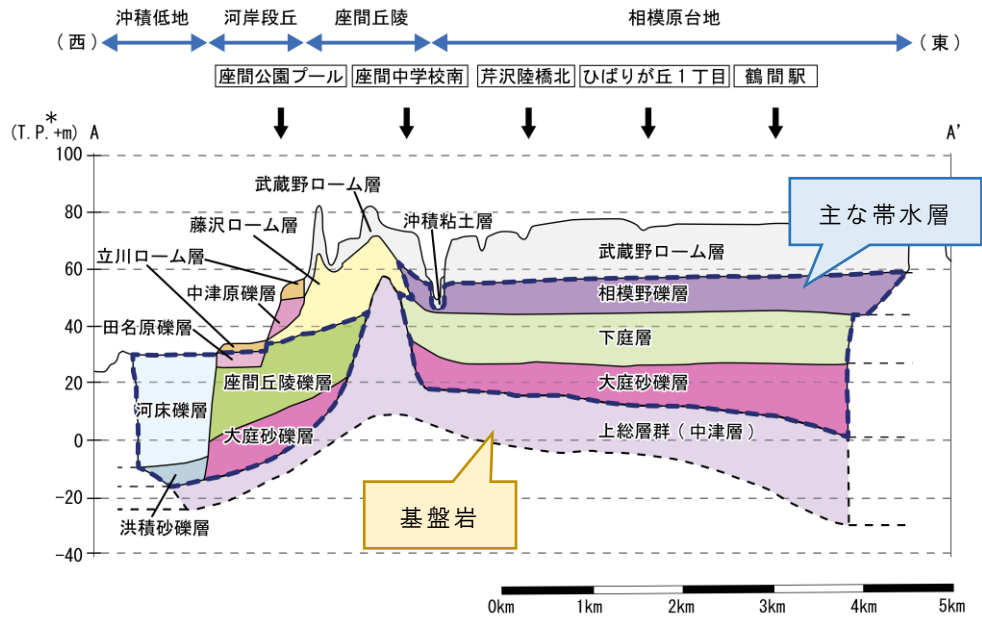
- 座間丘陵東側の相模原台地では、下庭層と相模野礫層が主な帯水層で、分布範囲は限られますが、大庭砂礫層も帯水層となっています。地表付近に分布するローム層は、透水性がやや低く粘土質なところは難透水層^{*}の特徴を示し、帯水層に圧力をかける役割をしています。
- 座間丘陵西側の河岸段丘^{*}（中位段丘^{*}）では、中津原礫層が帯水層となっています。
- 河岸段丘（低位段丘）～沖積低地^{*}では、河床礫層、洪積砂礫層、田名原礫層、陽原礫層が帯水層となっています。地表付近に分布する沖積粘土層は、難透水層であり、帯水層に圧力をかける役割をしています。

■ 地質層序と帯水層の関係表

地層名		分布している地形	帯水層
沖積層	沖積粘土	相模原台地	
	河床礫層	沖積低地	○
洪積砂礫層		沖積低地	○
ローム層	立川ローム層	座間丘陵及び河岸段丘、沖積低地	
	武蔵野ローム層	相模原台地、座間丘陵及び河岸段丘	
	土屋ローム層	相模原台地、座間丘陵及び河岸段丘	
	藤沢ローム層	座間丘陵及び河岸段丘	
陽原礫層		沖積低地	○
田名原礫層		沖積低地	○
中津原礫層		沖積低地	○
相模野礫層		相模原台地	○
座間丘陵礫層		座間丘陵及び河岸段丘	○
下庭層		相模原台地	○
大庭砂礫層		相模原台地、座間丘陵及び河岸段丘	○
上総層群（中津層）		相模原台地、座間丘陵及び河岸段丘、沖積低地	

* 資料編 用語集 (p.124～) 参照

■ 地下水が存在する地層図



(3) 地下水の流れ

本市の地下水は、相模原台地、座間丘陵、河岸段丘^{*}、そして相模川沿いの沖積低地^{*}に分布しています。地下水が最も広く分布するのは相模原台地で、次に沖積低地^{*}となっています。

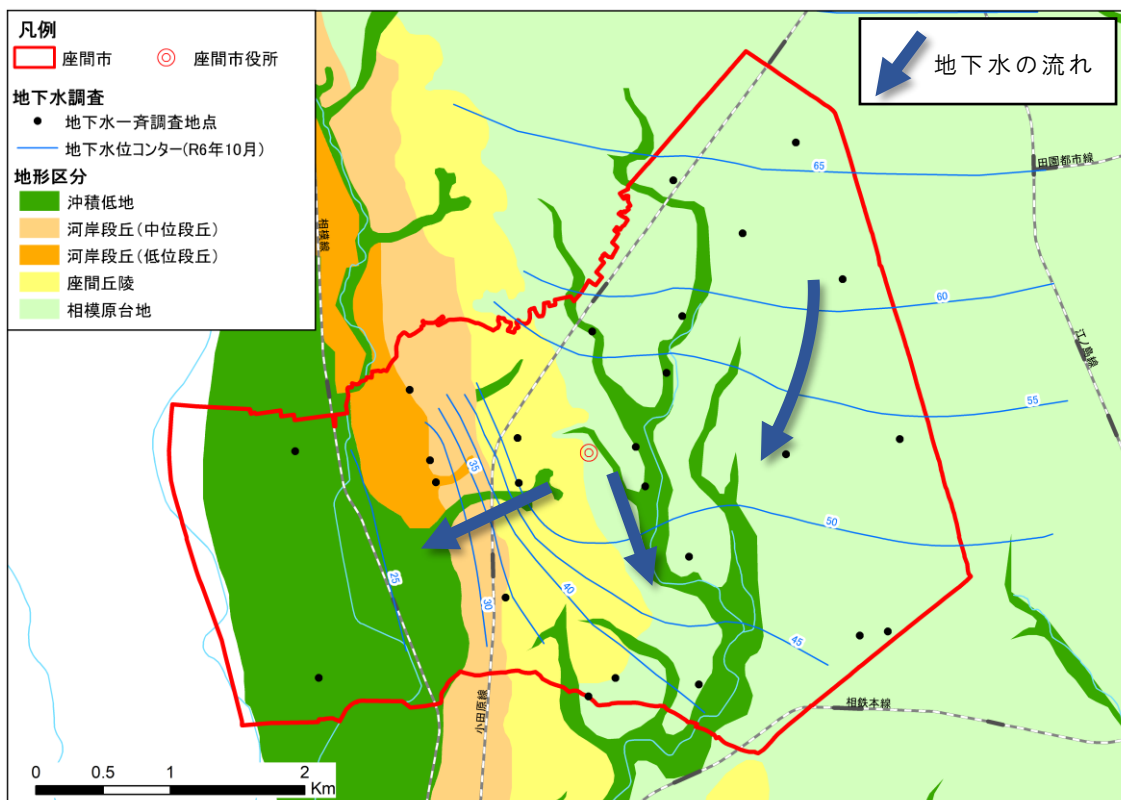
相模原台地の地下水は、本市北部より流入し、南部方向に流出します。市域内の地下水の流れは一樣でなく、目久尻川沿いに地下水位等高線の谷が形成される状況は、地下水が目久尻川に湧き出していることを示しています。

相模原台地全体で見ると、相模原台地の地下水は、台地を構成する相模野礫層中をほぼ地形面に沿って、北側から南側へ向かって流動しています。地下水位等高線から、以下の3つの地下水の流れを確認できます。

- ・ 相模原市上溝～下溝付近の相模川方向に向かう流れ
- ・ 目久尻川に向かう流れ
- ・ 引地川に向かう流れ

相模原台地の地下水と座間丘陵西側の地下水は、座間丘陵を境界に流動が異なります。相模原台地の地下水は、北から南に向かって流動します。一方、座間丘陵西側の河岸段丘（中位段丘^{*}）では、地下水の一部は段丘崖^{*}で湧水^{*}として湧出し、残りは河岸段丘（低位段丘^{*}）と沖積低地に流動します。河岸段丘（低位段丘^{*}）や相模川沿いの沖積低地の地下水は、相模川に流出します。なお、地下水の流れは、これまでの地下水一斉調査において概ね同様であり、夏季と冬季の変化が小さいことが確認されています。

■本市の地下水位及び地下水の流れ（令和6年（2024年）10月測定）



(4) 地下水位の変化

本市では、昭和53年度（1978年度）から相模川の低地（深井戸2号井）と相模原台地（深井戸A1号井）の2箇所地下水位の観測を始めました。現在は、本市内の6箇所地下水位を観測しています。

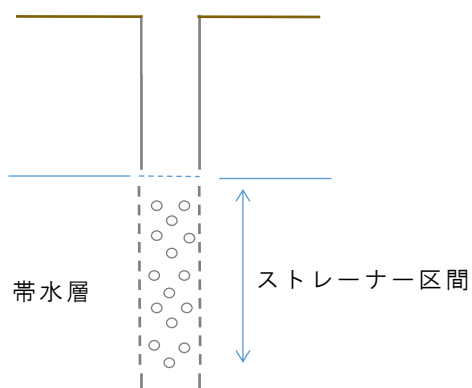
地下水位の変動状況は、相模原台地に設置されている観測井戸（深井戸A1号井・A3号井・A4号井・A14号井）と、沖積低地^{ちゅうせきていち*}に設置されている観測井戸（深井戸2号井・6号井）で異なります。沖積低地^{ちゅうせきていち}に設置されている観測井戸の地下水位は、降雨が増えればその月から上昇を確認できますが、相模原台地に設置されている観測井戸では、降雨の数箇月後に上昇するような変動を確認できます。

地下水位観測を行っている井戸のストレーナー区間は下表「井戸諸元」に示したとおりです。ストレーナーとは下図「観測井戸の構造例」に示したとおり、地層から地下水を取り込むため、井戸の管に穴が開けられた部分のことです。穴の開いている区間（ストレーナー区間）が地下水位を測定している深度となります。

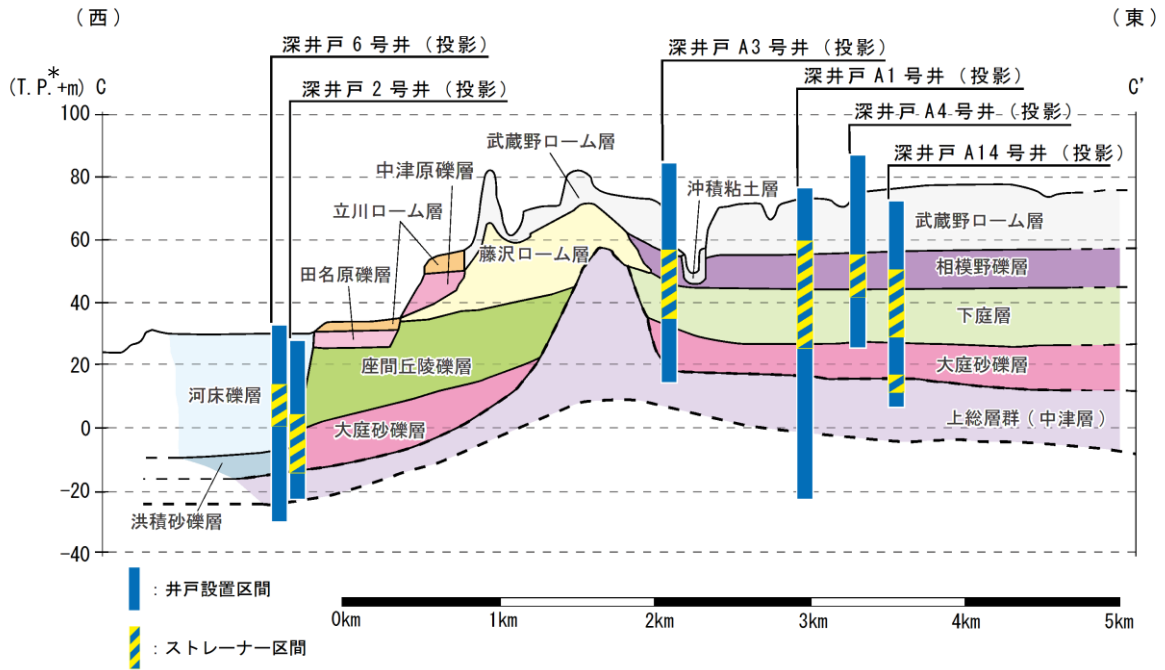
■ 井戸諸元

名称	深度 (m)	孔口標高 (T. P. +m)	ストレーナー区間 (GL-m)
深井戸A1号井	100	78.39	17.5~50.5
深井戸A3号井	65	82.33	24.0~46.0
深井戸A4号井	60	83.75	27.0~43.5
深井戸A14号井	70	74.57	26.0~46.0 59.0~64.0
深井戸2号井	50	26.35	24.0~40.0
深井戸6号井	60	30.27	16.0~32.5

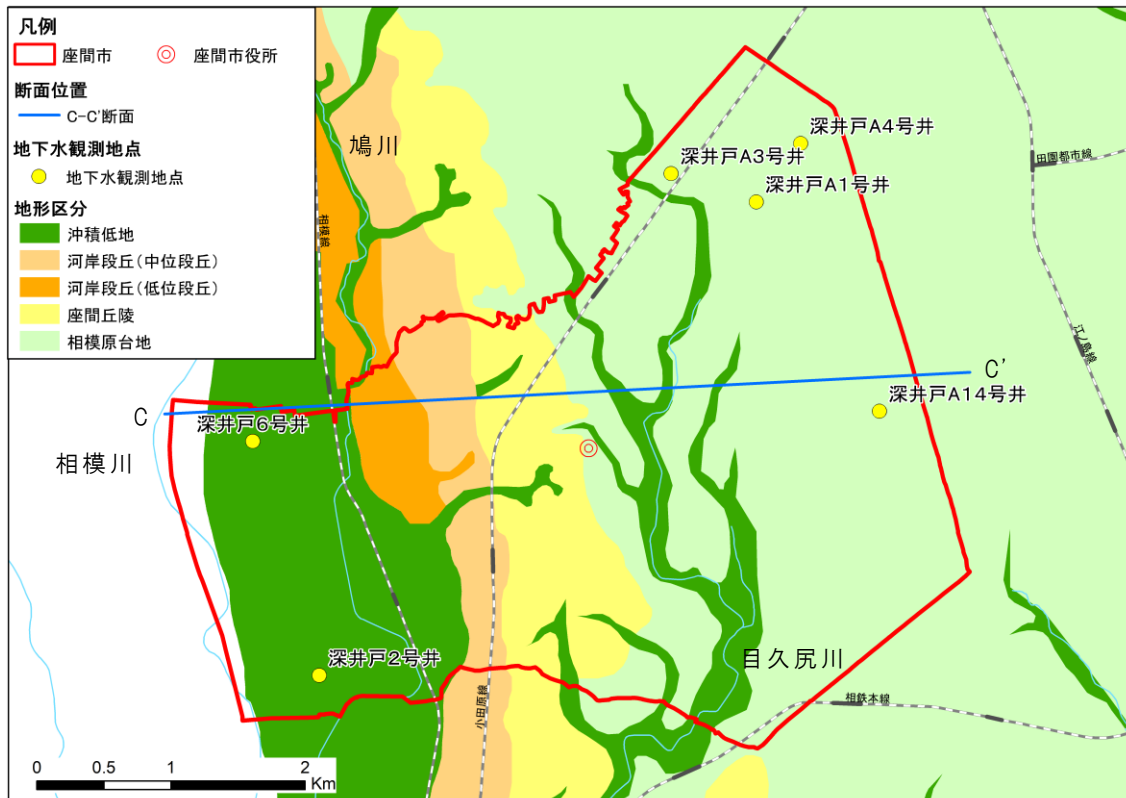
■ 観測井戸の構造例



■ 地下水位観測井戸（投影図）（下図「地下水位観測地点」C-C'断面）

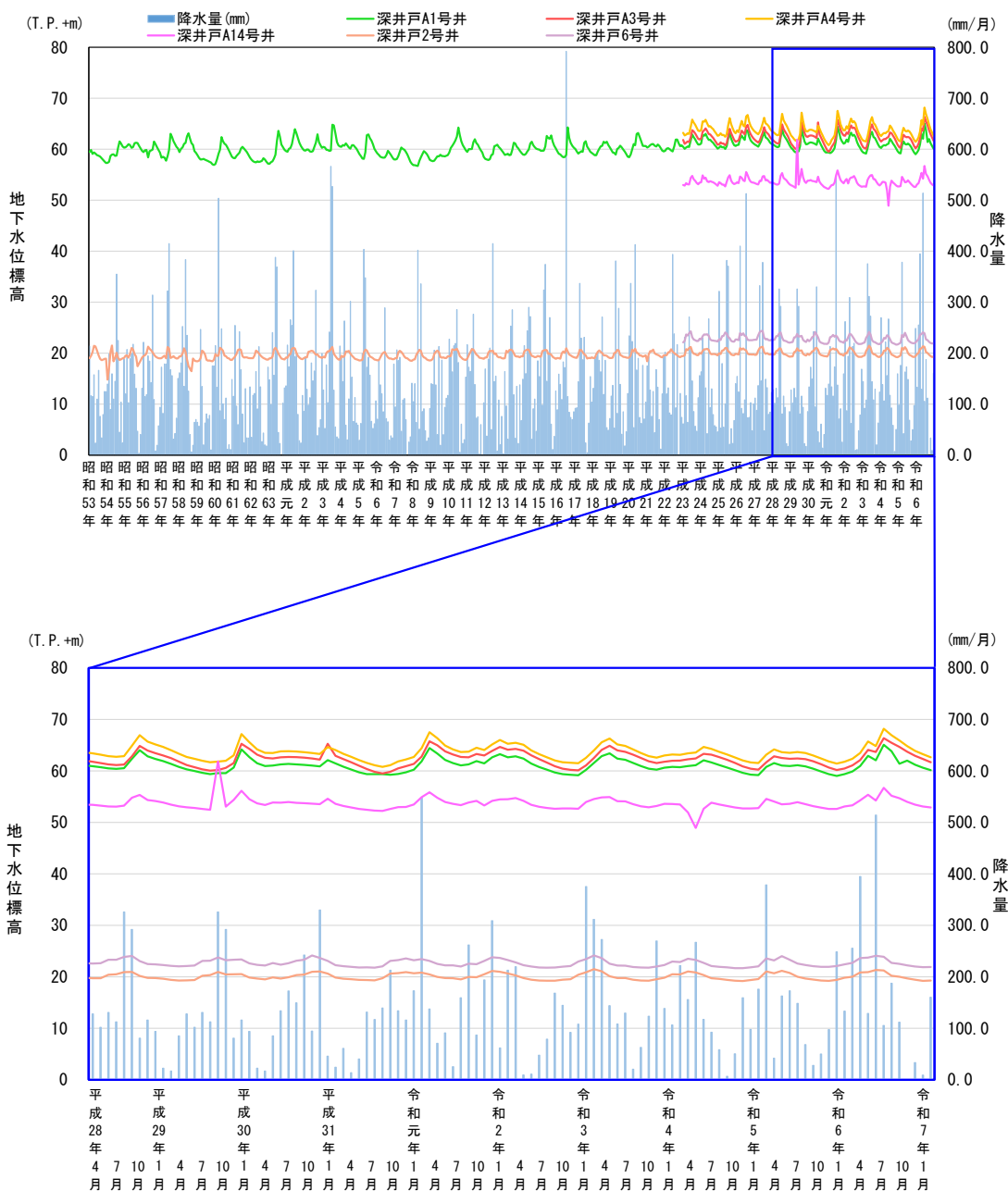


■ 地下水位観測地点



■ 地下水位の経年変化

(上段：昭和53～令和6年度、下段：平成28～令和6年度)



(5) 湧水

新版「座間の湧水」（座間市教育委員会 平成26年3月）によると、本市では目久尻川沿いや座間丘陵、座間丘陵より西側の河岸段丘（中位段丘）で23箇所の湧水が確認されています。平成21年度（2009年度）及び令和5年度（2023年度）に実施した湧水の水量調査や簡易の水質調査（電気伝導度*、pH*、水温）結果の一部は下表のとおりです。

■ 湧水調査結果（9月）

観測地点名	崖線/谷頭 湧水	流量 (m ³ /day)		電気伝導度 (mS/m)		pH		水温 (°C)	
		H21	R5	H21	R5	H21	R5	H21	R5
		根下南湧水	崖線	-	1	-	27.4	-	6.86
神井戸湧水	崖線	346	483	36.3	26.1	6.58	6.71	17.5	19.8
心岩寺湧水	崖線	86	67	25.8	26.7	6.63	6.70	17.9	19.5
鈴鹿の泉湧水	崖線	86	39	30.5	31.9	6.51	6.73	20.4	20.5
龍源院湧水	崖線	605	471	28.9	31.3	6.79	6.70	20.0	21.0
番神水湧水	崖線	346	21	30.6	32.5	6.84	6.81	22.1	20.9
谷戸山公園内湧水	谷頭	5	32	29.8	20.5	7.20	7.05	24.8	27.0
入りの谷戸上湧水	谷頭	-	0	-	-	-	-	-	-
第三水源脇湧水	谷頭	346	1,270	31.6	34.1	6.73	6.93	18.3	18.5
第三水源脇湧水（下流）	谷頭	259	10	30.8	31.5	7.25	7.15	20.1	26.5
第三水源湧水	谷頭	3,370	3,499	30.6	33.4	6.87	7.03	19.9	20.8
芹沢川護岸湧水	谷頭	860	836	28.9	-	6.51	-	16.3	-
いっぺい窪湧水	谷頭	1,100	1,507	24.9	24.4	7.40	6.84	18.8	20.0
大下湧水	谷頭	691	903	27.6	25.7	6.67	6.79	17.3	19.5
大下湧水（下流）	谷頭	690	742	26.9	25.9	7.09	7.05	18.5	19.8

■ 湧水調査結果（12月）

観測地点名	崖線/谷頭 湧水	流量 (m ³ /day)		電気伝導度 (mS/m)		pH		水温 (°C)	
		H21	R5	H21	R5	H21	R5	H21	R5
		根下南湧水	崖線	-	3	-	27.7	-	7.80
神井戸湧水	崖線	346	640	26.0	26.1	6.77	6.91	17.5	17.1
心岩寺湧水	崖線	86	65	25.9	26.4	7.10	6.80	17.9	17.2
鈴鹿の泉湧水	崖線	86	28	31.0	31.5	6.89	6.90	21.0	17.5
龍源院湧水	崖線	518	506	29.4	30.6	6.84	6.80	18.7	19.2
番神水湧水	崖線	173	10	31.7	31.7	7.09	6.90	21.9	17.2
谷戸山公園内湧水	谷頭	55	62	21.1	25.4	7.86	7.64	18.4	9.9
入りの谷戸上湧水	谷頭	-	0	-	-	-	-	-	-
第三水源脇湧水	谷頭	691	1,192	32.3	33.0	7.38	7.10	16.9	16.1
第三水源脇湧水（下流）	谷頭	173	15	31.1	32.0	7.42	7.50	17.3	6.1
第三水源湧水	谷頭	3,370	4,690	31.8	32.5	7.19	7.10	17.0	16.0
芹沢川護岸湧水	谷頭	864	1,319	29.4	-	7.12	-	17.5	-
いっぺい窪湧水	谷頭	1,380	1,565	25.3	24.0	7.51	7.06	17.1	17.0
大下湧水	谷頭	864	977	27.8	25.9	7.05	7.23	17.2	17.0
大下湧水（下流）	谷頭	860	849	27.2	29.0	7.26	7.37	17.4	16.2

■ 湧水地点（主要な湧水抜粋）（再掲）



(6) 地下水質

本市では、毎年度継続して有機塩素系化合物^{*}をはじめとした有害物質等を対象に地下水、湧水^{*}の水質調査を行っています。

平成10年（1998年）頃はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物が環境基準^{*}を超過している地点が多く見受けられ、旧基本計画（平成28年）の期間には複数回にわたりテトラクロロエチレンの環境基準を超過している地点（地下水及び湧水）が確認されました。その後継続的な調査を行い、環境基準超過は確認されませんでした。また、令和4年（2022年）以降、有機フッ素化合物^{*}を対象とした調査を実施する等、水質調査を継続しています。水質調査の詳細は以下のとおりです。

(ア) 地下水・湧水中の有害物質分析

旧基本計画（平成28年）の期間中、水質汚濁防止法^{*}の有害物質を対象とした地下水・湧水の水質調査を実施しています。

■地下水・湧水中の有害物質分析結果

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
調査地点数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
環境基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(イ) 地下水・湧水中の有機塩素系化合物分析

旧基本計画（平成28年）の期間中、有機塩素系化合物（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）を対象とした地下水・湧水の水質調査を実施しています。

この調査において、平成28年度（2016年度）に1か所の調査地点（湧水）においてテトラクロロエチレンの環境基準超過が見られました。継続的な調査を行い、その後は環境基準超過は確認されませんでした。

■地下水・湧水中の有機塩素系化合物分析結果

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
調査地点数	6	6	6	6	6	6	6	6	6
環境基準超過地点数	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(ウ) 地下水汚染監視調査

旧基本計画（平成28年）の期間中、汚染した地下水の流入を監視するため、相模原台地の地下水流入部において有機塩素系化合物^{*}等（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）を対象とした地下水の水質調査を実施しています。

この調査において、平成28年度（2016年度）及び平成29年度（2017年度）に1か所の調査地点（地下水）においてテトラクロロエチレンの環境基準^{*}超過が見られました。継続的な調査を行い、その後は環境基準超過は確認されませんでした。

■ 地下水汚染監視調査結果

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
調査地点数	4	4	4	4	4	4	4	4	4
環境基準超過地点数	1	1	0	0	0	0	0	0	0

(エ) 有機フッ素化合物分析

公共用水域及び地下水における要監視項目として設定されている有機フッ素化合物^{*}（PFOS^{*}及びPFOA^{*}）について、神奈川県での調査で本市内の地下水・河川において指針値（暫定）（PFOS及びPFOAの合計として50ng/L）を超過しました。このことから、本市でも有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）を対象とした地下水・湧水^{*}等の水質調査を実施しています。

その結果、指針値（暫定）を超過した地点があることが確認されました。なお、令和7年（2025年）6月から指針値（暫定）は指針値へ変更となりましたが、値は50ng/L（PFOS及びPFOAの合計）で変わりません。引き続き調査を継続していきます。

■ 有機フッ素化合物分析結果（カッコ内は調査回数/超過回数）

年度	R4	R5	R6
調査地点数 対象：河川	2 (1回)	2 (1回)	2 (1回)
指針値（暫定）超過地点数 対象：河川	1 (1回)	0	0
調査地点数 対象：地下水・湧水	6 (2回)	6 (2回)	6 (2回)
指針値（暫定）超過地点数 対象：地下水・湧水	0	1 (2回)	1 (1回)
調査地点数 対象：排水路	-	10 (1回)	2 (1回)
指針値（暫定）超過地点数 対象：排水路	-	5 (1回)	1 (1回)

(7) 地下水利用

本市の市営水道は、地下水と県営水道（県水）の水を水源として利用しています。

本市の市営水道は、市内の水源井戸や県営水道（県水）からいったん配水場へ集められ、そこから一般家庭等に配水されています。

■ 配水区域図（出典：座間の水道）

水道施設のあらまし

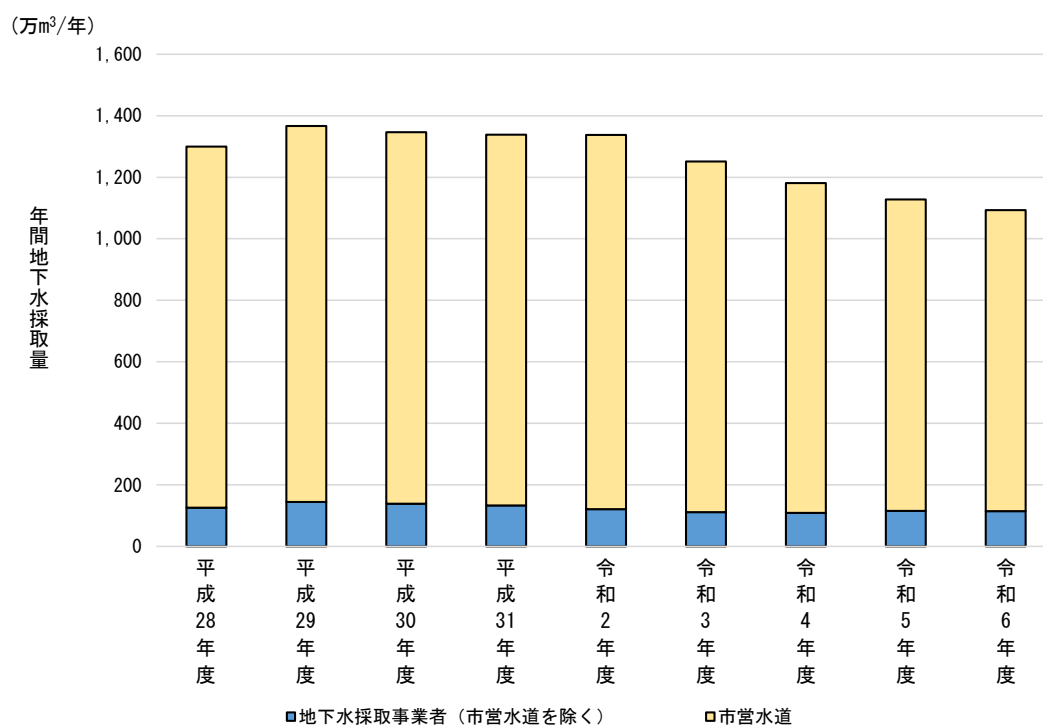


(8) 地下水採取量の推移

本市の地下水採取量の内訳は下図のとおりです。

年度ごとに増減はありますが、令和3年度（2021年度）以降の地下水採取量は減少傾向となっています。

■ 地下水採取量の推移（出典：地下水採取量報告）



(9) 座間市の水収支

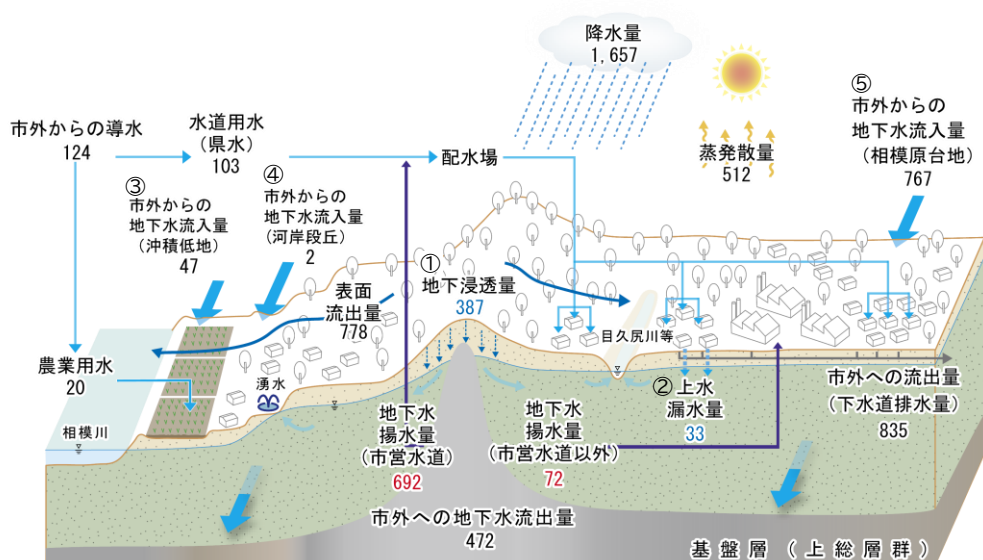
本市は、主な帯水層^{*}として、相模原台地には大庭砂礫層、下庭層、相模野礫層、河岸段丘^{だんきゅう}^{*}には中津原礫層が、沖積低地^{ちゅうせきていち}^{*}には河床礫層や洪積砂礫層が分布します。また、相模原市側から多くの地下水が流入するとともに、雨水浸透施設^{*}の設置を推進しているため、その効果から地下水が豊富に存在します。

現在の本市における地下水等の出入りを把握するために、水収支解析^{*}を実施しました。雨水浸透施設の効果については、設置状況や設置後のメンテナンス状況をヒアリングし、水収支解析結果に反映させました。本市の令和2年（2020年）の水収支解析結果は、下図のとおりです。地下浸透^{*}量、蒸発散量、表面流出量については、土地利用の状況に応じて値を設定して計算しました。

また、水収支解析結果の概要は次のとおりです。

- ・ 年降水量の約23%である387mm/年（①）が地下に浸透します。
- ・ 上水道からは上水漏水量として33mm/年（②）が地下に浸透します。
- ・ 市外からは1年間に816mm/年（③+④+⑤）の地下水が市内に流入します。
- ・ 年間1,236mm/年（①+②+③+④+⑤）の水が本市の地下水に流入します。

■ 水収支解析結果（令和2年（2020年））（再掲）



単位：mm/年

※上記の数値は、単位面積あたりの値（水量を本市の面積17.6km²で除した値）。

※市外への地下水流出量は、市内の地下水湧出量を含む。

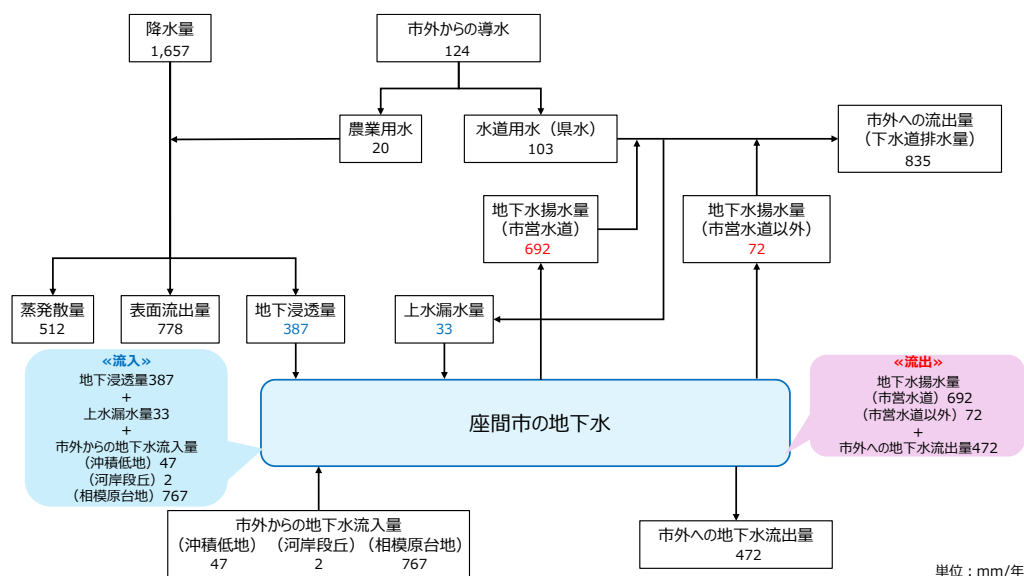
※市外からの地下水流入量および市外への地下水流出量は、地下水位の変化に伴う地下水貯留量の変化を含む。

※土地利用状況として、国土数値情報（令和3年（2021年））のデータを使用した。

※降水量は、直近5年間のうち、過去20年間の平年並みの降水量に最も近い令和2年（2020年）の値を用いた。

※四捨五入しているため、各項目とその合計は必ずしも一致しない。

■ 水収支解析の概念図（令和2年（2020年））



- ※上記の数値は、単位面積あたりの値（水量を本市の面積17.6km²で除した値）。
- ※市外への地下水流出量は、市内の地下水湧出量を含む。
- ※市外からの地下水流入量および市外への地下水流出量は、地下水位の変化に伴う地下水貯留量の変化を含む。
- ※土地利用状況として、国土数値情報（令和3年（2021年））のデータを使用した。
- ※降水量は、直近5年間のうち、過去20年間の平均並みの降水量に最も近い令和2年（2020年）の値を用いた。
- ※四捨五入しているため、各項目とその合計は必ずしも一致しない。

■ 水収支項目の設定・算出方法

水収支項目	内容	設定・算出方法
降水量	大気から地表へ降った雨量	観測降水量から設定
蒸発散量	水面及び地表面からの蒸発量と植物の葉からの蒸散量の合計	土地利用ごとに日射量、気温、蒸気圧、湿度、風速、日射量等から算出
地下浸透量	地表からの地下への浸透量	土地利用ごとに降水量から算出
表面流出量	降雨時に浸透せずに地表面を流れる水の量	降水量、蒸発散量、地下浸透量から算出
市外からの導水	座間市外から導水される水量	農業用水と水道用水の合計値
農業用水	灌漑期に水田に配水される水量	降水量、蒸発散量、地下浸透量から推定
水道用水	水道水として座間市外から導水される県水の水量	公表資料（年間取水量）から設定
上水漏水量	上水の水道管から漏水する水量等	公表資料（無効水量）から設定
地下水揚水量	水道用、工業用に揚水した水量	地下水採取量データから設定
市外への流出量（下水道排水量）	公共下水道污水管へ排除された水量	水道用水、上水漏水量、地下水揚水量から設定
市外からの地下水流入量	座間市へ流入する地下水量	地質断面図、地下水位等から推定
市外への地下水流出量	座間市から流出する地下水量	地下浸透量、上水漏水量、地下水揚水量、市外からの地下水流入量から算出

本市における地下水かん養量と地下水揚水量の推移を把握するため、平成29年（2017年）から令和6年（2024年）の水収支^{*}を計算して整理しました。

例えば、令和2年（2020年）では、地下浸透^{*}量（地表から浸透する降水量）として387mm/年と、上水漏水量として33mm/年の合計420mm/年が地下にかん養しています。一方で、市営水道から692mm/年（1,215万 m³/年）、市営水道以外からは72mm/年（127万 m³/年）が揚水されており、合計で764mm/年の地下水が揚水されています。これらの差分は-344mm/年と計算できます。

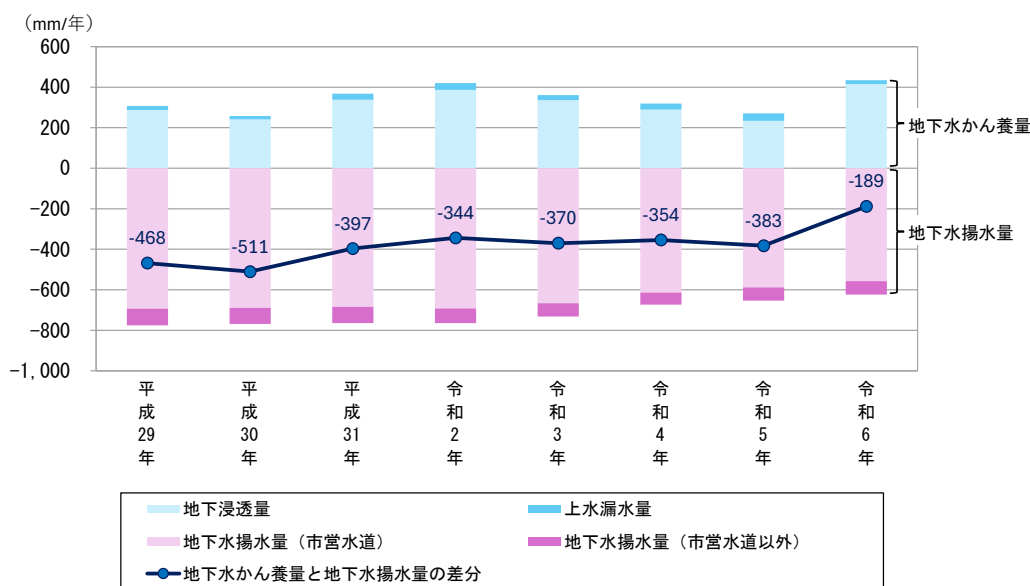
同様に、平成29年（2017年）から令和6年（2024年）までの水収支を計算して整理した本市における地下水かん養量と地下水揚水量の推移は、次のとおりです。

地下水かん養^{*}量のうち、地下浸透量は234～416mm/年で推移しています。地下浸透量は、前年やその年の降水量に左右されます。上水漏水量は17～36mm/年で推移しています。

地下水揚水量のうち、市営水道の地下水揚水量は557～694mm/年（978万～1,218万 m³/年）で、市営水道以外の地下水揚水量は60～82mm/年（105万～143万 m³/年）で推移しています。地下水揚水量は、全体的に減少傾向にあります。

地下水かん養量と地下水揚水量の差分は、-511～-189mm/年で推移しています。地下水揚水量が減少傾向にあることから、地下水かん養量と地下水揚水量の差分は少なくなっています。地下水位の変化と合わせて地下水かん養量と地下水揚水量のバランスを監視することで地下水量の状況を把握し、本市の地下水を保全していきます。

■本市における地下水かん養量と地下水揚水量の推移（平成29年～令和6年）



※上記の数値は、単位面積あたりの値（水量を本市の面積17.6km²で除した値）。
 ※地下浸透量は、地表から地下への浸透量を指す。土地利用ごとに降水量から算出した。
 ※上水漏水量は、上水の水道管から漏水した水量を指す。公表資料（無効水量）から設定した。

2. 意識調査（アンケート調査）

座間市地下水保全基本計画の改定にあたり、市民及び市内事業者の地下水に対する意識や地下水保全に関する行政への意見、要望を把握することを目的として、市民（座間市 LINE 公式アカウントにより実施）、市内事業者：200社に対しアンケート調査を行いました。市内事業者は、市に井戸を設置している事業者（以下、「事業者（井戸設置者）」）48社と、市内の各地域から無作為に抽出した、井戸を設置していない事業者（以下、「事業者（井戸設置者以外）」）152社を対象としました。

アンケートの手法及び回答状況は以下のとおりです。

市民

- ・ 実施手法：座間市 LINE 公式アカウント
- ・ 実施時期：令和6年（2024年）8～9月
- ・ 回答件数：7,171件（友達登録アカウント数：約99,000）

市内事業者（井戸設置者）

- ・ 実施手法：郵送
- ・ 実施時期：令和6年（2024年）8～9月
- ・ 回答件数：26件（郵送数：48件）

市内事業者（井戸設置者以外）

- ・ 実施手法：郵送
- ・ 実施時期：令和6年（2024年）8～9月
- ・ 回答件数：40件（郵送数：152件）

アンケート調査結果の記載にあたっての留意事項

- ・ 回答率（％）は有効回答数に対する回答数の割合としています。
- ・ 小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで表記しています。そのため、回答率の合計が100.0%とならない場合もあります。



(1) 市民のアンケート調査結果

市民のアンケート調査結果 1/3

問1 地下水を主な水源とする座間の水道水をおいしいと感じますか？

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. おいしい	4,818	67.2%
2. おいしくない	555	7.7%
3. どちらでもない	1,798	25.1%

問2 座間市の水道水は地下水を利用していますが、そのうち、何%が地下水だと思えますか？

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 100%	840	11.7%
2. 約85%	2,153	30.0%
3. 約70%	1,975	27.5%
4. 約55%	1,187	16.6%
5. 約40%	1,016	14.2%

問3 座間市にとって、地下水は大切な資源だと思えますか？

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 思う	6,756	94.2%
2. 思わない	78	1.1%
3. わからない	337	4.7%

問4 座間市域の地下水の保全是誰がすべきだと思いますか？（複数回答可）

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水を利用している企業	2,651	37.0%
2. 国	1,993	27.8%
3. 自治体（県）	3,517	49.0%
4. 自治体（座間市）	6,003	83.7%
5. 自治体（座間市の上流に当たる市町村）	1,756	24.5%
6. 市民	2,369	33.0%
7. わからない	362	5.0%

問5 「座間市の地下水を保全する条例」を知っていますか？

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 条例があることを知っており、内容も知っている	43	0.6%
2. 条例があることを知っており、内容もある程度知っている	210	2.9%
3. 条例があることだけ知っている（内容は知らない）	1,838	25.6%
4. 条例があることを知らない	5,080	70.8%

問6 「座間市地下水保全基本計画」を知っていますか？

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 計画があることを知っており、内容も知っている	25	0.3%
2. 計画があることを知っており、内容もある程度知っている	120	1.7%
3. 計画があることだけ知っている（内容は知らない）	1,226	17.1%
4. 計画があることを知らない	5,800	80.9%

市民のアンケート調査結果 2/3

問7 「座間市地下水保全基本計画」に基づく地下水を守る取り組みのうち、知っているものをお答え下さい（複数回答可）

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 水辺付近の緑地や樹木を保護し、水辺環境を守る取り組み	1,182	16.5%
2. 座間市HPでの地下水に関する情報発信	1,273	17.8%
3. 湧水ざまップなど、地下水に関するパンフレットの配布	1,495	20.8%
4. 雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)の設置に対する助成制度	965	13.5%
5. 地下水の水質測定	1,456	20.3%
6. 地下水位のモニタリング	618	8.6%
7. 事業者から地下水をくみ上げている量の報告を受けていること	247	3.4%
8. その他(自由回答)	17	0.2%
9. どれも知らない	4,136	57.7%

問8 地下水を守る取り組みのうち、重要だと思う取り組みをお答え下さい（3つまで選択可）

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 水辺付近の緑地や樹木を保護し、水辺環境を守る取り組み	5,031	70.2%
2. 座間市HPでの地下水に関する情報発信	1,941	27.1%
3. 湧水ざまップなど、地下水に関するパンフレットの配布	1,082	15.1%
4. 雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)の設置に対する助成制度	1,962	27.4%
5. 地下水の水質測定	5,283	73.7%
6. 地下水位のモニタリング	2,340	32.6%
7. 事業者から地下水をくみ上げている量の報告を受けていること	1,555	21.7%
8. その他(自由回答)	162	2.3%

問9 地下水を守る取り組みのうち、日ごろ行っていることはありますか？（複数回答可）

有効回答数n：7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 住宅の敷地内に雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)を設置している	1,079	15.0%
2. 住宅の敷地内に設置してある雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)を定期的に清掃している	368	5.1%
3. 住宅の敷地内に土や緑地など、雨水が地下にしみこみやすいところを作っている	1,072	14.9%
4. 日頃から節水を心がけている	3,426	47.8%
5. 湧水や水辺の保全活動を行っている	190	2.6%
6. その他(自由回答)	48	0.7%
7. 特に何もしていない	2,909	40.6%

市民のアンケート調査結果 3/3

問10 湧水ざまップをご存じですか？

有効回答数n : 7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. はい	2,509	35.0%
2. いいえ	4,662	65.0%

問11 座間市にある湧水のうち、どの湧水がお気に入りですか？（複数回答可）

有効回答数n : 7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 番神水	1,230	17.2%
2. 龍源院湧水	1,394	19.4%
3. 心岩寺湧水	321	4.5%
4. 神井戸湧水	269	3.8%
5. 根下南湧水	102	1.4%
6. 芹沢川に湧き出す湧水	1,193	16.6%
7. いっぺい窪湧水	319	4.4%
8. 大下湧水	106	1.5%
9. その他（自由回答）	171	2.4%
10. とくになし	4,146	57.8%

問12 座間市に数多くある湧水は、今後も守り続けるべきだと思いますか？

有効回答数n : 7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 思う	6,898	96.2%
2. 思わない	48	0.7%
3. わからない	225	3.1%

問13 湧水は昔と比べて変わっていると感じますか？

有効回答数n : 7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 減っている	1,487	20.7%
2. 増えている	7	0.1%
3. 変わらない	996	13.9%
4. その他（自由回答）	91	1.3%
5. わからない	4,590	64.0%

問14 湧水巡りなどの湧水保全に関わるイベントがあれば参加しますか？

有効回答数n : 7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 興味がある	1,058	14.8%
2. 少し興味がある	3,772	52.6%
3. あまり興味が無い	1,685	23.5%
4. 興味が無い	656	9.1%

問15 地下水に関することで不安や心配に思っていることはありますか？（複数回答可）

有効回答数n : 7,171

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水質が悪化しているのではないか	4,367	60.9%
2. 雨水がしみこむ面積が減少し、地下水が減少しているのではないか	1,848	25.8%
3. 地下水をくみ上げることにより地下水が減少しているのではないか	1,920	26.8%
4. 地下水への関心が少ない人が多く、将来にわたって地下水を守っていけないのか	2,086	29.1%
5. 雨が降らない期間が長い間続くことで、地下水が減少するのではないか	1,368	19.1%
6. 近くの地下で建設工事等が行われることにより地下水が影響を受けるのではないか	2,263	31.6%
7. 不安に思うことは特になし	875	12.2%
8. その他（自由回答）	383	5.3%

(2) 事業者（井戸設置者）のアンケート調査結果

事業者（井戸設置者）のアンケート調査結果 1/3

問1 座間市の水道水は地下水を利用していますが、そのうち、何%が地下水だと思えますか？

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 100%	5	19.2%
2. 約85%	11	42.3%
3. 約70%	2	7.7%
4. 約55%	4	15.4%
5. 約40%	4	15.4%

問2 座間市にとって、地下水は大切な資源だと思えますか？

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 思う	25	96.2%
2. 思わない	0	0.0%
3. わからない	1	3.8%

問3 座間市域の地下水の保全是誰がすべきだと思いますか？（複数回答可）

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水を利用している企業	15	57.7%
2. 国	7	26.9%
3. 自治体（県）	9	34.6%
4. 自治体（座間市）	25	96.2%
5. 自治体（座間市の上流に当たる市町村）	6	23.1%
6. 市民	6	23.1%
7. わからない	0	0.0%

問4 「座間市の地下水を保全する条例」を知っていますか？

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 条例があることを知っており、内容も知っている	2	7.7%
2. 条例があることを知っており、内容もある程度知っている	6	23.1%
3. 条例があることだけ知っている（内容は知らない）	15	57.7%
4. 条例があることを知らない	3	11.5%

問5 「座間市地下水保全基本計画」を知っていますか？

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 計画があることを知っており、内容も知っている	1	3.8%
2. 計画があることを知っており、内容もある程度知っている	6	23.1%
3. 計画があることだけ知っている（内容は知らない）	9	34.6%
4. 計画があることを知らない	10	38.5%

問6 「座間市地下水保全基本計画」に基づく地下水を守る取り組みのうち、知っているものをお答え下さい（複数回答可）

有効回答数n：25

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 水辺付近の緑地や樹木を保護し、水辺環境を守る取り組み	9	36.0%
2. 座間市HPでの地下水に関する情報発信	6	24.0%
3. 湧水ざまップなど、地下水に関するパンフレットの配布	6	24.0%
4. 雨水を地下にしみこませる施設（雨水浸透ます等）の設置に対する助成制度	5	20.0%
5. 地下水の水質測定	13	52.0%
6. 地下水位のモニタリング	5	20.0%
7. 事業者から地下水をくみ上げている量の報告を受けていること	15	60.0%
8. その他（自由回答）	0	0.0%
9. どれも知らない	6	24.0%

事業者（井戸設置者）のアンケート調査結果 2/3

問7 地下水を守る取り組みのうち、重要だと思う取り組みをお答え下さい（3つまで選択可）

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 水辺付近の緑地や樹木を保護し、水辺環境を守る取り組み	15	57.7%
2. 座間市HPでの地下水に関する情報発信	7	26.9%
3. 湧水ざまップなど、地下水に関するパンフレットの配布	5	19.2%
4. 雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)の設置に対する助成制度	4	15.4%
5. 地下水の水質測定	17	65.4%
6. 地下水位のモニタリング	9	34.6%
7. 事業者から地下水をくみ上げている量の報告を受けていること	5	19.2%
8. その他（自由回答）	0	0.0%
9. どれも知らない	0	0.0%

問8 地下水を守る取り組みのうち、日ごろ行っていることはありますか？（複数回答可）

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水揚水量を自主規制している	3	11.5%
2. 雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)を設置している	12	46.2%
3. 雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)を定期的に清掃している	4	15.4%
4. 敷地内に緑地などを設けることにより雨水が地下にしみこみやすくしている	11	42.3%
5. 日頃から節水を心がけている	12	46.2%
6. 湧水や水辺の保全活動を行っている	2	7.7%
7. その他（自由記述）	0	0.0%
8. 特に何もしていない	6	23.1%

問9 地下水保全の目的で、地下水の規制が行われるとしたらどこまで協力できますか？

有効回答数n：25

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水を守るためであれば、地下水の取水制限にも協力できる	5	20.0%
2. 節水に気をつける程度は協力できる	19	76.0%
3. 地下水の使用に関する規制には協力できない	0	0.0%
4. その他（自由記述）	1	4.0%

問10 地下水保全の目的で、地下水かん養策が推進された場合、どこまで協力できますか？

有効回答数n：22

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 雨水を地下に浸透させるために、緑化や雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)を設ける	9	40.9%
2. 水源かん養に関する取り組みへの協力金の支出	4	18.2%
3. 地下水かん養策には協力できない	4	18.2%
4. その他（自由記述）	5	22.7%

事業者（井戸設置者）のアンケート調査結果 3/3

問11 湧水ざまップをご存じですか？

有効回答数n：24

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. はい	13	54.2%
2. いいえ	11	45.8%

問12 座間市にある湧水のうち、どの湧水がお気に入りですか？（複数回答可）

有効回答数n：25

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 番神水	4	16.0%
2. 龍源院湧水	3	12.0%
3. 心岩寺湧水	3	12.0%
4. 神井戸湧水	1	4.0%
5. 根下南湧水	1	4.0%
6. 芹沢川に湧き出す湧水	3	12.0%
7. いっぺい窪湧水	2	8.0%
8. 大下湧水	1	4.0%
9. その他（自由回答）	0	0.0%
10. とくになし	18	72.0%

問13 座間市に数多くある湧水は、今後も守り続けるべきだと思いますか？

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 思う	23	88.5%
2. 思わない	0	0.0%
3. わからない	3	11.5%

問14 湧水は昔と比べて変わっていると感じますか？

有効回答数n：25

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 減っている	1	4.0%
2. 増えている	0	0.0%
3. 変わらない	1	4.0%
4. その他（自由回答）	0	0.0%
5. わからない	23	92.0%

問15 湧水巡りなどの湧水保全に関わるイベントがあれば参加しますか？

有効回答数n：26

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 興味がある	2	7.7%
2. 少し興味がある	11	42.3%
3. あまり興味が無い	10	38.5%
4. 興味が無い	3	11.5%

問16 地下水に関することで不安や心配に思っていることはありますか？（複数回答可）

有効回答数n：23

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水質が悪化しているのではないか	12	52.2%
2. 雨水がしみこむ面積が減少し、地下水が減少しているのではないか	3	13.0%
3. 地下水をくみ上げることにより地下水が減少しているのではないか	5	21.7%
4. 地下水への関心が少ない人が多く、将来にわたって地下水を守っていけないのか	2	8.7%
5. 雨が降らない期間が長い間続くことで、地下水が減少するのではないか	1	4.3%
6. 近くの地下で建設工事等が行われることにより地下水が影響を受けるのではないか	2	8.7%
7. 不安に思うことは特にない	5	21.7%
8. その他（自由回答）	2	8.7%

(3) 事業者（井戸設置者以外）のアンケート調査結果

事業者（井戸設置者以外）のアンケート調査結果 1/3

問1 座間市の水道水は地下水を利用していますが、そのうち、何%が地下水だと思いますか？

有効回答数n：38

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 100%	2	5.3%
2. 約85%	12	31.6%
3. 約70%	9	23.7%
4. 約55%	9	23.7%
5. 約40%	6	15.8%

問2 座間市にとって、地下水は大切な資源だと思いますか？

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 思う	38	95.0%
2. 思わない	0	0.0%
3. わからない	2	5.0%

問3 座間市域の地下水の保全は誰がすべきだと思いますか？（複数回答可）

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水を利用している企業	8	20.0%
2. 国	11	27.5%
3. 自治体（県）	17	42.5%
4. 自治体（座間市）	28	70.0%
5. 自治体（座間市の上流に当たる市町村）	6	15.0%
6. 市民	5	12.5%
7. わからない	1	2.5%

問4 「座間市の地下水を保全する条例」を知っていますか？

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 条例があることを知っており、内容も知っている	0	0.0%
2. 条例があることを知っており、内容もある程度知っている	1	2.5%
3. 条例があることだけ知っている（内容は知らない）	15	37.5%
4. 条例があることを知らない	24	60.0%

問5 「座間市地下水保全基本計画」を知っていますか？

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 計画があることを知っており、内容も知っている	0	0.0%
2. 計画があることを知っており、内容もある程度知っている	1	2.5%
3. 計画があることだけ知っている（内容は知らない）	9	22.5%
4. 計画があることを知らない	30	75.0%

問6 「座間市地下水保全基本計画」に基づく地下水を守る取り組みのうち、知っているものをお答え下さい（複数回答可）

有効回答数n：37

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 水辺付近の緑地や樹木を保護し、水辺環境を守る取り組み	9	24.3%
2. 座間市HPでの地下水に関する情報発信	6	16.2%
3. 湧水ざまップなど、地下水に関するパンフレットの配布	6	16.2%
4. 雨水を地下にしみこませる施設（雨水浸透ます等）の設置に対する助成制度	2	5.4%
5. 地下水の水質測定	3	8.1%
6. 地下水位のモニタリング	0	0.0%
7. 事業者から地下水をくみ上げている量の報告を受けていること	1	2.7%
8. その他（自由回答）	0	0.0%
9. どれも知らない	21	56.8%

事業者（井戸設置者以外）のアンケート調査結果 2/3

問7 地下水を守る取り組みのうち、重要だと思う取り組みをお答え下さい（3つまで選択可）

有効回答数n: 37

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 水辺付近の緑地や樹木を保護し、水辺環境を守る取り組み	27	73.0%
2. 座間市HPでの地下水に関する情報発信	8	21.6%
3. 湧水ざまップなど、地下水に関するパンフレットの配布	6	16.2%
4. 雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)の設置に対する助成制度	15	40.5%
5. 地下水の水質測定	24	64.9%
6. 地下水位のモニタリング	7	18.9%
7. 事業者から地下水をくみ上げている量の報告を受けていること	4	10.8%
8. その他（自由回答）	2	5.4%
9. どれも知らない	0	0.0%

問8 地下水を守る取り組みのうち、日ごろ行っていることはありますか？（複数回答可）

有効回答数n: 37

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水揚水量を自主規制している	1	2.7%
2. 雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)を設置している	5	13.5%
3. 雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)を定期的に清掃している	0	0.0%
4. 敷地内に緑地などを設けることにより雨水が地下にしみこみやすくしている	3	8.1%
5. 日頃から節水を心がけている	17	45.9%
6. 湧水や水辺の保全活動を行っている	1	2.7%
7. その他（自由記述）	0	0.0%
8. 特に何もしていない	14	37.8%

問9 地下水保全の目的で、地下水の規制が行われるとしたらどこまで協力できますか？

有効回答数n: 37

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水を守るためであれば、地下水の取水制限にも協力できる	8	21.6%
2. 節水に気をつける程度は協力できる	28	75.7%
3. 地下水の使用に関する規制には協力できない	0	0.0%
4. その他（自由記述）	1	2.7%

問10 地下水保全の目的で、地下水かん養策が推進された場合、どこまで協力できますか？

有効回答数n: 35

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 雨水を地下に浸透させるために、緑化や雨水を地下にしみこませる施設(雨水浸透ます等)を設ける	17	48.6%
2. 水源かん養に関する取り組みへの協力金の支出	4	11.4%
3. 地下水かん養策には協力できない	8	22.9%
4. その他（自由記述）	6	17.1%

事業者（井戸設置者以外）のアンケート調査結果 3/3

問11 湧水ごまっプをご存じですか？

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. はい	10	25.0%
2. いいえ	30	75.0%

問12 座間市にある湧水のうち、どの湧水がお気に入りですか？（複数回答可）

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 番神水	14	35.0%
2. 龍源院湧水	11	27.5%
3. 心岩寺湧水	2	5.0%
4. 神井戸湧水	2	5.0%
5. 根下南湧水	0	0.0%
6. 芹沢川に湧き出す湧水	6	15.0%
7. いっぺい窪湧水	1	2.5%
8. 大下湧水	0	0.0%
9. その他（自由回答）	2	5.0%
10. とくになし	18	45.0%

問13 座間市に数多くある湧水は、今後も守り続けるべきだと思いますか？

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 思う	37	92.5%
2. 思わない	1	2.5%
3. わからない	2	5.0%

問14 湧水は昔と比べて変わっていると感じますか？

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 減っている	5	12.5%
2. 増えている	0	0.0%
3. 変わらない	1	2.5%
4. その他（自由回答）	0	0.0%
5. わからない	34	85.0%

問15 湧水巡りなどの湧水保全に関わるイベントがあれば参加しますか？

有効回答数n：40

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 興味がある	6	15.0%
2. 少し興味がある	21	52.5%
3. あまり興味が無い	8	20.0%
4. 興味が無い	5	12.5%

問16 地下水に関することで不安や心配に思っていることはありますか？（複数回答可）

有効回答数n：37

回答	回答数	有効回答数nに対する割合(%)
1. 地下水質が悪化しているのではないか	25	67.6%
2. 雨水がしみこむ面積が減少し、地下水が減少しているのではないか	9	24.3%
3. 地下水をくみ上げることにより地下水が減少しているのではないか	12	32.4%
4. 地下水への関心が少ない人が多く、将来にわたって地下水を守っていけないのか	10	27.0%
5. 雨が降らない期間が長い間続くことで、地下水が減少するのではないか	5	13.5%
6. 近くの地下で建設工事等が行われることにより地下水が影響を受けるのではないか	12	32.4%
7. 不安に思うことは特になし	3	8.1%
8. その他（自由回答）	1	2.7%

3. 三次元水循環解析モデルを活用した解析

(1) 三次元水循環解析モデルの構築にあたって

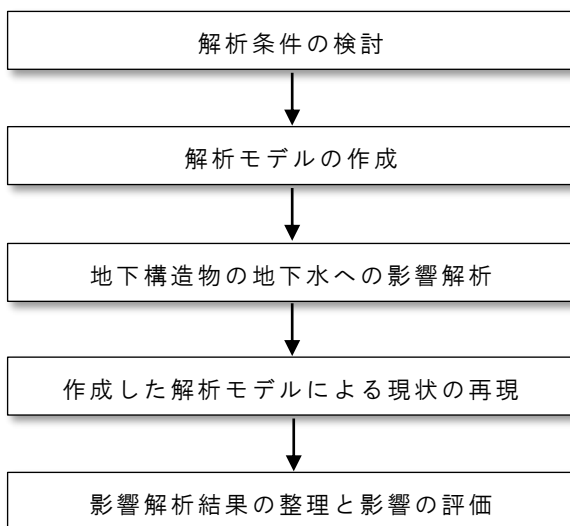
平成27年（2015年）7月に閣議決定された水循環基本計画^{*}において、持続可能な地下水の保全と利用の推進を図るため、「地域の実情に応じた地下水マネジメント^{*}」に取り組むことが示されています。

本市では、それ以前は地下水のみを検討するモデルを用いて地下水マネジメントを行ってききましたが、水循環基本法^{*}の理念に基づき水循環^{*}の健全化を実現するため、地下水・地表水も含めて検討が可能な三次元水循環解析モデル^{*}を構築しました。

(2) 三次元水循環解析モデルの構築の手順

三次元水循環解析モデルは、下図に示す手順で構築しました。本市が構築していた地下水モデルのデータを用いることで効率化を図るとともに、地質調査や水文調査を実施してモデルの再現性を高めてきました。

■ 三次元水循環解析検討の流れ

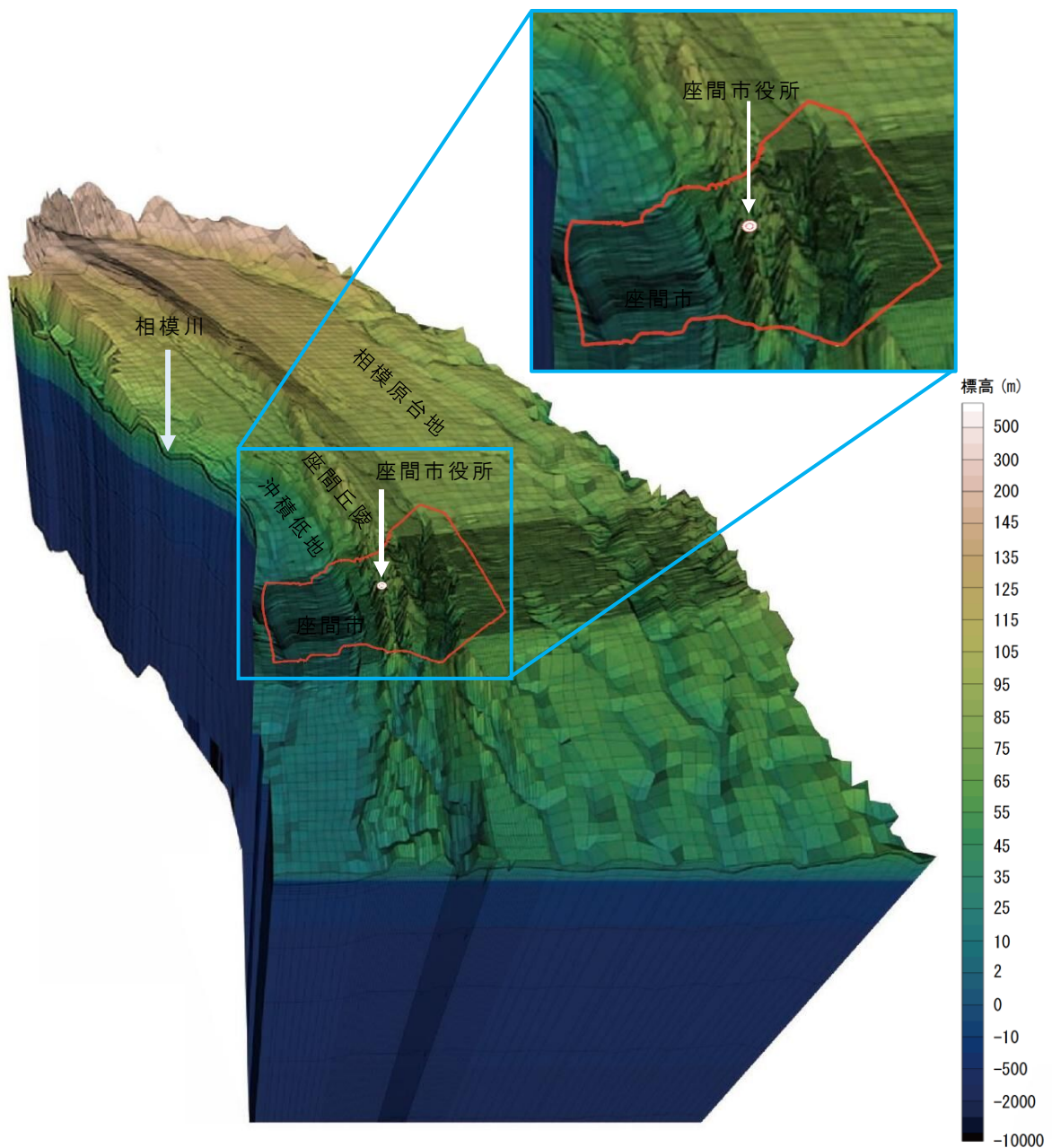


(3) 三次元水循環解析モデルの構築状況

相模原台地、座間丘陵、河岸段丘、沖積低地 と地形変化に富んだ本市においては、この地形を三次元水循環解析モデル^{*}に正確に反映させることが重要です。そのため、モデルのメッシュを細かくすることで、可能な限り地形を再現することを試みました。

特に、座間丘陵から相模川にかけての地形の再現性に留意しました。

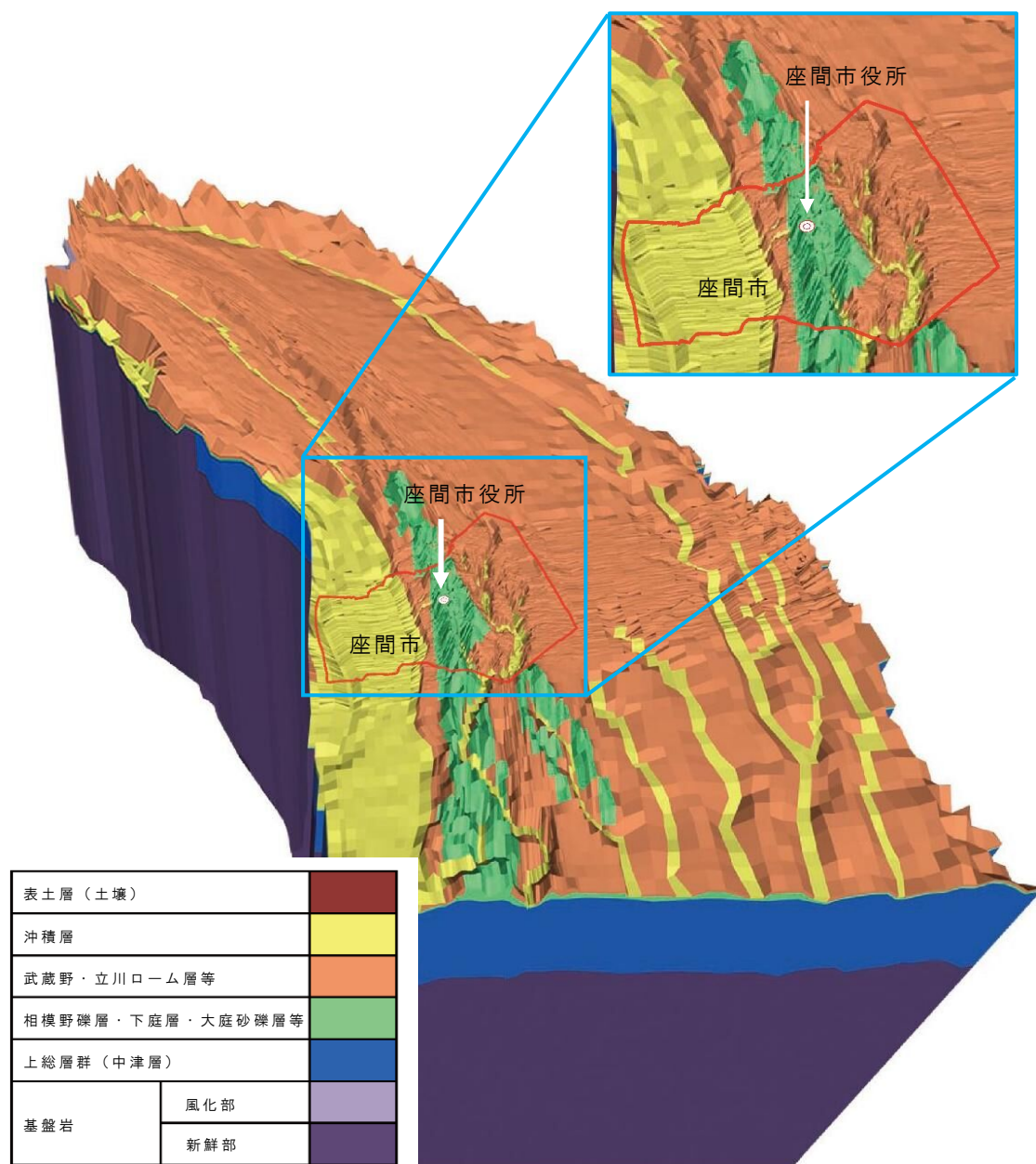
■ 三次元水循環解析モデル（地形）



同様に、地質構造をモデルに反映させることも重要となります。下図に示すとおり三次元的に地質構造を反映させることで、より正確な地下水の流れを再現することを試みました。

なお、三次元水循環解析モデル^{*}で重要となる透水係数^{*}は、本市が既に構築している地下水モデルのデータや地質調査の結果から設定しました。

■三次元水循環解析モデル（地質）



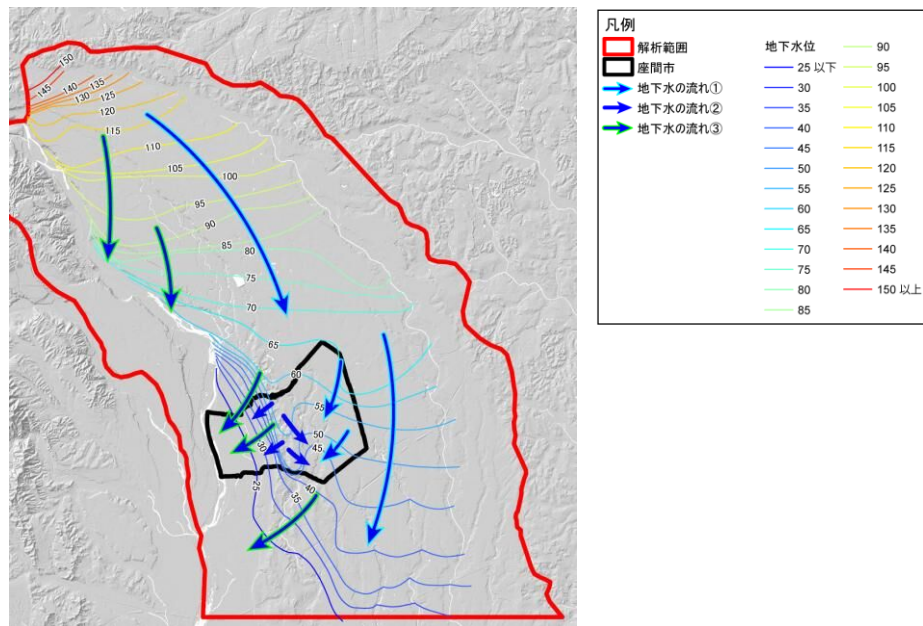
* 資料編 用語集 (p.124～) 参照

(4) 地下水位の再現結果

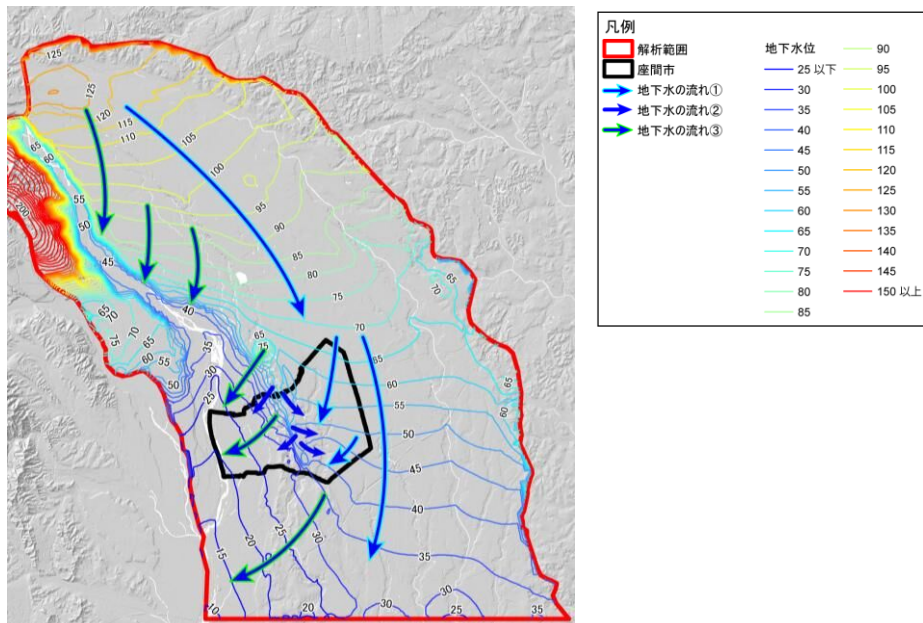
構築した三次元水循環解析モデル^{*}において、本市周辺の地下水位を再現しました。その結果、平成29年度地下水総合調査事業で作成した地下水位等高線と概ね同様の地下水位形状になりました。

■ 地下水位観測による地下水位等高線図

(平成29年度(2017年度)に実施した地下水一斉調査等から作成)



■ 三次元水循環解析による地下水位等高線図



(5) シナリオ解析（都市化、気候変動等）

昨今の都市化、気候変動等を踏まえて、本市が今後直面するシナリオを複数検討し、三次元水循環解析モデル^{*}を用いて水資源及び水循環^{*}への影響を確認しました。

シナリオ解析等の結果を目標採取量や目標地下水位の検討に役立てています。

■ シナリオ解析の内容

No.	シナリオ	内容	地下水需要増加	リニア供用	気候変動による渇水	確率解析による渇水	雨水浸透ます設置数増	雨水浸透ます清掃有無
1	リニア供用後のシナリオ	リニア建設による大規模地下構造物の地下水への影響を予測		○				
2	雨水浸透ます [*] の設置率が57.5%から100%となり、清掃が行われているシナリオ	雨水浸透ますの設置数の増加や清掃で浸透 [*] 量が確保されることにより、地下水の増加量を予測					○	有
3	雨水浸透ますの設置率が57.5%から100%となり、清掃が行われていないシナリオ	雨水浸透ますが清掃されないことにより、地下水がどの程度減少するか予測					○	無
4	100年に1度の渇水が発生したシナリオ	近い将来、渇水発生により本市の地下水・河川水・湧水 [*] がどの程度減少するか予測				○		
5	将来の気候変動による渇水時を再現したシナリオ	気候変動によりゲリラ豪雨や無降雨期間等が増加し、渇水リスクが増加した将来を予測	○	○	○		○	
6	富士山の火山灰によりかん養 [*] 量が減少したシナリオ	火山灰により緑地部のかん養量が減少し、地下水がどの程度減少するか予測	○	○			○	有
7	都市化によりかん養量が減少したシナリオ	都市化（アスファルト）によりかん養量が減少し、地下水がどの程度減少するか予測	○	○			○	有

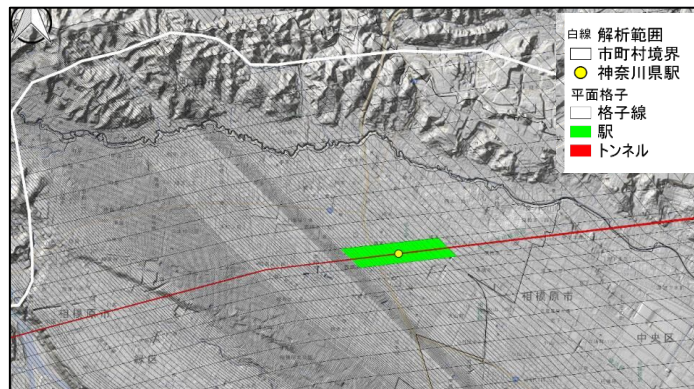
* 資料編 用語集 (p.124～) 参照

シナリオ1：リニア供用後のシナリオ

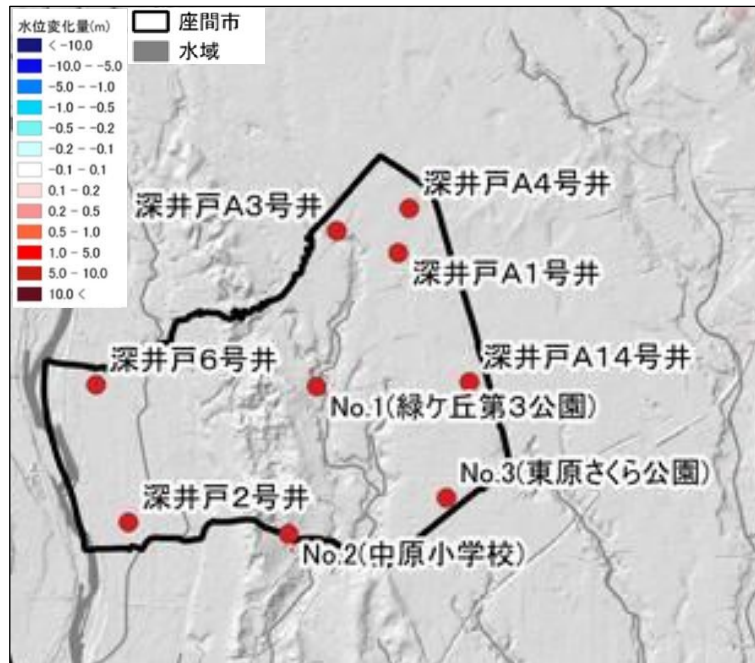
解析結果

- ・ リニア建設により駅部周辺で若干の変化はあるものの、地下水流動に変化は無し
- ・ 本市内への影響は無いと評価

■ リニアのモデルへの設定イメージ



■ シナリオ1の解析結果（地下水位変化量）

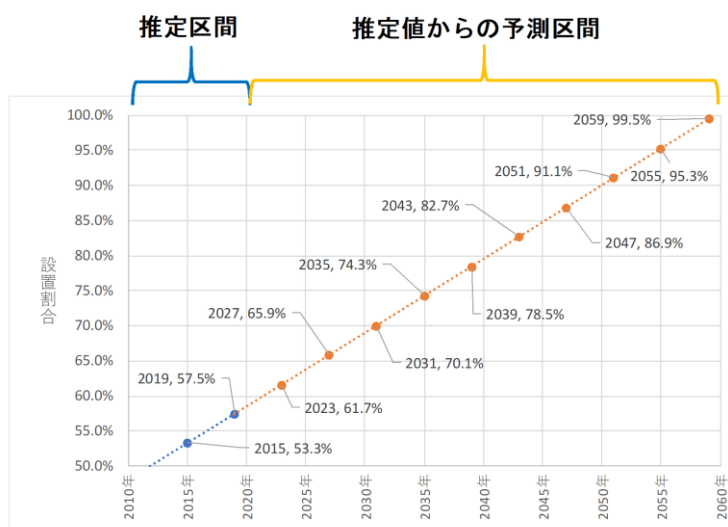


シナリオ2：浸透ますの設置率が57.5%から100%となり、清掃が行われているシナリオ

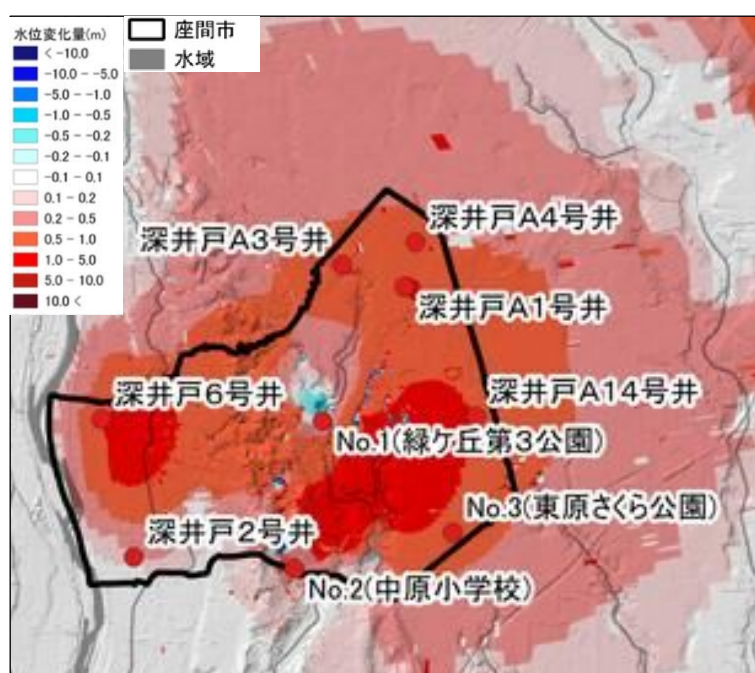
解析結果

- ・ 地下水かん養^{*}量の増加により本市周辺で地下水位が上昇
- ・ 流出域となる目久尻川周辺や相模川沿いの低地では地下水が集まる地形のため、台地部に比べて上昇の程度が大きいことを確認

■ 雨水浸透ます^{*}の設置割合の将来予測
(建設時期別の設置率等を踏まえて推定)



■ シナリオ2の解析結果（地下水位変化量）



シナリオ3：浸透ますの設置率が57.5%から100%となり、清掃が行われていないシナリオ

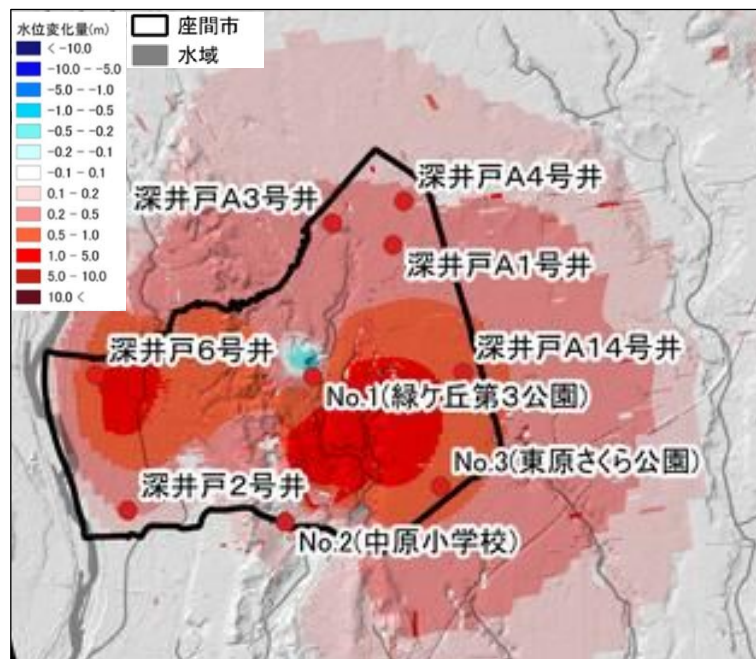
解析結果

- ・ 地下水かん養^{*}量の増加により本市周辺で地下水位が上昇
- ・ 清掃が行われていないため地下水位の上昇の範囲や程度はシナリオ2に比べて少ないものの、雨水浸透ます^{*}の設置が地下水位の増加に大きく寄与することを確認

■ 雨水浸透ますの汚れの状況



■ シナリオ3の解析結果（地下水位変化量）



シナリオ4：100年に1度の渇水が発生したシナリオ

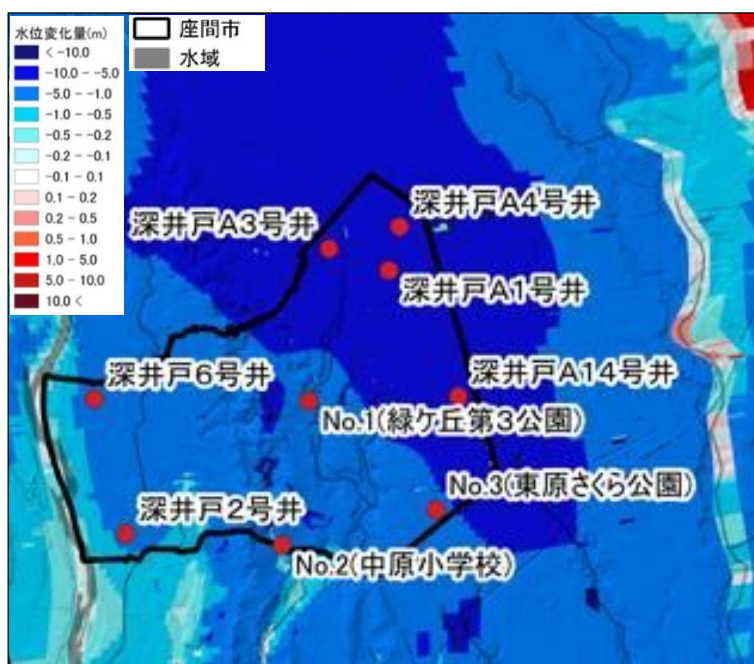
解析結果

- ・ 確率計算上の100年に1度の渇水により、地下水位が市内で10m 程度低下する地域を確認
- ・ 台地からの地下水の流動により形成されている北東部については、渇水の影響による地下水位の低下が他地域に比べて大きい

■ 降水量の確率計算結果（平成29年度（2017年度）時点）

確率規模	降水量（mm）
2年に1度の割合	1,715.8
5年に1度の割合	1,529.5
10年に1度の割合	1,460.9
20年に1度の割合	1,400.0
50年に1度の割合	1,329.3
100年に1度の割合	1,282.1
200年に1度の割合	1,239.2

■ シナリオ4の解析結果（地下水位変化量）

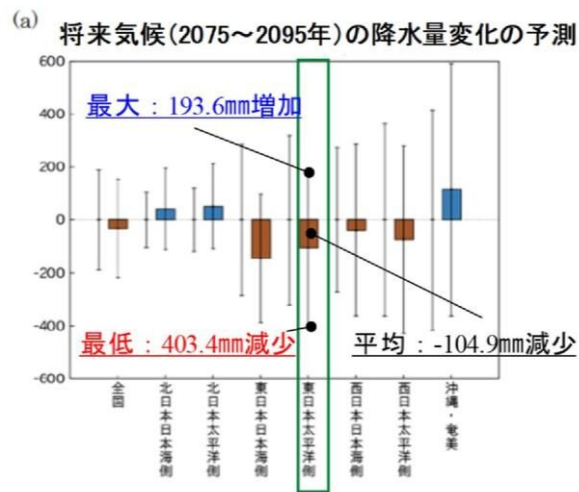


シナリオ5：将来の気候変動による渇水時を再現したシナリオ

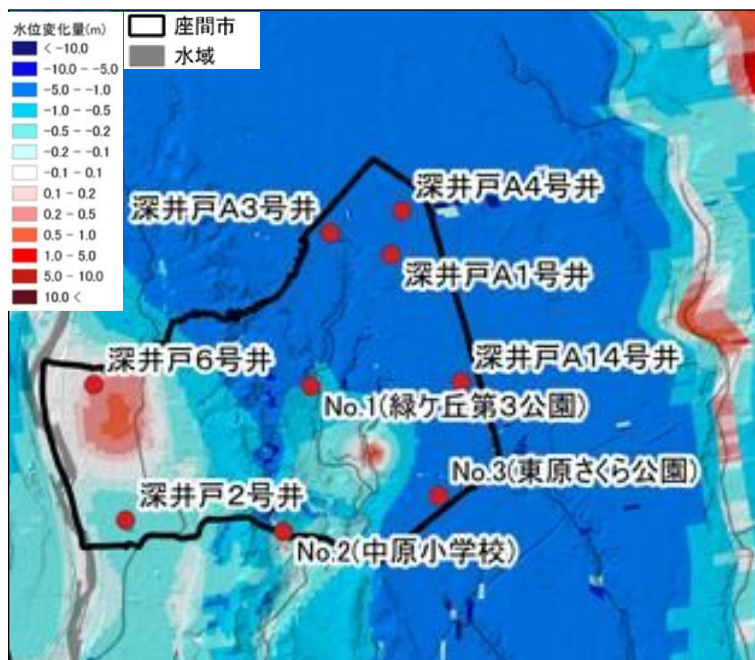
解析結果

- ・ 渇水により地下水位が低下するものの、将来的な人口減少により地下水揚水量も減るため、シナリオ4よりも地下水位の低下量が少ない
- ・ 低地部では地下水揚水量の減少により若干の上昇を確認

■ 気候変動モデルによる将来気候の予測
出典：気象庁「地球温暖化予測情報第9巻」



■ シナリオ5の解析結果（地下水位変化量）



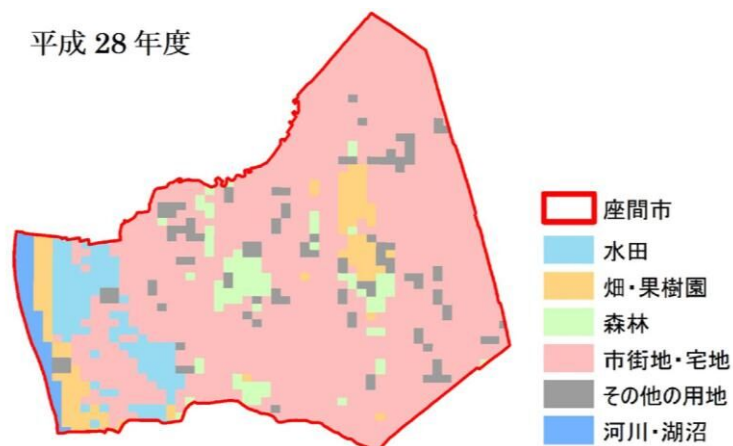
シナリオ6：富士山の火山灰によりかん養量が減少したシナリオ

解析結果

- ・ 富士山の火山灰によるかん養^{*}量減少に伴い、地下水位が市内で最大5m程度低下する地域を確認
- ・ 相模原台地全域で地下水位が低下し、市内でも同程度で地下水位が低下

■土地利用の設定

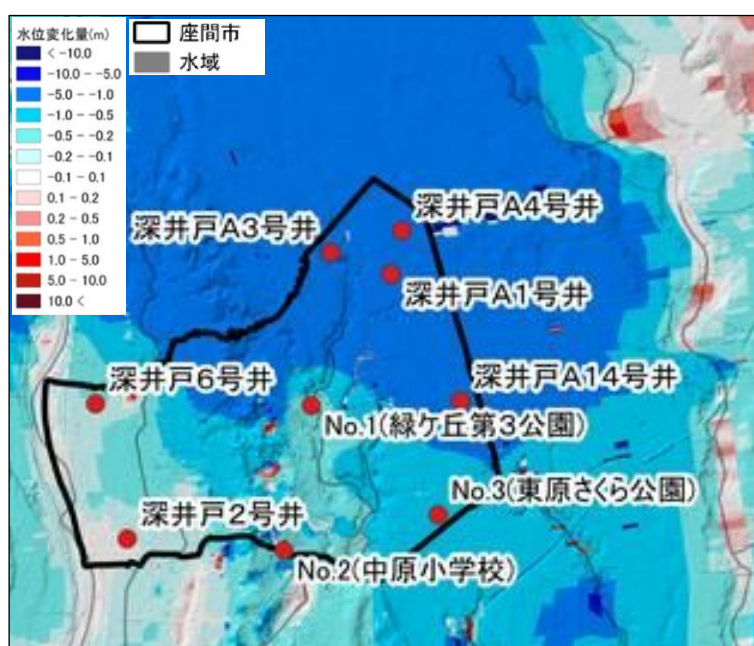
平成 28 年度



※ 国土院の土地利用データを基に作成

※ 水田、畑・果樹園、森林、市街地・宅地の浸透性を減少

■シナリオ6の解析結果（地下水位変化量）



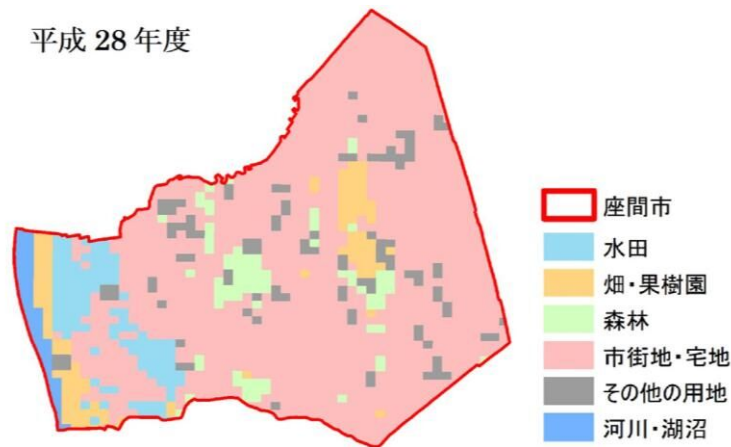
シナリオ7：都市化によりかん養量が減少したシナリオ

解析結果

- ・ 都市化により現在の森林等におけるかん養^{*}量が減少し、相模原台地や市の北東部で地下水位が低下
- ・ 市の南西部は、北東部に比べて地下水位の低下が小さい

■ 土地利用の設定

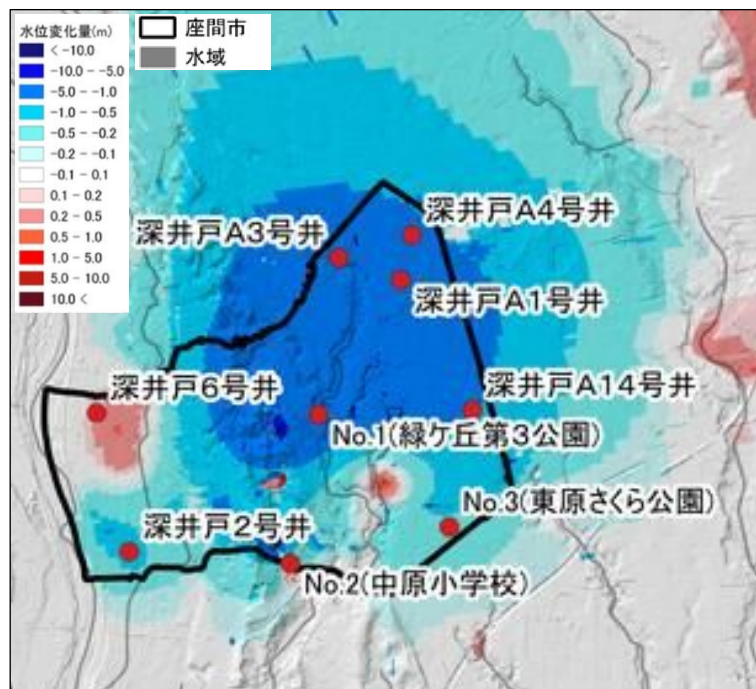
平成 28 年度



※ 国土地理院の土地利用データを基に作成

※ 水田、畑・果樹園、森林が道路等と同程度の浸透性として解析

■ シナリオ7の解析結果（地下水位変化量）



4. 有機フッ素化合物について

ここでは、PFOS^{*} 及び PFOA^{*}（いずれも有機フッ素化合物^{*}の1種）の各種法令における規制の状況等について整理します。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律^{*}では、PFOS・PFOA等は「第一種特定化学物質^{*}」に指定されており、製造・輸入等を原則禁止されています。

水質汚濁防止法^{*}では、令和5年（2023年）2月に PFOS 及びその塩ならびに PFOA 及びその塩について事故時の措置が必要となる「指定物質」に追加されました。なお、同法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、排水基準は設定されていません。

水道水の水質基準等の体系においては、科学的知見や情報を収集すべき「要検討項目」に位置付けられていました。令和2年（2020年）4月には、浄水場における水質管理を適切に行う観点から PFOS 及び PFOA の合計として50ng/Lの「暫定目標値」が設定されるとともに、「水質管理目標設定項目^{*}」へと位置づけが変更されました。その後、令和8年（2026年）4月から「**水質基準項目**」へ変更され、50ng/L（PFOS 及び PFOA の合計）が水質基準になります。

地下水や公共用水域の環境基準^{*}等としては、令和2年（2020年）5月に「要監視項目」に位置付けられ、50ng/L（PFOS 及び PFOA の合計）が「指針値（暫定）」と設定されていました。その後、令和7年（2025年）6月に「指針値（暫定）」が「**指針値**」に変更されましたが値は50ng/L（PFOS 及び PFOA の合計）で変更ありません。

本市では、令和3年（2021年）10月に実施した水質検査において、第3水源と第3水源を主水源としていた相模が丘配水場の出口において、暫定目標値を超える値が確認されたため、令和3年（2021年）11月から第3水源は取水を停止して経過観察しており、代替水源として不足分を神奈川県営水道からの受水を増量する措置を取っています。

■ PFOS・PFOA とは

項目	解説
PFOS	ペルフルオロオクタンスルホン酸 主な用途：メッキ処理剤、泡消火薬剤等
PFOA	ペルフルオロオクタン酸 主な用途：撥水剤、界面活性剤等
物理化学的性状	化学的に極めて安定しており、水溶性、不揮発性のため、環境中に放出された場合は水系に移行しやすく、難分解性のため半永久的に環境に残留すると考えられています。

5. 地下水保全基本計画の策定の経過

本基本計画の改定にあたり、「地下水保全連絡協議会」の協議やパブリックコメントを経て策定しました。

■ 地下水保全基本計画策定までの経過

年度	名称	日程	本基本計画改定に関する議題
令和6年度	第1回	5/17	・ 令和6年度座間市地下水保全基本計画改定業務 業務計画
	第2回	11/27	・ アンケート調査結果 ・ 現基本計画に沿った座間市地下水の現状整理
	第3回	3/19	・ 現計画に沿った具体的な事業内容の進捗と地下水保全効果の検証 ・ 基本計画推進体系図の再構築
令和7年度	第1回	5/29	・ 令和7年度座間市地下水保全基本計画改定業務 業務計画
	第2回	11/13	・ 座間市地下水保全基本計画（案）
	パブリック コメント	11/21 ～ 12/22	・ 座間市地下水保全基本計画（案）
	第3回	3/4	・ 座間市地下水保全基本計画（案）

■ 地下水保全連絡協議会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	西海 愛子	公募市民
委員	飯島 茂	公募市民
委員	坪田 佐保子	公募市民
委員	西 寿子	公募市民
副会長	山内 伸二	地下水採取事業者の代表
委員	小玉 賢一	地下水採取事業者の代表
委員	加賀原 拓真	地下水採取事業者の代表
委員	田川 尚己	地下水採取事業者の代表

令和8年3月時点

6. 地下水採取審査委員会の経過

本基本計画の改定にあたり、「地下水採取審査委員会」で議題とし、専門的な知見に基づき意見を頂きました。

■ 地下水採取審査委員会開催経過

年度	回	開催日	本基本計画改定に関する議題
令和6年度	第1回	5/27	・ 座間市地下水保全基本計画改定業務 業務計画
	第2回	10/22	・ アンケート調査結果 ・ 現基本計画に沿った座間市地下水の現状整理
	第3回	3/12	・ 現計画に沿った具体的な事業内容の進捗と地下水保全効果の検証 ・ 基本計画推進体系図の再構築
令和7年度	第1回	5/19	・ 座間市地下水保全基本計画改定業務 業務計画
	第2回	10/31	・ 座間市地下水保全基本計画（案）
	第3回	3/3	・ 座間市地下水保全基本計画（案）

■ 地下水採取審査委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	守田 優	学識者
副委員長	中島 誠	学会員
委員	宮下 雄次	研究員
委員	大木 秀樹	上下水道局長

令和8年3月時点



7. 雨水浸透施設等に関する広報資料

■ 雨水浸透施設等設置助成金に関するリーフレット（1/2）



対象の施設を設置して

雨水すいの活用う はじめませんか

雨水浸透施設等設置助成金をご利用ください

座間市では、地下水を保全するために
これから雨水浸透施設等を設置する方に助成金を交付しています。

こんな役割があります！

地下水を守る	浸水を防ぐ	有効活用
 <p>雨水を地下に浸透させることで、座間市の大切な資源を守ります。</p>	 <p>雨水管に流れる雨水の量を減らし、大雨による道路や敷地に水があふれる事象を防ぎます。</p>	 <p>雨水を貯める施設を設置すると、庭の水まきや洗車などに活用できます。</p>

※助成対象となる条件を必ずホームページ等で確認してください。

【問い合わせ先】
座間市生活安全課環境保全係
座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所4階
☎046-252-8214 ㊟046-257-7743

HPはこちら 

 **ウラ面も
ご覧ください** 

令和8年3月時点

■ 雨水浸透施設等設置助成金に関するリーフレット (2/2)

助成対象

 座間市内に対象施設をこれから設置する個人・事業者

注意事項

- ・ 工事着手前の申請が必要です。
- ・ 予算の状況など、申請前に担当までお問い合わせください。



対象施設は4種類！

雨水浸透ます

雨水を地面にしみ込ませるための設備です。道路や庭に設置することで、下水道へ流れ込む雨水を減らし、地下水の保全や洪水防止に役立ちます。



4基まで補助！

雨水浸透トレンチ

地中に埋め込み、雨水を地面にしみ込ませるための設備です。より広い範囲に浸透させることができます。



20mまで補助！

浸透性アスファルト舗装

雨水がアスファルトの表面から地面にしみ込む舗装です。道路や駐車場などを使うことで、水たまりや排水の負担を減らします。



500㎡まで補助！

雨水貯留槽

屋根などに降った雨水をためておくタンクです。ためた雨水は、庭の水まきや洗車などに活用できます。



本体価格の1/2を補助！

※その他助成対象となる条件を必ずホームページ等で確認してください。

【問い合わせ先】

座間市生活安全課環境保全係
座間市緑ヶ丘1-1-1 座間市役所4階
☎046-252-8214 ㊟046-257-7743

HPはこちら



令和8年3月時点

■ 雨水浸透ますの清掃に関するリーフレット（1/2）

雨水浸透マス清掃協力をお願い

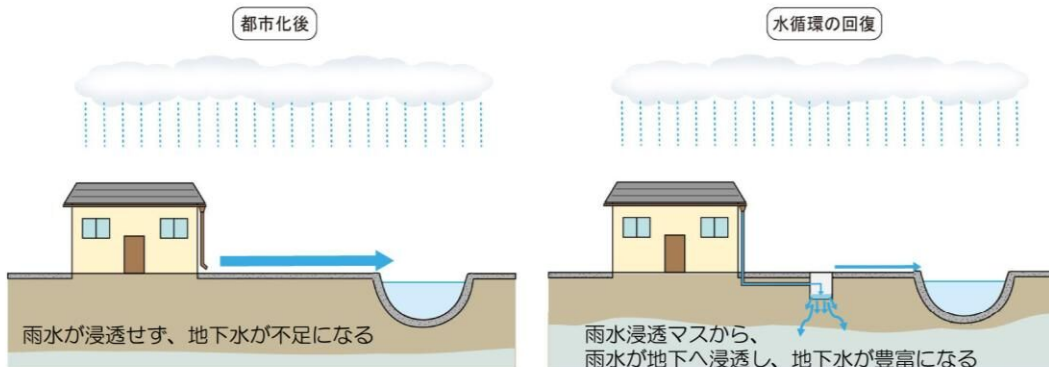
座間の水道水は地下水を利用しています！

雨はゆっくりと地下にしみ込んでいき、地下水となります。座間市は、このような地下水を豊富に汲み上げて、水道水や工業用水などに利用しています。

なぜ雨水浸透マスが必要なのか？

近年は、都市化に伴い、地面がコンクリートに覆われ、雨水が地下にしみ込みにくくなっています。雨水が地下に浸透しなくなると、地下水が減り、湧き水が涸れることが懸念されます。

雨水浸透マスを宅地などに設置することによって、屋根に降った雨を直接河川に流入せず地下へとしみ込ませることができます。このように都市化した座間市内では、地下水量保全のために、雨水浸透マスの設置がとても重要となります。



雨水浸透マスを定期的に清掃しましょう

設置済みの雨水浸透マスは、定期的に清掃しないと、マスから雨水が溢れてしまい十分な浸透効果が得られなくなることがあります。

そこで、雨水浸透マスの効果を最大限発揮させるためには、定期的に清掃することが望ましいです。具体的な清掃方法は裏面をご覧ください。

【雨水浸透施設構造図】



■ 雨水浸透ますの清掃に関するリーフレット（2/2）

雨水浸透ますの清掃方法

こまめな清掃により、効果的な地下水への浸透効果が期待されるため、
皆様のご協力をお願いします。

用意するもの

● ほうき、ちりとり



● バケツ



● ドライバー



● スコップ

● おたま など
(必要によって)

清掃方法

01

● ふたを外す

ふたが外れにくい場合は、ふたの周囲に詰まっている土などをドライバーでかき出します。



02

● 内部を清掃する

ほうき、ちりとり、バケツ、スコップなどを使い、ますの縁や底に詰まっている泥や落葉を取り除きます。



※注意事項：

※底に透水シートがある場合は、破らないように気をつけましょう

※取り出した泥に混ざった大きめの石は廃棄せずに清掃後、ますの中に戻します

03

● ふたを閉める

清掃道具と取り除いたゴミを片付けます。



■ 雨水浸透ますの浸透効果確認方法に関するリーフレット（1/2）

雨水浸透ますの浸透効果確認方法

はじめに

- 座間市の水道水源である地下水を確保していくためには、宅地等に雨水浸透ますを設置することが必要です。
- 設置後、清掃等を実施することによって浸透効果を維持させることが必要です。
- 清掃後、浸透効果がどの程度あるのかを確認することができますので、確認方法を紹介します。

道具

- バケツ
- 雑巾
- ガムテープ
- スコップ
- メジャー
- ストップウォッチ

手順

調査は、『雨水浸透施設技術指針【案】調査・計画編（平成18年）』を参考とした簡易な方法です。

1. 構造のチェック

雨水浸透ますのふたを外し、構造をチェックします。



2. 清掃の実施

雨水浸透ます内を清掃します。



3. 浸透実験

- ① 雨水浸透ますの側面の管をタオルとガムテープを用いて塞ぎます。
- ② 雨水浸透ますにバケツ等を用いて水で満たします。
- ③ 水面の深さの時間変化をストップウォッチとメジャーで一定時間間隔で計測します。
- ④ 計測結果をデータシート（裏面に示す）に記入します。ここで、実験は終了です。
- ⑤ ふたを閉めます。



■ 雨水浸透ますの浸透効果確認方法に関するリーフレット（2/2）

データシート

現地浸透試験データシート

調査名	浸透能調査		地点名		
測定日	測定開始時間		住所		
天候	気温 (°C)		構造図		
施設の形状	施設の寸法 (cm)				
浸透面深 (cm)	浸透面の深さ (cm)				
湛水深 (cm)	浸透面の土質				
備考	設置年数				
経過時間 (min)	単時間 (min)	1回目		2回目	
		水面の深さ (cm)	浸透量 (L/min)	水面の深さ (cm)	浸透量 (L/min)
0.00	0.00				
0.25	0.25				
0.50	0.25				
0.75	0.25				
1.00	0.25				
1.25	0.25				
1.50	0.25				
1.75	0.25				
2.00	0.25				
2.50	0.50				
3.00	0.50				
3.50	0.50				
4.00	0.50				
5.00	1.00				
6.00	1.00				
7.00	1.00				
8.00	1.00				
10.00	2.00				
12.00	2.00				
15.00	3.00				
20.00	5.00				
30.00	10.00				
45.00	15.00				
60.00	15.00				

調査結果のご提供をお願いいたします。皆様のご協力が座間市の水資源保全に役に立ちます。

8. 座間市の地下水を保全する条例

座間市の地下水を保全する条例

(平成10年4月10日条例第19号)

改正 平成15年3月28日条例第11号

目次

第1章 総則 (第1条 - 第6条)

第2章 地下水の汚染の防止及び浄化 (第7条 - 第13条)

第3章 地下水の採取 (第14条 - 第23条)

第4章 地下水の涵養及び水源の保護 (第24条 - 第27条)

第5章 雑則 (第28条 - 第36条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地下水が市民共有の貴重な資源であることにかんがみ、その保全を図ることにより市民生活に必要な水を確保し、もって市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下水 座間市の地下に存する地下水をいう。
- (2) 井戸 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。
- (3) 有害物質 人の健康を害するおそれがある物質として水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)第2条に定めるものをいう。
- (4) 使用事業場 有害物質を使用し、製造、洗浄、検査等これらに類する事業を行う施設をいう。
- (5) 井戸の設置者 井戸を設置しようとする者及び設置している者のうち規則で定める者をいう。
- (6) 地下水採取事業者 井戸の設置者のうち規則で定める者をいう。
- (7) 事業者 市内に工場、商店、事務所、倉庫、車庫、研究所、市営水道等事業所をおく者をいう。
- (8) 水源保護地域 水源の保護に必要な地域として、座間市全域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、次に掲げるところにより、地下水の保全に係る必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 貴重な自然環境資源、社会資源である地下水を将来にわたって保全するために総合的かつ計画的な施策を行うこと。
- (2) 市民及び事業者に情報を提供し、地下水保全への意識の啓発を図るとともに、施策への協力を求めること。
- (3) 地下水の広域性、流動性等の自然要因にかんがみ、神奈川県等と連携を密にし、地下水保全に努めること。

(財産権の尊重)

第4条 市は、この条例の運用にあたっては、関係者の土地所有権等憲法第29条で保障されている権利を尊重するよう留意しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市の地下水保全に関する施策の実施に協力するとともに、自ら地下水の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、市の地下水保全に関する施策の実施に協力するとともに、自ら地下水の保全に努めなければならない。

第2章 地下水の汚染の防止及び浄化

(使用事業場設置の届出)

第7条 使用事業場を設置しようとする者又は設置している者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 使用事業場の名称及び所在地
- (3) 使用事業場の業種及び事業の概要
- (4) 使用事業場の敷地内における建物等の配置及び構造
- (5) 使用する有害物質の種類
- (6) 有害物質の使用、保管及び処分の方法
- (7) 有害物質による土壌及び大気の汚染の防止方法

2 前項の届出は、使用事業場ごとにしなければならない。

(届出事項の変更)

第8条 前条の規定による届出をした者は、その届出の内容に変更があったときは、その日から30日以内に市長に届け出なければならない。

(有害物質の数量の報告)

第9条 使用事業場を設置している者は、毎年度（4月から翌年の3月まで）の有害物質の購入数量、使用数量及び保管数量をその年度終了後60日以内に市長に報告しなければならない。

(有害物質の使用量の削減等)

第10条 使用事業場を設置している者は、有害物質の使用量を削減し、又は有害物質以外の物質に変更するように努めなければならない。

(汚染の防止及び指導)

第11条 市長は、第7条及び第8条の規定による届出があったときは、汚染防止のため現況を正確に把握するとともに、地下水等の汚染の危険があると予測されるときは、未然に防止するため適切な指導をしなければならない。

2 市長は、地下水等の水質調査により、水質状況の把握をし、水質保全に努めなければならない。

3 使用事業場を設置している者は、有害物質が土壌及び大気を汚染しないよう適切に使用し、厳格な管理をしなければならない。

(汚染の調査及び浄化)

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、汚染が発生し、又は発見されたときは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）により県と連携し、調査、浄化等の措置を講ずるものとする。

(使用廃止の届出)

第13条 使用事業場を設置している者は、その届出に係る全ての有害物質の使用を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

第3章 地下水の採取

(地下水利用基本計画の策定)

第14条 市長は、地下水の自然的な性質に基づき、可能な範囲の調査をし、地下水利用基本計画を策定するものとする。

(地下水取水基準の遵守)

第15条 地下水採取事業者は、市が可能な範囲で規則で定める取水基準を遵守し、適正に地下水を取水しなければならない。

(井戸設置の届出)

第16条 井戸の設置者は、次に掲げる事項を市長へ届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 井戸の所在地
- (3) 業種及び事業の概要
- (4) 地下水採取予定量（日量及び年間採取量）
- (5) 井戸の種類
- (6) 採取する地下水の用途

(工事完了届出)

第17条 前条の規定による届出をした者のうち、新たな井戸の設置者は、当該届出に係る井戸の工事が完了したときは、完了の日後30日以内に市長に届け出なければならない。

(届出事項の変更)

第18条 第16条の届出の内容を変更する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に届け出なければならない。

- (1) 第16条第4号又は第5号の届出の内容を変更するとき 変更しようとする日の30日前まで
- (2) 第16条第1号から第3号まで又は第6号の届出の内容を変更するとき 変更した日から30日以内

(届出事項の結果通知)

第18条の2 市長は、第16条の規定による届出又は前条第1号に規定する届出があつたときは、必要に応じ第32条に規定する地下水採取審査委員会に諮り、その結果を受けて届出をした者に通知するものとする。

(井戸の管理)

第19条 井戸の設置者は、井戸を適正に管理しなければならない。

- 2 市長は、井戸の適正管理に関し必要な措置を講ずるよう指導することができる。
- 3 市長は、前項の規定による指導を受けた者に対し、その措置状況に関して報告を求めることができる。

(地下水採取量の報告)

第20条 地下水採取事業者は、地下水採取量を測定できる水量測定機器を設置し、市長の求めに応じ、地下水採取量を市長に報告しなければならない。

(地下水等の有効利用)

第21条 地下水採取事業者は、地下水の有効な利用を図るため、地下水の再利用を促進する設備及び雨水を利用するなど地下水採取量の削減に協力するものとする。

(緊急時の処置等)

第22条 市長は、異常湧水等の緊急の場合において、取水制限等の必要が生じたときは、地下水採取事業者と協議をし地下水の採取の削減の協力を求めることができる。

(使用廃止の届出)

第23条 井戸の設置者は、当該井戸の使用を廃止したときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

第4章 地下水の涵養及び水源の保護

(地下水涵養策の推進)

第24条 市長は、法令の範囲内において、地下水涵養策を推進しなければならない。

(水源保護地域の指定)

第25条 市長は、水源を保護するため、法令の範囲内において、水源保護地域を指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により水源保護地域の指定又は解除を行った場合は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(水源保護地域の行為の届出)

第26条 水源保護地域で水源保護に影響を及ぼすおそれがあるもので規則に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(水源保護地域の助成)

第27条 市長は、水源保護地域で涵養策など水源保護に必要な助成策を講ずることができる。

第5章 雑則

(立入調査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業主等の事務所その他の事業所にある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(改善命令)

第29条 市長は、第7条、第8条、第16条、第17条、第18条、第19条及び第20条の規定による届出等があった場合又は前条第1項の規定により立入調査をした場合において、地下水の保全に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、使用事業場の設置者又は井戸の設置者に対し、当該使用事業場又は井戸について必要な改善を命ずることができる。

(承継)

第30条 使用事業場を設置している者から使用事業場を譲り受け（合併したときを含む。）、又は借り受けた者は、第7条の届出をした者の地位を承継するものとする。

2 井戸の設置者から井戸を譲り受け（合併したときを含む。）、又は借り受けた者は、第16条の届出をした者の地位を承継するものとする。

(連絡協議会)

第31条 市長は、地下水採取事業者の代表及び市民の代表による地下水保全連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、市民の相互理解と協力により、地下水の保全その他関連する事項について協議する。

3 協議会の組織運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査委員会)

第32条 市長は、学識経験者等による地下水採取審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、地下水揚水量等に関連する事項について審査する。

3 審査委員会の組織運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(協力金)

第33条 市長は、地下水調査等必要な施策を実施するために要する費用について、地下水採取事業者に対し、協力金の納入を求めることができる。

(基金)

第34条 市長は、市民の浄財を受けて、地下水を保全する事業その他必要な事業を行うために地下水保全対策基金を設置することができる。

(公表)

第35条 市長は、この条例の規定に対して悪質な違反をした者があるときは、その事実について公表することができる。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から8月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）

から施行する。

- 2 この条例施行の際、現に使用事業場を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、施行日から30日以内に第7条に規定する届出をしなければならない。
- 3 この条例施行の際、現に井戸を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、施行日から30日以内に第16条に規定する届出をしなければならない。

附 則（平成15年3月28日条例第11号）

- 1 この条例は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から30日以内に限り、改正後の第18条第1号の届出については、なお従前の例による。

9. 座間市の地下水を保全する条例施行規則

座間市の地下水を保全する条例施行規則
(平成10年11月20日規則第43号)
平成15年4月8日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、座間市の地下水を保全する条例(平成10年座間市条例第19号。以下「条例」という。)第36条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(条例第2条第4号に規定する事業)

第3条 条例第2条第4号に規定するこれらに類する事業は、別表第1に掲げる作業を行う事業をいう。
(井戸の設置者)

第4条 条例第2条第5号に規定する規則で定める者は、採取した地下水を事業の用に供する者とする。

(地下水採取事業者)

第5条 条例第2条第6号に規定する地下水採取事業者は、前条の井戸設置者のうち、1事業所に設置する揚水機の吐出口の断面積の合計が12平方センチメートル以上の揚水機を設置している者又は日量50立方メートル以上の地下水を採取している者とする。

(有害物質使用事業場設置届)

第6条 条例第7条の規定による届出は、有害物質使用事業場設置届(第1号様式)により行うものとする。

2 新たに使用事業場を設置しようとする者は、工事着手の30日前までに前項の届出をしなければならない。

(有害物質使用事業場設置事項変更届)

第7条 条例第8条の規定による届出は、有害物質使用事業場設置事項変更届(第2号様式)により行うものとする。

(有害物質の数量等の報告)

第8条 条例第9条の規定による報告は、有害物質使用量等報告書(第3号様式)により行うものとする。

(有害物質の管理)

第9条 条例第11条第3項の規定による管理は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)の規定により行うものとする。

(有害物質使用廃止届)

第10条 条例第13条の規定による届出は、有害物質使用廃止届(第4号様式)により行うものとする。

(地下水取水基準)

第11条 条例第15条の規定による市が可能な範囲で定める取水基準は、次のとおりとする。

- (1) 座間市水道事業者 日量最大45,330立方メートル以下
- (2) 前号以外の地下水採取事業者 1事業所につき日量最大1,500立方メートル以下
- 2 前項に規定する取水基準は、原則3年ごとに見直すものとする。

(井戸設置届)

第12条 条例第16条の規定による届出は、井戸設置届(第5号様式)により行うものとする。

- 2 新たに井戸を設置しようとする者は、工事着手の30日前までに前項の届出をしなければならない。
(井戸設置工事完了届)
- 第13条 条例第17条の規定による届出は、井戸設置工事完了届(第6号様式)により行うものとする。
(井戸設置事項変更届)
- 第14条 条例第18条の規定による届出は、井戸設置事項変更届(第7号様式)により行うものとする。
(井戸管理の報告方法)
- 第15条 条例第19条第3項の規定による報告は、書面で行うものとする。
(水量測定機器)
- 第16条 条例第20条に規定する水量測定機器は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の規定による検査に合格した機器とする。
(地下水採取量の報告)
- 第17条 条例第20条の規定による報告は、地下水採取量報告書(第8号様式)により行うものとする。
2 前項の報告は、毎年1月及び7月の末日までにその月前6月間の記録を記載し、提出しなければならない。
(井戸使用廃止届)
- 第18条 条例第23条の規定による届出は、井戸使用廃止届(第9号様式)により行うものとする。
(水源保護地域行為届)
- 第19条 条例第26条に規定する規則に掲げる行為は、次に掲げるものとする。ただし、非常時における行為については、この限りでない。
(1) 500平方メートル以上の木竹の伐採
(2) 500平方メートル以上の駐車場の舗装
(3) 工事等による一時的な地下水の揚水
(4) 鉱物の掘採又は採取
(5) 河川等の工事
2 条例第26条の規定による届出は、水源保護地域行為届(第10号様式)により行うものとする。
(立入調査員証)
- 第20条 条例第28条第2項に規定する証明書は、立入調査員証(第11号様式)とする。
(連絡協議会の委員)
- 第21条 条例第31条に規定する地下水保全連絡協議会(以下「協議会」という。)の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 地下水採取事業者の代表
(2) 市民の代表
(任期)
- 第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)
- 第23条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)
- 第24条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第25条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に諮り、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第26条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(審査委員会)

第28条 条例第32条に規定する地下水採取審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 水道主管部長

2 第22条から第27条までの規定は、審査委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「審査委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

(公表の方法)

第29条 条例第35条に規定する公表は、公告の方法によるほか、市広報に掲載して行うものとする。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、地下水の保全に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条に規定する日量50立方メートル以上の地下水を採取している者は、平成12年1月末日までに提出する地下水採取量報告書に記載された平均日揚水量が50立方メートル以上の者とする。

3 第16条に規定する水量測定機器は、平成11年9月30日までに設置するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

4 第17条第1項に規定する報告は、平成12年1月末日までに提出する地下水採取量報告書（以下この項において「報告書」という。）から適用する。この場合において、当該報告書には、平成11年10月から同年12月までの3月間の記録を記載するものとする。

附 則（平成15年4月8日規則第17号）

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

No.	作業の種類
1	石油製品の製造の作業
2	石油化学基礎製品の製造の作業
3	潤滑油又はグリースの製造の作業
4	合成樹脂の製造の作業
5	合成ゴムの製造の作業
6	合成染料、有機顔料、塗料又は印刷インキの製造の作業
7	界面活性剤、合成洗剤、石けん又は油脂加工製品の製造の作業
8	医薬品の製造の作業
9	農薬の製造の作業
10	香料の製造の作業
11	化粧品の製造の作業
12	化学繊維の製造の作業
13	合成樹脂製品の製造の作業
14	コーラール製品の製造の作業
15	1 から 14 までに掲げる作業以外の有機化学工業製品の製造の作業
16	化学肥料の製造の作業
17	無機顔料の製造の作業
18	か性ソーダ、塩素又は無機酸の製造の作業
19	17 及び 18 に掲げる作業以外の無機化学工業製品の製造の作業
20	コークスの製造の作業
21	ゴム製品の製造の作業
22	銑鉄、鋼若しくは合金鉄の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業
23	非鉄金属若しくはその合金の製造又はこれらの鑄造、塑性加工若しくは熱処理の作業
24	建設機械、産業用機械その他の一般機械器具の製造の作業
25	電気機械器具の製造の作業
26	船舶、車両その他の輸送用機械器具の製造の作業
27	精密機械器具の製造の作業
28	24 から 27 までに掲げる作業以外の機械器具、武器又は金属製品の製造の作業
29	骨材又は石工品の製造又は加工の作業
30	セメント又はセメント製品の製造の作業

No.	作業の種類
3 1	ガラス又はガラス製品の製造の作業
3 2	陶磁器の製造の作業
3 3	炭素又は黒鉛製品の製造の作業
3 4	2 9 から 3 3 までに掲げる作業以外の窯業製品又は土石製品の製造の作業
3 5	製糸、紡績又は織物その他の繊維製品の製造若しくは加工の作業
3 6	皮革若しくは人造皮革又はこれらの製品の製造の作業
3 7	木材の加工又は木製品の製造若しくは加工の作業
3 8	パルプ、紙又は紙工品の製造の作業
3 9	発電の作業
4 0	ガスの製造の作業
4 1	資源の再生又は廃棄物の処理の作業
4 2	下水道水の最終的な処理の作業
4 3	汚水又は廃液の処理の作業
4 4	廃ガスの燃焼又は分解の作業
4 5	車両、航空機その他の機械器具の整備又は修理の作業
4 6	皮革製品、人造皮革製品又は繊維製品の洗浄の作業
4 7	と畜又は死亡獣畜処理の作業
4 8	写真の現像又は図面等の複写の作業
4 9	科学技術に関する研究、試験又は検査の作業
5 0	印刷、製版又は印刷物の加工の作業
5 1	燃料その他の物の燃焼による熱媒体の加熱又は空気の加温若しくは冷却の作業
5 2	動力を用いて行う物の塗装の作業
5 3	燃料その他の物の燃焼又は電気の使用による物の乾燥の作業
5 4	物の表面処理又はめっきの作業
5 5	有機溶剤を用いて行う物の加工又は接着の作業
5 6	鉱物又は土石の採取、移送、粉碎、選別又は加工の作業
5 7	金属その他の物の研磨の作業
5 8	炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業

様式省略

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

10. 用語集

あ

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設のことで、雨水浸透ますや雨水浸透トレンチ（横に細長い溝状の形状をしたタイプ）等が代表的な施設です。

雨水浸透トレンチ

雨水を地下に浸透しやすくする施設で、地中に長く掘られた底面に砕石等を充填し、集水した雨水を地中に浸透させる「溝（トレンチ）」のことです。

雨水浸透ます

雨水を地下に浸透しやすくする施設で、底面に砕石等を充填し、集水した雨水を地中に浸透させる「ます」のことです。

雨水貯留槽

屋根に降った雨を、雨どいを通じて引き入れ、一時的に溜めるための装置（水槽）のことです。

か

河岸段丘

川の流れに沿ってつくられた階段状の地形のことです。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

「化審法」ともいい、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律です。

環境影響評価

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民や地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度のことです。

環境基準

環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。

環境用水

水質や親水空間等、生活環境または自然環境の維持・改善等を図ることを目的とした水利使用のことです。

かん養（涵養）

降雨や河川水等の地表の水が地面にしみ込み、地層中の地下水に供給されることをいいます。本文中では、分かりやすい表現とするため、「地下水のかん養」、「地下水かん養」と表記しています。

健全な水循環

水循環基本法により国が定めているもので、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環のことです。

さ

座間市災害時協力井戸登録制度

地震等の災害により上水道施設が被災した場合に、当該施設が復旧するまでの間、飲用の目的以外に使用する水（生活用水）として提供可能な井戸を登録し、災害時における市民の生活用水の確保・公衆衛生の維持を図ることを目的にしています。

災害時協力井戸に登録された井戸は、災害時に井戸を開放し近隣住民の方々に井戸水を提供します。

砂礫

砂と礫が混合した土のことです。

三次元水循環解析モデル

地形や地質構造等の三次元的な情報を考慮して、降水、蒸発散、地表水流、地下水流等の水の動きを数式で再現するものであり、これにより水循環の状態の把握が可能となり

ます。

斜面緑地

本市では河岸段丘の斜面に連続して緑地が残されており、環境保全や防災等の多様な機能を有しています。

重点的かん養推進区域

本市の雨水浸透施設助成制度の一環で、地下水や湧水の保全により効果的と考えられる区域として設定しています。重点的かん養区域において雨水浸透ますを設置する際の助成金額は増額されます。

浸透

降雨などの水が地下に浸入する現象のことです。

浸透性アスファルト舗装

雨水を舗装表面から下の路盤・路床へ浸透させる構造を持つ舗装のことです。

水源保護地域

水源の保護を目的として、座間市の地下水を保全する条例に基づき本市全域を指定しています。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境の保全すること等を目的として、昭和45年（1970年）に制定された法律です。

水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において、水質基準項目に係る検査に準じて、体系的・組織的な監視によりその検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目として定められているものです。

鈴鹿・長宿特定景観計画地区

本市の鈴鹿・長宿地区は湧水を中心とした公園や街並みが整備されています。座間市景観計画に基づき景観計画区域（市内全域が対象）で一定規模以上の建築物の新設等を行う際

には届出が必要になりますが、鈴鹿・長宿特定景観計画地区では届出の基準が厳しくなっています。

た

第一種特定化学物質

難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質を指します。第一種特定化学物質に指定されると、製造又は輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入制限や第一種特定化学物質等取扱事業者に対する基準適合義務及び表示義務等が措置されます。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)の総称で、廃棄物焼却等で発生します。人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、ダイオキシン類対策特別措置法にて規制等が行われています。

段丘崖／段丘

河岸や海岸または湖岸に沿って形成されている階段状の地形が段丘で、崖地形の部分が段丘崖です。段丘を高さで区分した3つの平坦な土地（段丘面）のうち、低いものを低位段丘、中位のを中位段丘、高いものを高位段丘といいます。

帯水層

水を通しやすく、地下水が流動しやすい地層のことです。代表的な地層として、砂礫層、砂層等があります。

地下水位コンター

地下水位の標高をコンター（等高線）で図示したものです。

地下水マネジメント

地下水の利用や地下水に関する課題等は一般的に地域性が極めて高いため、課題についての共通認識の醸成や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、かん養、採取等に関する地域にお

ける合意やその内容を実施するマネジメントのことで。

ちゅうせきてい 沖積低地

第四紀の沖積世（約1万年前から現在まで）に、河川や海の堆積作用によって形成された平坦で相対的に標高の低い土地のことで。

とうきょうわんへいきんかいめん T.P.（東京湾平均海面）

（Tokyo Peil の略）

全国の標高の基準となる海水面の高さのことで。この位置をゼロメートルとしたときの標高を T.P.+m と表記します。

でんきでんどうど 電気伝導度

EC、電気伝導率ともいい、電気の通しやすさの指標で、水に溶け込んでいるイオンの数が多いほど大きくなります。地下水は地中をゆっくり流れる間にミネラル等が溶け込み、ECが大きくなる傾向があります。

とうすいけいすう 透水係数

地層中の地下水の流れやすさを表す指標のことで。

とくべつりよくちほぜんちく 特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全することを目的として、都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）第12条に基づき指定された地区のことで。特別緑地保全地区に指定されると、建築物の新設等を行う場合に市長の許可が必要になります。

な

なんとうすいそう 難透水層

地下水が流れにくい粘土などの細粒な土粒子から形成される地層のことで。

は

pH

ペーハーともいい、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。pH 7が中性で、それより大きいとアルカリ性、小さいと酸性です。

PFOA

有機フッ素化合物の一種で、ペルフルオロオ

クタン酸の通称です。主な用途はフッ素ポリマー加工助剤や界面活性剤等です。

PFOS

有機フッ素化合物の一種で、ペルフルオロオクタンスルホン酸の通称です。主な用途は半導体用反射防止剤・レジスト、金属メッキ処理剤、泡消火剤等です。

ま

みずしゅうし 水収支

市域や町域等、ある範囲に出入りする水量（高さで表すこともあります）を表したものです。流入項目には、河川等による地表水流入量、降水量、地下水流入量等があり、流出項目には、降雨時に地表で生じる表面流出量、蒸発散量、地下水揚水量、地下水流出量等があります。

みずしゅうしかいせき 水収支解析

水収支を定量的に分析するための手法のことで。

みずじゆんかん 水循環

地球上の水が太陽エネルギーを受けて大気、陸地、海洋の間を降雨、浸透、流出、蒸発散の過程を通して循環する現象のことで。

みずじゆんかんきほんほう 水循環基本法

水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するために制定された法律です。

みずじゆんかんきほんけいかく 水循環基本計画

水循環基本法第13条に基づいて、日本の水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定されているものであり、日本の水循環に関する施策の基本となる計画のことで。

や

やと 谷戸

丘陵地が侵食されて形成された谷状の地形です。

有機塩素系化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称です。ほとんどが人工的につくられたもので、有害性が高いものが多くあります。地下水汚染で特に問題となっている有機塩素系化合物には、テトラクロロエチレン、トリクロロエタン、トリクロロエチレン等があります。

有機フッ素化合物

炭素とフッ素の結合を持つ有機化合物の総称です。そのうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称してPFASと呼びます。

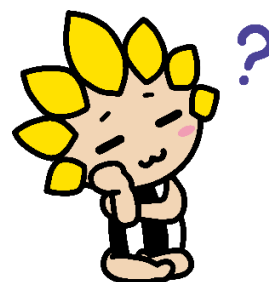
湧水

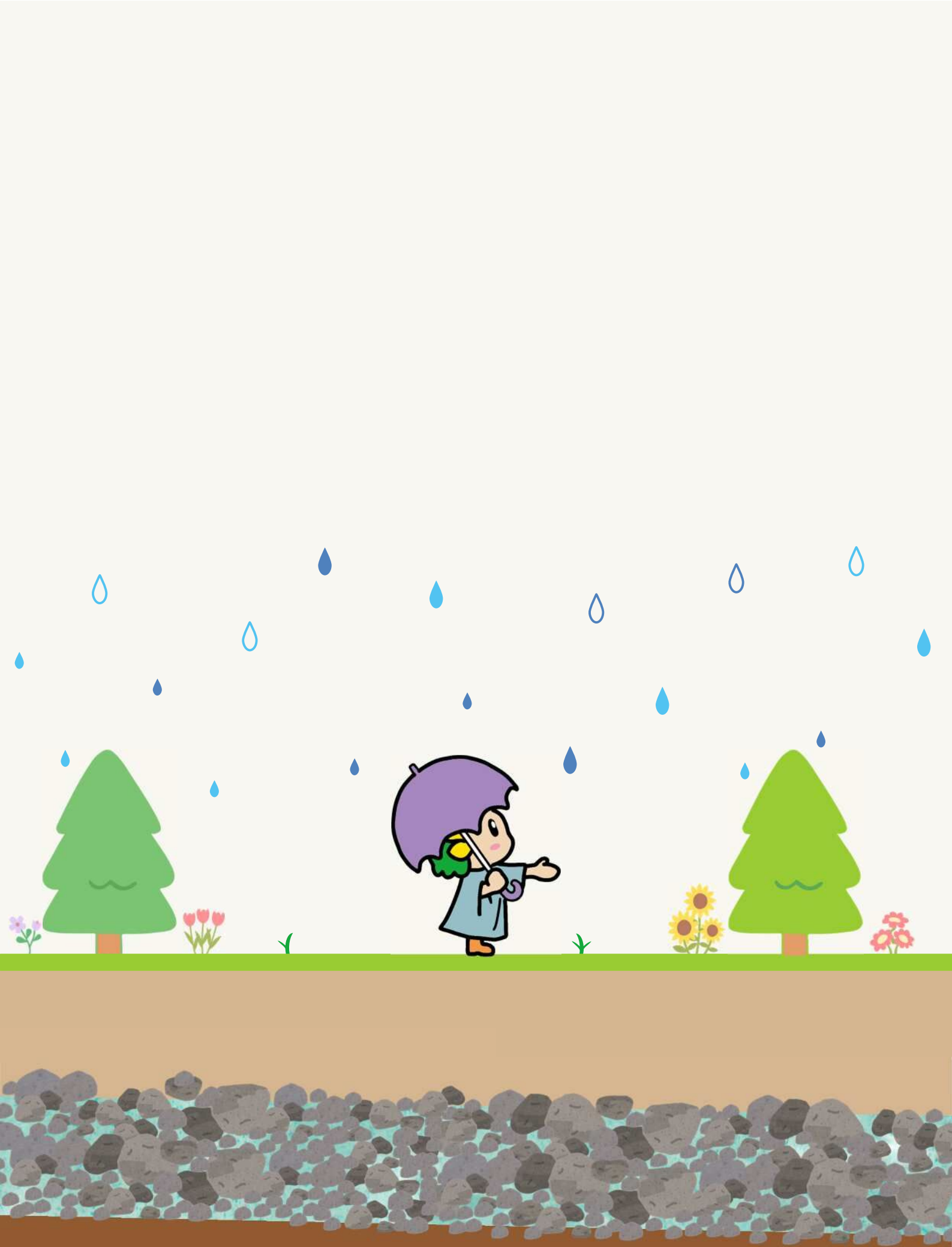
崖下や谷戸の窪地等から地下水が自然に湧き出してくる現象のことです。これは地下水が地表に現れる場所でもあります。

5

流域マネジメント

人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保ち又は改善するため、流域において関係する行政等の公的機関、事業者、団体、住民等が連携して活動することです。





座間市くらし安全部生活安全課
座間市緑ヶ丘一丁目1番1号